

# 経済産業省

20210215 保局第1号  
令和3年3月1日

火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について別紙のとおり制定する。

## 附則

1. この規程は、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（令和二年経済産業省令第九号）の施行の日から施行する。
2. 火薬類取締法施行規則関係例示基準（貯蔵）（20191203保局第1号）及び火薬類取締法施行規則関係例示基準（廃棄）（20191203保局第1号）は、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令の施行の日限り廃止する。

## 火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について

### 1. 総則

火薬類取締法施行規則（昭和 25 年 10 月 31 日通商産業省令第 88 号。以下「規則」という。）で定める機能性基準（規則第 4 条、第 4 条の 2、第 5 条、第 5 条の 2、第 16 条、第 24 条、第 24 条の 2、第 25 条、第 25 条の 2、第 26 条、第 27 条、第 27 条の 4 及び第 67 条の技術上の基準をいう。以下同じ。）への適合性評価に当たっては、個々の事例ごとに判断することとなるが、別添 1「火薬類取締法施行規則関係例示基準（製造）」、別添 2「火薬類取締法施行規則関係例示基準（貯蔵）」又は別添 3「火薬類取締法施行規則関係例示基準（廃棄）」（以下「例示基準」という。）のとおりである場合には、当該機能性基準に適合するものとする。

### 2. 許可、届出及び検査の手続における取扱い

- (1) 機能性基準が関与する許可申請、届出、検査申請（以下「申請等」という。）において、適用すべき機能性基準への適合性評価に係る当該申請等の詳細な技術的事項（以下「申請基準」という。）が例示基準に基づくときは、当該申請等の手続における取扱いは規則に定めるところによる。
- (2) 申請者は、申請等において適用すべき機能性基準への適合性評価に係る申請基準が例示基準に基づかないときの手続における取扱いは、規則に定めるところのほか、原則として次のイ及びロに掲げる資料を添付しなければならない【注 1】。
  - イ. 当該申請において適合性評価を行う詳細な技術的事項
  - ロ. イの申請基準が機能性基準に適合していることを証する資料（例えば、安全性を立証するための論文、規格、解析結果、試験データ等）
- (3) 申請者は、申請時において、(2) イ及びロの評価にあたり専門的知見を要すると申請者が判断したときは、申請基準の機能性基準適合に関する有識者による評価書を提出することとする。また、経済産業省、産業保安監督部、都道府県又は指定都市の求めがあったときも同様に、有識者による評価書を提出することとする。【注 2】

注 1) 申請基準について、すでに機能性基準への適合性評価が行われている事例があるときは、一部の資料を省略することを妨げない。

注 2) 有識者による評価書の作成にあたっては、次のような評価委員会を開催して、申請基準の機能性基準適合に関する意見等を取りまとめ

ることが望ましい。また、有識者は利害関係のない者であることが望ましい。

- ・ 3名以上とする。
- ・ 有識者は、①～⑥の専門分野について、火薬類の種類、その取扱方法、申請基準の内容等に応じて選定する。
  - ①火薬類取締に関する法令に深い見識と知識を有する者
  - ②火薬学を修得し、火薬類の製造方法に精通した者
  - ③火薬学を修得し、火薬類製造所等の保安管理技術に精通した者
  - ④火薬学を修得し、火薬類の性能評価・試験方法に精通した者
  - ⑤火薬類の取り扱い（貯蔵、運搬、消費、廃棄等）の実務に精通した者
  - ⑥その他、機械工学・安全工学、電気工学・電子工学、有機化学・化学工学の学識経験者

### 3. 経済産業省における例示基準の改正及び追加

- (1) 経済産業省、産業保安監督部、都道府県又は指定都市は、適合性評価を行った申請基準を新たに例示基準へ追加規定することの可否について、申請者に確認を行うこと。
- (2) (1)において、産業保安監督部、都道府県又は指定都市は、追加規定が可能と回答があった申請基準について、意見を付して、経済産業省産業保安グループ鉦山・火薬類監理官付に提出すること。

## 火薬類取締法施行規則関係例示基準（製造）

この火薬類取締法施行規則関係例示基準（以下「例示基準」という。）は、火薬類取締法施行規則（昭和 25 年 10 月 31 日通商産業省令第 88 号。以下「施行規則」という。）に定める技術的要件を満たす技術的内容をできるだけ具体的に示したものである。

なお、施行規則に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容はこの例示基準に限定されるものではなく、施行規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、施行規則に適合するものと判断するものである。

施行規則第4条第1項第1号

一 製造所内の見やすい場所に火薬類の製造所である旨の標識を掲げ、かつ、爆発又は発火に関し必要な事項を掲示し、製造所内は、危険区域を明瞭に定め、危険区域の周囲には、危険区域が明確に判別できるような措置を講じ、見やすい場所に警戒札を掲示すること。

●施行規則第4条第1項第1号に規定する危険区域が明確に判別できるような措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。

1. 境界線に柵、ロープ等を設置すること。
2. 境界線上にラインを引くこと。

施行規則第4条第1項第3号

三 危険区域の境界が森林内に設けられた場合には、火災による延焼を防止するための措置を講ずること。

●施行規則第4条第1項第3号に規定する延焼を防止するための措置とは、危険区域に隣接する森林と危険区域の境界線との間に幅2 m以上の防火のための空地を設けることとする。

(※) 森林から製造所に向けての火災、製造所から森林へ向けての火災を共に考慮する。

施行規則第4条第1項第9号の3

九の三 無煙火薬を存置する火薬類一時置場（火工品の原料として使用する無煙火薬を存置する火薬類一時置場を除く。第二十六号の二において同じ。）には、当該無煙火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該無煙火薬が発火したときに爆発を防止するための措置を講ずること。

●施行規則第4条第1項第9号の3に規定する無煙火薬の分解及び発火を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。

1. 床面から1.5mの高さに温湿度記録計を設置すること。
2. 当該火薬類一時置場内の温度を40度以下に保ち、かつ、相対湿度を75%以下に保つこと。この場合において、温湿度調整装置を設置するときは、当該火薬類一時置場の構造及び当該無煙火薬の種類に応じて、防爆性能を有する構造のものを設置すること。
3. 当該火薬類一時置場に窓を設ける場合には、暗幕その他の遮光のための設備を設けること。

●施行規則第4条第1項第9号の3に規定する無煙火薬が発火したときに爆発を防止するための措置とは、次に掲げる基準に適合するスプリンクラー設備を設けることとする。

1. スプリンクラーヘッドは、開放型スプリンクラーヘッドとし、当該火薬類一時置場の天井又は小屋裏で室内に面する部分に、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第13条の2第4項第1号ニ及びホに規定する技術上の基準に従い、かつ、当該天井又は小屋裏の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、1.7m以下となるように設けること。
2. 水源は、スプリンクラーヘッドの個数に1.6m<sup>3</sup>を乗じて得た量以上の量となるように設けること。この場合において、水源に連結する加圧送水装置（消防法施行規則第14条第1項第11号に規定するものをいう。）は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。ただし、水源の水位がポンプより低い位置にある加圧送水装置にあつては、消防法施行規則第12条第1項第3号の2の規定に従い、呼水装置を設けること。
3. スプリンクラー設備は、スプリンクラーヘッドの個数を同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧力が0.1MPa以上で、かつ、放水量が80L毎分以上で放水することができる性能のものとする。
4. スプリンクラー設備は、自動火災報知設備の感知器の作動又は火災感知用スプリンクラーヘッドの作動若しくは開放による圧力検知装置の作動と連動して加圧送水装置及び一斉開放弁を起動することができるものとする。
5. 一斉開放弁の二次側配管の部分には、放水することなく当該弁の作動を試験するための装置を設けること。

6. 制御弁は、消防法施行規則第14条第1項第3号の規定により設けること。
7. 流水検知装置は、湿式のものとし、消防法施行規則第14条第1項第4号の4及び第4号の5の規定により設けること。
8. 非常電源は、消防法施行規則第12条第1項第4号の規定により設けること。
9. 操作回路の配線は、消防法施行規則第12条第1項第5号の規定に準じて設けること。
10. 配管は、消防法施行規則第12条第1項第6号の規定に準じて設けること。
11. 貯水槽等には消防法施行規則第12条第1項第9号に規定する措置を講ずること。



施行規則第4条第1項第11号

十一 危険工室の窓及び扉は、次のイからハまでに定めるところによること。  
イ 危険工室の窓及び出口の扉は、非常の際に容易に避難できる構造とすること。  
ロ 危険工室の窓及び扉に用いる金具は、摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない材質のものとすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。  
ハ 危険工室の窓には、直射日光により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

- 施行規則第4条第1項第11号イに規定する非常の際に容易に避難できる構造とは、次の基準によるものとする。
  1. 非常の際の避難に便利のように、できるだけ多くの窓及び出口を設けること。
  2. 出口の扉は外開きとすること。(積雪のため出口の扉を外開きにすることが非常の際の避難に不便な場合は、この限りでない。)
  3. 窓の扉は外開きとすること。(非常の際の避難に便利のように2箇所以上の適切な数の出口を設けた場合、又は、積雪のため窓の扉を外開きにすることが非常の際の避難に不便な場合は、この限りでない。)
- 施行規則第4条第1項第11号ロに規定する摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない材質とは、直接鉄と摩擦する部分の材質を銅又は真鍮等とすることとする。
- 施行規則第4条第1項第11号ハに規定する直射日光により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置とは、直射日光を受ける部分の窓に不透明のものを使用する又は日射調整フィルムを貼ることとする。

施行規則第4条第1項第12号

十二 危険工室の内面は、次のイからニまでに定めるところによること。

イ 危険工室の内面には、内面の剥離及び内面の一部が火薬類に混入することを防止するための措置を講ずること。

ロ 危険工室の内面には、飛散した火薬類の浸透又は浸入を防止するための措置及び飛散した火薬類を容易に除去できる措置を講ずること。ただし、火薬類が飛散するおそれがないときは、この限りでない。

ハ 危険工室の床面には、火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、火薬類が床面にこぼれ若しくは落下するおそれがないとき又は火薬類が落下することにより爆発し若しくは発火するおそれがないときは、この限りでない。

ニ 危険工室の床面には、鉄類を表さないこと。

●施行規則第4条第1項第12号ロに規定する危険工室の内面の飛散した火薬類の浸透又は浸入を防止するための措置及び飛散した火薬類を容易に除去できる措置とは、内面は隙間のないようにし、かつ、水洗に耐え表面が滑らかであることとする。

●施行規則第4条第1項第12号ハに規定する危険工室の床面の火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置とは、次の基準によるものとする。

1. 床材は、鉛板、ゴム板、ビニル床シート等の軟質材料であること。
2. 電気雷管の製造所又は信号炎管、信号火せん若しくは煙火の製造所にあつては、1.に加え、床材として木板を使用することができる。

施行規則第4条第1項第15号

十五 危険工室内に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、次のイからニまでに定めるところによること。

イ 摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

ロ 振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

ハ 腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

ニ 火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

●施行規則第4条第1項第15号イに規定する摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造とは、次の基準によるものとする。

1. 摩擦部は、作業上やむを得ない部分を除き、鉄と鉄との摩擦がないものが使用されていること。
2. すべての摩擦部には、十分に滑剤が塗布されていること。

施行規則第4条第1項第16号

十六 危険工室内に暖房設備を設ける場合は、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずるとともに、燃焼しやすい物と隔離すること。

●施行規則第4条第1項第16号に規定する暖房設備の火薬類の爆発又は発火を防止するための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。

1. 危険工室内と完全に隔離した熱源で加熱された熱水又は水蒸気（ゲージ圧0.1MPa以下とする。）による放熱体を危険工室内に設置する。この場合、放熱体の熱面には、取り外しが可能で掃除ができる構造の適当な覆いを取り付けること。
2. 危険工室内と完全に隔離した熱源で加熱された熱風を危険工室内に送り込む。この場合、吹き出し口の温度は摂氏50度以下とし、熱源からの熱粉じんが吹き出し口から飛び込むおそれがあるときは、吹き出し口の前面に不燃性板等を設置して熱粉じんの飛び込みを防止すること。
3. 火薬類が飛散するおそれがない危険工室の場合はエアコンディショナを設置することができる。この場合、吹き出し口の温度は摂氏40度以下とし、室内機の電気配線は危険工室内に表さないこと。

施行規則第4条第1項第17号

十七 危険工室内におけるパラフィン槽には、パラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。

- 施行規則第4条第1項第17号に規定するパラフィン槽のパラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。
  1. パラフィン槽内のいずれの部分も摂氏120度を超えないように、温度測定装置を備えた安全装置を設置すること。
  2. パラフィンを外層の熱水により溶融させる方式の場合、自動給水器及び水が無くなったときの加熱遮断装置を備えること。

施行規則第4条第1項第18号

十八 危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備には、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

●施行規則第4条第1項第18号に規定する照明設備の漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。

1. 危険工室内又は一時置場内と完全に隔離した電灯及び電気配線とする。
2. 危険工室内又は一時置場内に設ける場合は、漏電、可燃性ガス、粉じん等に対して安全な防護装置を設けた電灯及び電気配線とする。

施行規則第4条第1項第21号

二十一 危険工室に面して設置された普通木造建築物には、耐火的措置を講ずること。

- 施行規則第4条第1項第21号に規定する普通木造建築物の耐火的措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。
  1. 木板が露出している箇所に防火塗料を塗布すること。
  2. 木板が露出している箇所を金属板等の不燃性物質で覆うこと。
  3. 危険工室との間に防火壁を設置すること。

施行規則第4条第1項第22号の2

二十二の二 硝化設備、乾燥設備その他特に温度の変化が起こる設備には、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。

- 施行規則第4条第1項第22号の2に規定する火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。
  1. 設備の温度変化を適切に測定できる温度測定装置を設置すること。
  2. 設備の温度変化により火薬類が爆発し又は発火するおそれがあるときは、一定の範囲を超えて温度変化したときに熱源へのエネルギー供給を遮断、原料の供給を停止等の温度変化を抑えるための措置を講ずること。



施行規則第4条第1項第22号の3

二十二の三 火薬類又はその原料を加圧する設備には、火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置を講ずること。ただし、当該火薬類又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがないときは、この限りでない。

●施行規則第4条第1項第22号の3に規定する火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。

1. 設備に、規定以上の圧力になれば自動的に減圧する安全装置を設けること。
2. 規定以上の圧力にはならない機構をもつ設備であること。

施行規則第4条第1項第22号の4

二十二の四 危険工室には、静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

●施行規則第4条第1項第22号の4に規定する静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置とは、次の基準によるものとする。

1. 身体に帯電した静電気を除去するための設備を当該工室の入口に設けること。
2. 設備、装置、器具等は必要に応じて導電性のものを使用し、それらを接地すること。
3. 床及び作業台には、金属板、導電性マット（シート）等を敷設するか、導電性塗料を塗布する等の措置を講じ、かつ、それらを接地すること（雷薬又は滝剤の配合又は填薬を行う危険工室を除く。）。
4. 雷薬又は滝剤の配合又は填薬を行う危険工室の床及び作業台には、導電性マット（シート）を敷設し、かつ、接地すること。

(※) 静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置については、本基準の他に、施行規則第5条第1項第34号の基準についても留意すること。

施行規則第4条第1項第24号

二十四 火薬類を乾燥する工室内の加温装置には、乾燥中の火薬類が爆発し又は発火しないための措置を講ずること。

- 施行規則第4条第1項第24号に規定する乾燥中の火薬類が爆発し又は発火しないための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。
  1. 加温装置を乾燥中の火薬類と隔離して設置すること。
  2. 温水加温装置を用いて、その設定温度が乾燥温度とほぼ同一となるようにすること。

施行規則第4条第1項第24号の2

二十四の二 日乾場の乾燥台には、火薬類の落下による爆発又は発火を防止するための措置及び火薬類への砂じん等の混入を防止するための措置を講ずること。

- 施行規則第4条第1項第24号の2に規定する火薬類の落下による爆発又は発火を防止するための措置及び火薬類への砂じん等の混入を防止するための措置とは、乾燥台の高さを60cm程度とすることとする。

施行規則第4条第1項第25号

二十五 爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場は、次のイからハまでに定めるところによること。

イ 危険区域内に設けること。

ロ 第三十一条に規定する土堤若しくは第三十一条の三に規定する防爆壁を設置すること又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

ハ 周囲の火災を防止するための措置を講ずること。

- 施行規則第4条第1項第25号ハに規定する周囲の火災を防止するための措置とは、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場の周囲の樹木、雑草等を伐採しておくこと又は周囲の樹木、雑草等に散水しておくこととする。

施行規則第4条第1項第27号

二十七 危険区域内で火薬類を運搬する運搬車は、運搬する火薬類その他周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがないものであること。

- 施行規則第4条第1項第27号に規定する運搬する火薬類その他周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない運搬車とは、次のいずれかの基準に適合するものとする。
  1. 手押し車であつて、運搬する火薬類に摩擦及び衝動を与えないような構造のもの。
  2. 蓄電池車であつて、次の基準によるもの。
    - イ 運搬する火薬類に摩擦及び衝動を与えないように、荷台又は荷台と車軸との間には適当な緩衝装置を備えること。
    - ロ 蓄電池は、使用電圧が80V以下に保たれていること。
    - ハ 電気設備は、振動によって緩まないように固定され、適当な覆いがされていること。
    - ニ 電気配線は、配線相互間及び配線と車体間の絶縁が十分に保たれて定着されていること。
    - ホ 電気系統の短絡等による火花や火炎の発生がないよう常に点検及び整備がされていること。
    - ヘ 消火器が備えられていること。ただし、車両の構造上消火器を備えることができない場合であつて、走行範囲の付近に直ちに使用できる消火器が備えられているときは、この限りでない。
  3. ディーゼル車又はガソリン車であつて、次の基準によるもの。
    - イ 電気設備は、振動によって緩まないように固定され、適当な覆いがされていること。
    - ロ 電気配線は、配線相互間及び配線と車体間の絶縁が十分に保たれて定着されていること。
    - ハ 排気管及び消音器は、継目その他から排気の漏れがなく、運搬する火薬類その他周囲の火薬類からの距離が20cm未満の部分には適当な防熱措置が講じられていること。
    - ニ 排気管は、運搬する火薬類その他周囲の火薬類に影響を与えない位置において開口していること。
    - ホ 燃料やオイル漏れ、電気系統の短絡等による火花や火炎の発生がないよう常に点検及び整備がされていること。
    - ヘ 消火器が備えられていること。ただし、車両の構造上消火器を備えることができない場合であつて、走行範囲の付近に直ちに使用できる消火器が備えられているときは、この限りでない。

施行規則第4条第1項第28号

二十八 火薬類の運搬通路の路面及び勾配は、火薬類を安全に運搬できるものであること。

- 施行規則第4条第1項第28号に規定する安全に運搬できる運搬通路とは、路面は平坦であり、地形上その他やむを得ない場合のほかは、勾配は50分の1以下とすることとする。

施行規則第4条第2項第11号

十一 不発弾等廃棄処理場は、次のイからハまでに定めるところによること。

イ 危険区域内に設けること。

ロ 第三十一条に規定する土堤若しくは第三十一条の三に規定する防爆壁を設置すること又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

ハ 周囲の火災を防止するための措置を講ずること。

- 施行規則第4条第2項第11号ハに規定する周囲の火災を防止するための措置とは、不発弾等廃棄処理場の周囲の樹木、雑草等を伐採しておくこと又は周囲の樹木、雑草等に散水しておくこととする。



施行規則第4条の2第1項第3号

三 移動区域の境界が森林内に設けられた場合には、火災による延焼を防止するための措置を講ずること。

●施行規則第4条の2第1項第3号に規定する火災による延焼を防止するための措置とは、移動区域に隣接する森林と移動区域の境界線との間に幅2 m以上の防火のための空地を設けることとする。

(※) 森林から製造所に向けての火災、製造所から森林へ向けての火災を共に考慮する。

施行規則第4条の2第1項第18号

十八 移動式製造設備の移動は、製造し及び運搬する特定硝酸アンモニウム系爆薬並びに周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない構造の車両によることとし、製造のために車両の動力を使用する場合には、移動と製造とが同時にできない構造とし、製造のために車両の動力を使用しない場合には、製造のための動力は、特定硝酸アンモニウム系爆薬の爆発又は発火を起こすおそれがないものであること。

●施行規則第4条の2第1項第18号に規定する製造し及び運搬する特定硝酸アンモニウム系爆薬並びに周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない構造の車両とは、次の基準に適合するディーゼル車とする。

1. 電気設備は、振動によって緩まないように固定され、適当な覆いがされていること。
2. 電気配線は、配線相互間及び配線と車体間の絶縁が十分に保たれて定着されていること。
3. 排気管及び消音器は、継目その他から排気の漏れがなく、製造し及び運搬する特定硝酸アンモニウム系爆薬に対して適当な防熱措置が講じられていること。
4. 排気管は、製造し及び運搬する特定硝酸アンモニウム系爆薬並びに周囲の火薬類に影響を与えない位置において開口していること。

施行規則第4条の2第1項第19号

十九 移動式製造設備に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、次のイからホまでに定めるところによること。

イ 摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造とすること。

ロ 振動又は衝撃により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造とすること。

ハ 腐食により特定硝酸アンモニウム系爆薬が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造とすること。

ニ 特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透又は浸入により爆発し又は発火しない構造とすること。

ホ 振動、衝撃等により変形しない構造とすること。

●施行規則第4条の2第1項第19号イに規定する摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造とは、次の基準によるものとする。

1. 摩擦部は、作業上やむを得ない部分を除き、鉄と鉄との摩擦がないものが使用されていること。
2. すべての摩擦部には、十分に滑剤が塗布されていること。

施行規則第4条の2第1項第29号

二十九 移動式製造設備で、特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部は、摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。

- 施行規則第4条の2第1項第29号に規定する摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火することを防止するための措置とは、特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部が内壁と接触しないよう間隙をとることとする。

施行規則第4条の2第1項第31号

三十一 移動式製造設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備には、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置を講ずること。ただし、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがないときは、この限りでない。

- 施行規則第4条の2第1項第31号に規定する特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。
  1. 設備に、規定以上の圧力になれば自動的に減圧する安全装置を設けること。
  2. 規定以上の圧力にはならない機構をもつ設備であること。

施行規則第4条の2第1項第33号

三十三 廃薬焼却場は、次のイからハまでに定めるところによること。  
イ 移動区域内に設けること。  
ロ 第三十一条に規定する土堤若しくは第三十一条の三に規定する防爆壁を設置すること又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。ただし、火薬類が爆発することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。  
ハ 周囲の火災を防止するための措置を講ずること。

- 施行規則第4条の2第1項第33号ハに規定する周囲の火災を防止するための措置とは、廃薬焼却場の周囲の樹木、雑草等を伐採しておくこと又は周囲の樹木、雑草等に散水しておくこととする。

施行規則第5条第1項第6号

六 工室又は火薬類一時置場は、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が混入することにより火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

●施行規則第5条第1項第6号に規定する異物が混入することにより火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火することを防止するための措置とは、次の基準によるものとする。

1. 工室又は火薬類一時置場は、常に清潔に掃除すること。
2. 強風の場合には、砂じんの飛揚を防ぐため、必要に応じて工室又は火薬類一時置場の付近に散水すること。

施行規則第5条第1項第12号

十二 危険工室内で使用する機械、器具又は容器を修理する場合には、製造保安責任者の指示に従って、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。

●施行規則第5条第1項第12号に規定する機械、器具又は容器を修理する場合の危険予防の措置とは、次の基準によるものとする。

1. 当該工室の外において、修理する機械等に付着又は浸透した火薬類を除去した後で修理に着手すること。
2. 当該工室の外で修理を行うことが困難である場合には、修理に着手する前に次の措置を講ずること。
  - イ 工室内の火薬類その他の危険物を安全な場所に移すこと。
  - ロ 修理する機械等に付着又は浸透した火薬類を除去すること。



施行規則第5条第1項第13号

十三 危険工室又は火薬類一時置場の改築又は修繕の工事をしようとするときは、製造保安責任者の指示に従つて、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。

●施行規則第5条第1項第13号に規定する危険工室又は火薬類一時置場の改築又は修繕の工事をしようとするときの危険予防の措置とは、次の基準によるものとする。

1. 当該危険工室又は火薬類一時置場内の火薬類その他の危険物を安全な場所に移すこと。
2. 当該危険工室又は火薬類一時置場内の内面や機械等に付着又は浸透した火薬類を除去すること。

施行規則第5条第1項第15号

十五 火薬類の廃薬又は不良品は、危険予防及び盗難防止のための措置を講じた上で速やかに廃棄すること。

●施行規則第5条第1項第15号に規定する火薬類の廃薬又は不良品の廃棄における危険予防の措置とは、次の基準によるものとする。

1. 廃棄するまでの間、専用の廃薬容器に収納し及び移送すること。
2. あらかじめ定められた場所において、廃棄を行うこと。

施行規則第5条第1項第16号の2

十六の二 原動機をもつ車両は、火薬類の粉末が飛散し、又は可燃性ガスが発散するおそれがある工室及びその付近に入れないこと。ただし、飛散する火薬類又は発散する可燃性ガスの爆発又は発火を防止するための措置が講じられている場合は、この限りでない。

●施行規則第5条第1項第16号の2に規定する飛散する火薬類又は発散する可燃性ガスの爆発又は発火を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。

1. 工室又はその付近の当該車両が入る部分及びその周囲は、常に清掃し飛散した火薬類が存在しない状態とすること。
2. 工室又はその付近の当該車両が入る部分及びその周囲は、発散する可燃性ガスの濃度が爆発下限界の1/4以下である状態とすること。
3. 1. 又は2. の場合において、火薬類の粉末が飛散し、又は可燃性ガスが発散したときは、直ちに車両を停止させ、飛散した火薬類の粉末又は発散した可燃性ガスを除去するまで車両を動かさないこと。

施行規則第5条第1項第17号

十七 火薬類、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材は、廃棄するまでの間、危険予防の措置を講ずること。

- 施行規則第5条第1項第17号に規定する火薬類、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材についての危険予防の措置とは、一定の容器に収納し、毎日作業終了後工室外に搬出して、一定の場所で周囲に可燃物を置かないこととする。

施行規則第5条第1項第25号

二十五 火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合には、通気を確保するため当該火薬類一時置場の内壁及び床面に直に触れないような措置を講ずるとともに、荷崩れせず、安全に搬出入が可能な高さで積むこと。

●施行規則第5条第1項第25号に規定する通気を確保するために講ずる火薬類一時置場の内壁及び床面に直に触れない措置とは、次の基準によるものとする。

1. 無煙火薬を火薬類一時置場の内壁から30cm以上離すこと。
2. 無煙火薬は次のいずれかを使用して存置すること。
  - イ 枕木
  - ロ すのこ（木製又は樹脂製で鉄類が表面に表れていないもの）
  - ハ パレット（木製又は樹脂製で鉄類が表面に表れていないもの）
  - ニ 棚（木製又は樹脂製で鉄類が表面に表れていないもの）

●施行規則第5条第1項第25号に規定する無煙火薬が荷崩れせず、安全に搬出入が可能な高さで積むこととは、次の基準によるものとする。

1. 荷崩れによる落下を防ぐため平積みとすること。
2. 安全に搬出入するため、無煙火薬を積む高さは1.8m以下とすること。

施行規則第5条第1項第34号

三十四 静電気により爆発し又は発火するおそれがある火薬類を取り扱う際には、帯電した静電気を有効に除去するための措置を講ずること。

●施行規則第5条第1項第34号に規定する帯電した静電気を有効に除去するための措置とは、次の基準によるものとする。

1. 衣類、履物及び必要に応じ手袋は、静電気の帯電を防止するものを着用すること（雷薬又は滝剤の配合又は填薬作業を行う場合を除く。）。

2. 雷薬又は滝剤の配合又は填薬作業を行う際には、次の措置を講ずること。

イ 衣類は、静電気の帯電を防止するものを着用すること。

ロ 履物及び手袋は導電性のものを着用すること。

ハ ふるい、たらい及び小分け用スコップは導電性のもの（鉄製のものを除く。）を使用すること。

(※) 静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置については、本基準の他に、施行規則第4条第1項第22号の4の基準にも留意すること。

施行規則第5条の2第1項第8号

八 移動式製造設備には、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が特定硝酸アンモニウム系爆薬に混入することを防止するための措置を講ずること。

- 施行規則第5条の2第1項第8号に規定する異物が特定硝酸アンモニア系爆薬に混入することを防止するための措置とは、次の基準によるものとする。
  1. 移動式製造設備は、常に清潔に掃除すること。
  2. 強風の場合には、砂じんの飛揚を防ぐため、必要に応じて移動式製造設備の付近に散水すること。

施行規則第5条の2第1項第13号

十三 移動式製造設備を改造、修繕又は修理する場合には、製造保安責任者の指示に従って、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。

●施行規則第5条の2第1項第13号に規定する移動式製造設備を改造、修繕又は修理する場合の危険予防の措置とは、次の基準によるものとする。

1. 移動式製造設備内の特定硝酸アンモニウム系爆薬その他の危険物を安全な場所に移すこと。
2. 移動式製造設備に付着した特定硝酸アンモニウム系爆薬を除去すること。



施行規則第5条の2第1項第16号

十六 特定硝酸アンモニウム系爆薬の廃棄又は不良品は、危険予防及び盗難防止のための措置を講じた上で、速やかに廃棄すること。

- 施行規則第5条の2第1項第16号に規定する特定硝酸アンモニウム系爆薬の廃棄又は不良品の廃棄における危険予防の措置とは、次の基準によるものとする。
  1. 廃棄するまでの間、専用の廃棄容器に収納し及び移送すること。
  2. あらかじめ定められた場所において、廃棄を行うこと。

施行規則第5条の2第1項第17号

十七 特定硝酸アンモニウム系爆薬、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材は、廃棄するまでの間、危険予防の措置を講ずること。

- 施行規則第5条の2第1項第17号に規定する特定硝酸アンモニウム系爆薬、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材についての危険予防の措置とは、一定の容器に収納し、毎日作業終了後一定の場所で周囲に可燃物を置かないこととする。

火薬類取締法施行規則関係例示基準（貯蔵）

この火薬類取締法施行規則関係例示基準（以下「例示基準」という。）は、火薬類取締法施行規則（昭和 25 年 10 月 31 日通商産業省令第 88 号。以下「施行規則」という。）に定める技術的要件を満たす技術的内容をできるだけ具体的に示したものである。

なお、施行規則に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容はこの例示基準に限定されるものではなく、施行規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、施行規則に適合するものと判断するものである。

施行規則第16条第3号

三 前条第一項の表（1）（イ）又は（5）の規定により火薬類を建築物（坑道その他建築物以外の施設を含む。以下この号において同じ。）に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）には、次のイからへまでに定めるところによること。

イ 建築物の構造は、鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。

ロ 建築物の入口の扉は、鉄製の防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。

ハ 建築物の屋根の外面は、金属板、スレート板、かわらその他の不燃性物質を使用し、かつ、天井裏又は屋根に盗難防止のための金網を張ること。ただし、建築物の屋根が鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得るものについては、この限りでない。

ニ 建築物の内面は、板張りとし、床面にはできるだけ鉄類を表わさないこと。

ホ 建築物には、盗難を防止するための自動警報装置を設置するとともに、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

ヘ 建築物には、帳簿を備え、責任者を定めて、出納した火薬類の種類及び数量並びに出納の年月日並びに相手方の住所及び氏名をその都度明確に記録させること。

●施行規則第16条第3号ロに規定する入口の扉の盗難を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。

1. 扉は、日本産業規格K4832（2018）火薬類の盗難防止設備の要求事項3.1.
  - 2 外扉の基準に適合し、厚さ2mm以上の鉄板を使用した扉とすること。
2. 日本産業規格K4832（2018）火薬類の盗難防止設備の要求事項3.2 火薬庫に用いる錠の基準に適合する錠を設置すること。

●施行規則第16条第3号ホに規定する盗難を防止するための自動警報装置とは、次の基準によるものとする。

1. 施行規則第15条第1項の表（1）（イ）又は（5）の規定により火薬類を建築物（坑道その他建築物以外の施設を含む。）に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）【施行規則第16条第3号】、施行規則第15条第1項の表（1）（ハ）の規定により火薬類を建築物に貯蔵する場合【施行規則第16条第3号の2】については、次の基準によること。

イ 日本産業規格K4832（2018）火薬類の盗難防止設備の要求事項3.4 火薬庫及び庫外貯蔵庫に用いる自動警報装置の基準に適合する自動警報装置（装置が作動した場合に当該建築物を管理すべき者が警報を感知することが通常困難であると認められる場所に設置されている建築物にあっては、警鳴装置に限る。）を設置すること。

施行規則第16条第3号の2

三の二 前条第一項の表(1)(ハ)の規定により火薬類を建築物に貯蔵する場合には、前号ホ及びへの規定によるほか、次のイからへまでに定めるところによること。

イ 建築物の構造は、幅、奥行き及び高さが二・三メートル以上の鉄筋コンクリート造りとし、厚さは十センチメートル以上とすること。

ロ 建築物の入口の扉は、鉄製の内開きの防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。

ハ 建築物内に爆薬を貯蔵する場合には、爆薬を収納する十分な強度を有する木箱(以下「収納箱」という。)を設置し、その中に爆薬を入れる個装容器を取り付け、収納箱と個装容器との間隔は、三十センチメートル以上とし、個装容器相互間の間隔は、十五センチメートル以上とし、空間には砂を密に充てんすること。

ニ 爆薬を入れる個装容器は、合成樹脂製の外筒と内筒からなり、外筒は、内筒が挿入できる径とし、内筒は、内径三十ミリメートル以下で爆薬を収納する部分と砂を充てんする部分とに分かれ、爆薬を収納する部分の前後には、厚さ十五センチメートル以上に砂を密に充てんすること。

ホ 個装容器一個に貯蔵できる爆薬は、百グラム以下とすること。

へ 建築物内に、工業雷管及び電気雷管を貯蔵する場合は、工業雷管及び電気雷管を収納する十分な強度を有する木箱(以下「雷管収納箱」という。)を設置し、その中に工業雷管及び電気雷管を入れる木製の貯蔵箱一個を取り付け、雷管収納箱と貯蔵箱との間隔は、十五センチメートル以上とし、空間には砂を密に充てんすること。

●施行規則第16条第3号の2ロに規定する入口の扉の盗難を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。

1. 扉は、厚さ4.5mm以上の鉄板を使用した扉とすること。
2. 日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項3.2 火薬庫に用いる錠の基準に適合する錠を設置すること。

#### 施行規則第16条第4号

四 前条第一項の表（1）（イ）又は（5）の規定により火薬類を金属製のロッカーその他堅固な構造を有する設備（以下この号及び次号において「設備」という。）に収納して建築物に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰えん管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）には、第三号の規定にかかわらず、次のイからニまでに定めるところによること。

イ 設備の扉には、盗難を防止するための措置を講ずること。

ロ 設備は、容易に持ち運びできないこと。

ハ 設備の内面は、板張りとする。

ニ 設備には、盗難を防止するための自動警報装置を設置するとともに、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

ホ 設備には、帳簿を備え、責任者を定めて、出納した火薬類の種類及び数量並びに出納の年月日並びに相手方の住所及び氏名をその都度明確に記録させること。

●施行規則第16条第4号イに規定する設備の扉の盗難を防止するための措置とは次の基準によることとする。

1. 設備の扉には、錠を使用すること。

●施行規則第16条第4号ニに規定する盗難を防止するための自動警報装置とは次の基準によることとする。

1. 施行規則第15条第1項の表（1）（イ）又は（5）の規定により火薬類を金属製のロッカーその他堅固な構造を有する設備に収納して建築物に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）【施行規則第16条第4号】、施行規則第15条第1項の表（1）（ロ）及び（2）から（4）までの規定により火薬類を貯蔵する場合【施行規則第16条第4号の2】については、次の基準によること。

イ 設備の扉には、日本産業規格K4832（2018）火薬類の盗難防止設備の要求事項3.4 火薬庫及び庫外貯蔵庫に用いる自動警報装置の基準に適合する自動警報装置（装置が作動した場合に当該設備を管理すべき者が警報を感知することが通常困難であると認められる場所に設置されている設備にあつては、警鳴装置に限る。）を設置すること。

施行規則第24条第4号

四 火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である二重扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。

●施行規則第24条第4号の火薬庫入口の扉の盗難を防止するための措置は、次の基準によるものとする。

1. 地上式一級火薬庫【施行規則第24条】、地上覆土式一級火薬庫【施行規則第24条の2】、地上式二級火薬庫【施行規則第26条第1項】、地上式三級火薬庫【施行規則第27条第1項】、実包火薬庫【施行規則第27条の4】については、次の基準によること。

イ 内扉は、日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項3.

1. 1 内扉の基準に適合すること。

ロ 外扉は次の基準によること。

(1) 厚さ3mm以上の鉄板とすること。

(地上式二級火薬庫にあつては、厚さ2mm以上の鉄板とする。)

(2) 日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項3. 1.

2 外扉の基準に適合すること。

ハ 内扉及び外扉にはそれぞれ錠を使用すること。

ニ 外扉の錠は、日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項

3. 2 火薬庫に用いる錠の基準に適合すること。

施行規則第24条第15号

十五 火薬庫の天井裏又は屋根には、盗難を防止するための措置を講ずること。

●施行規則第24条第15号の火薬庫の天井裏又は屋根に講ずる盗難防止の措置は、次の基準によるものとする。

1. 地上式一級火薬庫【施行規則第24条】、地上式二級火薬庫【施行規則第26条第1項】、地上式三級火薬庫【施行規則第27条第1項】については、次の基準によること。

イ 日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項3.3 火薬庫の天井裏又は屋根に張る金網の基準に適合する金網を設置すること。



施行規則第24条第16号

十六 火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。

●施行規則第24条第16号に掲げる盗難を防止するための警鳴装置とは、次の基準によるものとする。

1. 地上式一級火薬庫【施行規則第24条】、地上覆土式一級火薬庫【施行規則第24条の2】、地中式一級火薬庫【施行規則第25条】、地下式一級火薬庫【施行規則第25条の2】、地上式二級火薬庫【施行規則第26条第1項】、地中式二級火薬庫【施行規則第26条第2項】、地上式三級火薬庫【施行規則第27条第1項】、地中式三級火薬庫【施行規則第27条第2項】、実包火薬庫【施行規則第27条の4】については、次の基準によること。

イ 日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項3.4 火薬庫及び庫外貯蔵所に用いる自動警報装置の基準に適合する警鳴装置を設置すること。

施行規則第25条第4号

四 火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口には、盗難を防止するための措置を講ずること。

●施行規則第25条第4号に掲げる盗難防止の措置は、次の要件を満たすものとする。

1. 地中式1級火薬庫【第25条】、地下式1級火薬庫【第25条の2】については、次の基準によること。

イ 入口の扉は、日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項3.1.2 外扉の基準に適合すること。

ロ 入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入り口には、日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項3.2 火薬庫に用いる錠の基準に適合する錠をそれぞれ設置すること。

## 火薬類取締法施行規則関係例示基準（廃棄）

この火薬類取締法施行規則関係例示基準（以下「例示基準」という。）は、火薬類取締法施行規則（昭和 25 年 10 月 31 日通商産業省令第 88 号。以下「施行規則」という。）に定める技術的要件を満たす技術的内容をできるだけ具体的に示したものである。

なお、施行規則に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容はこの例示基準に限定されるものではなく、施行規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、施行規則に適合するものと判断するものである。

## 施行規則第67条

第六十七条 火薬類（不発弾等を除く。）の廃棄は、廃棄しようとする火薬類の性状に応じて、廃棄作業を行う者及び周辺への危害が発生するおそれのない方法により行わなければならない。

●施行規則第六十七条第一項に規定する火薬類（不発弾等を除く。）の廃棄の方法とは、次のいずれかの基準によること。

1. 火薬又は爆薬は、少量ずつ爆発処理又は燃焼処理すること。
2. 水又は溶媒に可溶性の成分を主とする火薬又は爆薬は、安全な溶液として分解処理すること。
3. 凍結したダイナマイトは、完全に融解した後燃焼処理するか、又は0.5kg以下を順次に爆発処理すること。
4. 工業雷管、電気雷管又は信号雷管は、孔を掘って入れ、又は水中に入れ、爆発処理すること。
5. 導火線は、燃焼処理又は湿潤状態として分解処理すること。
6. 導爆線及び制御発破用コードは爆発処理又は、少量ずつ燃焼処理すること。
7. 導火管付き雷管は、導火管部と雷管部とを切断し、雷管部は4.に規定する方式により爆発処理し、導火管部は爆発処理又は燃焼処理すること。
8. 実包又は空包は、燃焼炉(燃焼中に実包又は空包の全部又は一部が外部に飛散することを防ぐ構造及び材質であるものに限る。)を使用して燃焼処理すること。
9. 銃用雷管は、孔を掘って入れ、爆発処理又は、燃焼炉（燃焼中に銃用雷管の全部又は一部が外部に飛散することを防ぐ構造及び材質であるものに限る。）を使用して燃焼処理すること。
10. 4.から9.に掲げるもの以外の火工品は、4.から9.の基準に準じて処理すること。

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令等について  
(製造の技術基準の性能規定化)

令和2年6月10日  
経済産業省  
産業保安グループ  
鉾山・火薬類監理官付

## 1. 背景

火薬類取締法は、制定された昭和25年以来、技術基準等について、産業実態や技術革新等に合わせた改正を逐次実施してきているものの必ずしも十分とは言いがたい状況となっている。

少量の火薬・爆発を用いた安全装置等に用いられる火工品や新規製品の開発、普及に向けた対応も求められることから、技術基準全体を仕様規定中心の体系から性能規定中心の体系へ転換させる必要がある。

このため、平成26年度の産業構造審議会保安分科会火薬小委員会より技術基準の性能規定化の議論が進められてきたところ。今般、先行して、火薬類の廃棄の技術基準について性能規定化を行う。

## 2 主な改正事項

### ①製造施設の構造、位置及び設備の技術基準

定置式製造施設（施行規則第4条第1項）、定置式製造施設（解撤）（施行規則第4条第2項）、移動式製造施設（施行規則第4条の2第1項）の構造、位置及び設備の技術基準について、別紙1のとおり改正する。

### ②製造施設の製造方法の技術基準

定置式製造施設（施行規則第5条第1項）、定置式製造施設（解撤）（施行規則第5条第2項）、移動式製造施設（施行規則第5条の2第1項）の製造方法の技術基準について、別紙2のとおり改正する。

### ③完成検査の方法、保安検査の方法

①、②の見直しに伴い、完成検査の方法（施行規則別表第1）、保安検査の方法（施行規則別表第3）についても改正する。

### ④関連告示の改正

- ①、②の見直しに伴い、以下の告示について改正する。
- ・火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年通商産業省告示第五十八号）

- － 施行規則第4条第1項第9号の3に掲げるスプリンクラーの仕様を規定していたところ、当該条項の性能規定化に伴い削る。(第11条の2)
  
- － 施行規則第4条第1項第27号に掲げる蓄電池車及びディーゼル車の仕様を規定していたところ、当該条項の性能規定化に伴い削る。(第12条)
  
- ・ 製造設備が移動式製造設備である製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（平成十一年通商産業省告示第百三十二号）
  - － 施行規則第4条の2第1項第18号に掲げるディーゼル車の仕様を規定していたところ、当該条項の性能規定化に伴い削る。(第5条)

⑤ その他（例示基準及び運用内規の策定）

- ①、②の見直しに伴い、性能規定化された規定に対する例示基準（別紙1、別紙2参照）及び運用に係る内規等を策定する。
- また、経過措置として1月間の周知期間を用意する。

3. 今後のスケジュール

令和2年6月〇日～7月〇日	パブリックコメントの募集
令和2年7月下旬頃	公布（予定）
令和2年8月下旬頃	施行（予定）

## 製造設備の構造、位置及び設備の技術基準の改正案、例示基準案について【規則第4条第1項、第2項、第4条の2第1項】

## ＜第4条第1項＞

現行規則及び規制の趣旨	改正案	例示基準案
<p>【現行規則】 製造設備が定置式製造設備であって、火薬類の製造作業(不発弾等の解撤作業を除く。)を行う製造施設における法第七条第一号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	
<p>【現行規則】 一 製造所内の見やすい場所に火薬類の製造所である旨の標識を掲げ、かつ、爆発又は発火に関し必要な事項を明記した<u>掲示板を設け、製造所内は、危険区域を明瞭に定め、危険区域の周囲には、境界さくを設ける等の危険区域が明確に判別できるような措置を講じ、見やすい場所に警戒札を建てること。</u></p> <p>【規制の趣旨】 みだりに無関係な者が立ち入らないようにするための規定</p>	<p>【改正案】 一 製造所内の見やすい場所に火薬類の製造所である旨の標識を掲げ、かつ、爆発又は発火に関し必要な事項を掲示し、製造所内は、危険区域を明瞭に定め、危険区域の周囲には、<u>危険区域が明確に判別できるような措置を講じ、見やすい場所に警戒札を掲示すること。</u></p>	<p>【例示基準案】 ●施行規則第4条第1項第1号に規定する危険区域が明確に判別できるような措置とは、次のいずれかの方法によるものとする。 1. 柵の設置 2. ロープの設置 3. ライン塗装</p>
<p>【現行規則】 二 危険区域には、<u>作業上やむを得ない施設以外のものは設置しないこと。</u></p> <p>【規制の趣旨】 危険区域に、爆発／火災が発生する施設を設置させないための規定</p>	<p>【改正案】 二 危険区域には、<u>製造その他の作業上やむを得ない施設以外のものは設置しないこと。</u></p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 三 第一号の境界さくが森林内に設けられた場合には、<u>その境界さくに沿い幅二メートル以上の防火のための空地を設けること</u></p> <p>【規制の趣旨】 危険区域が森林内に設けられている場合、森林火災による危険区域への延焼を防ぐために、境界さくの外側2m幅以上の空地の設置を義務付けている。</p>	<p>【改正案】 三 <u>危険区域の境界が森林内に設けられた場合には、火災による延焼を防止するための措置を講ずること。</u></p>	<p>【例示基準案】 ●施行規則第4条第1項第3号に規定する延焼を防止するための措置とは、危険区域に隣接する森林と危険区域の境界線との間に幅2m以上の防火のための空地を設けることとする。 (※) 森林から製造所に向けての火災、製造所から森林へ向けての火災を共に考慮する。</p>
<p>【現行規則】 四 危険工室(不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下この条、第五条及び第四十四条の二において同じ。)、火薬類一時置場(不発弾等一時置場を除く。以下この条、第五条及び第四十四条の二において同じ。)、日乾場、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場(以下「危険工室等」という。)は、製造所外の保安物件に対して、信号焰管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬に係るもの以外のものにあつては次の表(イ)の、信号焰管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬に係るものにあつては同表(ロ)の保安距離(保安物件が専ら当該製造所の事業の用に供する施設である場合には、経済産業大臣が告示で定める保安距離)をとること。この場合において、これらの表の保安距離に対応する停滞量を超えて火薬類を存置する場合の保安距離は、次の算式により計算した距離とする。ただし、ニトロ基を三以上含むニトロ化合物又はペンタエリスリットetraナイトレート(以下「ニトロ化合物」という。)の硝化工室については、存置する数量にかかわらず、第一種保安物件又は第二種保安物件に対しては百メートル、第三種保安物件又は第四種保安物件に対しては五十メートル、導火線若しくは電気導火線又は第一条の五第一号へ(2)に掲げるがん具煙火以外のがん具煙火のみの火薬類一時置場については、存置する数量にかかわらず、十メートルとする。</p> <p>式略、表略</p>	<p>【改正案】 危険工室（不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下この条、第五条及び第四十四条の二において同じ。）、火薬類一時置場（不発弾等一時置場を除く。以下この条、第五条及び第四十四条の二において同じ。）、日乾場、仕掛け準備場、星打ち場、星掛け場、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場（以下「危険工室等」という。）は、製造所外の保安物件に対して、信号焰管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬に係るもの以外のものにあつては次の表（イ）の、信号焰管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬に係るものにあつては同表（ロ）の保安距離（保安物件が専ら当該製造所の事業の用に供する施設である場合には、経済産業大臣が告示で定める保安距離）をとること。この場合において、これらの表の保安距離に対応する停滞量を超えて火薬類を存置する場合の保安距離は、次の算式により計算した距離とする。ただし、ニトロ基を三以上含むニトロ化合物又はペンタエリスリットetraナイトレートの硝化工室については、存置する数量にかかわらず、第一種保安物件又は第二種保安物件に対しては百メートル、第三種保安物件又は第四種保安物件に対しては五十メートル、導火線若しくは電気導火線又は第一条の五第一号へ（2）に掲げるがん具煙火以外のがん具煙火のみの火薬類一時置場については、存置する数量にかかわらず、十メートルとする。</p> <p>式略、表略</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 四の二 危険工室等は、製造所内の他の施設に対して経済産業大臣が告示で定める保安間隔をとること。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造(経済産業大臣が告示で定める構造をいう。以下同じ。)の危険工室その他の危険工室等を経済産業大臣が告示で定める基準により互いに接続する場合には、この限りでない。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 五 ボイラー室及び煙突は、危険区域内に設けないこと。ただし、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突を除く。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>

現行規則及び規制の趣旨	改正案	例示基準案
<p>【現行規則】 五の二 煙火の製造所にあつては、粉塵爆発の危険性が高いものとして経済産業大臣が告示で定める金属粉を貯蔵する原料薬品貯蔵所を危険区域内に設けないこと。</p>	<p>【改正案】 五の二 煙火の製造所にあつては、粉じん爆発の危険性が高いものとして経済産業大臣が告示で定める金属粉を貯蔵する原料薬品貯蔵所を危険区域内に設けないこと。</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 六 爆発の危険のある工室(不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下同じ。)は、別棟とし、火焰に対して抵抗性を有する構造とし、かつ、爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用すること。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造とする場合には、建築材料については、この限りでない。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 七 信号焰管、信号火せん若しくは煙火の製造所又は火薬若しくは爆薬を製造する製造所であつて、これを原料として信号焰管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの(以下「煙火等の製造所」と総称する。)以外の製造所にあつては、爆発の危険のある工室(火薬又は爆薬の停滞量(火工品にあつては、その原料をなす火薬又は爆薬の停滞量)が三十キログラム以下の放爆式構造又は準放爆式構造の工室であつて、放爆面の方向に第三十一条の三の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による防爆壁を設けているものを除く。)又は火薬類一時置場には、第三十一条各号の基準による土堤を設けること。ただし、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十七条の四第一項に規定する基準に比して同等以上であるもの又は導火線を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものにあつてはその土堤を省略し、放爆式構造若しくは準放爆式構造の工室にあつては放爆面以外の方向の土堤を省略することができる。</p>	<p>【改正案】 七 信号焰管、信号火せん若しくは煙火の製造所又は火薬若しくは爆薬を製造する製造所であつて、これを原料として信号焰管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの(以下「煙火等の製造所」と総称する。)以外の製造所にあつては、爆発の危険のある工室(火薬又は爆薬の停滞量(火工品にあつては、その原料をなす火薬又は爆薬の停滞量)が三十キログラム以下の放爆式構造又は準放爆式構造の工室であつて、放爆面の方向に第三十一条の三に規定する防爆壁を設けているものを除く。)又は火薬類一時置場には、第三十一条に規定する土堤を設けること。ただし、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十七条の四第一項に規定する基準に比して同等以上であるもの又は導火線を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものにあつてはその土堤を省略し、放爆式構造若しくは準放爆式構造の工室にあつては放爆面以外の方向の土堤を省略することができる。</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 七の二 煙火等の製造所にあつては、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場には、第三十一条各号の基準による土堤、第三十一条の二に規定する基準による簡易土堤又は第三十一条の三の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による防爆壁を設けること。ただし、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものにあつてはその土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略し、放爆式構造又は準放爆式構造の工室にあつては放爆面以外の方向の土堤、簡易土堤及び防爆壁を省略し、製造所外の保安物件に対する保安距離若しくは製造所内の他の施設に対する保安間隔が第四号の規定による保安距離若しくは第四号の二の規定による保安間隔の四倍以上の危険工室又は火薬類一時置場にあつては当該方向の土堤、簡易土堤及び防爆壁を省略し、当該保安距離若しくは保安間隔が二倍以上四倍未満の危険工室又は火薬類一時置場にあつては防火壁の設置その他延焼を遮断する措置を講ずることに代えることができる。</p>	<p>【改正案】 七の二 煙火等の製造所にあつては、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場には、第三十一条に規定する土堤、第三十一条の二に規定する簡易土堤又は第三十一条の三に規定する防爆壁を設けること。ただし、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものにあつてはその土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略し、放爆式構造又は準放爆式構造の工室にあつては放爆面以外の方向の土堤、簡易土堤及び防爆壁を省略し、製造所外の保安物件に対する保安距離若しくは製造所内の他の施設に対する保安間隔が第四号の規定による保安距離若しくは第四号の二の規定による保安間隔の四倍以上の危険工室又は火薬類一時置場にあつては当該方向の土堤、簡易土堤及び防爆壁を省略し、当該保安距離若しくは保安間隔が二倍以上四倍未満の危険工室又は火薬類一時置場にあつては防火壁の設置その他延焼を遮断する措置を講ずることに代えることができる。</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 七の三 危険工室及び火薬又は爆薬の停滞量(火工品にあつてはその原料をなす火薬又は爆薬の停滞量)が百キログラムを超える火薬類一時置場にあつては、第三十条の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による避雷装置を設けること。ただし、煙火等の製造所における危険工室及びがん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるもの並びに導火線を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものについては、この限りでない。</p>	<p>【改正案】 七の三 危険工室及び火薬又は爆薬の停滞量(火工品にあつてはその原料をなす火薬又は爆薬の停滞量)が百キログラムを超える火薬類一時置場にあつては、第三十条に規定する避雷装置を設けること。ただし、煙火等の製造所における危険工室及びがん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるもの並びに導火線を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものについては、この限りでない。</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 八 発火の危険のある工室(不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下同じ。)は、別棟とし、耐火性構造とすること。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 九 発火の危険のある工室と他の施設(発火の危険のある工室と連絡する渡り廊下のある施設並びに煙火等の製造所における発火の危険のある工室との保安距離が第四号に規定する保安距離の二倍未満である製造所外の保安物件及び発火の危険のある工室との保安間隔が第四号の二に規定する保安間隔の二倍未満である製造所内の施設をいう。)との間に防火壁の設置その他延焼を遮断する措置を講ずること。</p> <p>【規制の趣旨】</p>	<p>【改正案】 九 発火の危険のある工室と他の施設(発火の危険のある工室と連絡する渡り廊下のある施設並びに煙火等の製造所における発火の危険のある工室との保安距離が第四号に規定する保安距離の二倍未満である製造所外の保安物件及び発火の危険のある工室との保安間隔が第四号の二に規定する保安間隔の二倍未満である製造所内の施設をいう。)との間に防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>



現行規則及び規制の趣旨	改正案	例示基準案
<p>火薬類が発火した際に、燃え広がらないようにするための規定</p>		
<p>【現行規則】 九の二 危険工室の発火の危険のある設備には、必要に応じて自動消火設備、消火器等の消火設備を設けること。</p> <p>【規制の趣旨】 火薬類が発火した際に、燃え広がらないようにするための規定</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 九の三 無煙火薬を存置する火薬類一時置場(火工品の原料として使用する無煙火薬を存置する火薬類一時置場を除く。以下第十一号の二、第十四号の二及び第二十六号の二において同じ。)には、<u>経済産業大臣が告示で定める基準によるスプリンクラー設備を設けること。</u></p> <p>十一の二 無煙火薬を存置する火薬類一時置場に窓を設ける場合には、<u>暗幕その他の遮光のための設備を設けること。</u></p> <p>十四の二 無煙火薬を存置する火薬類一時置場には、<u>床面から一・五メートルの高さに温湿度記録計を設置するとともに、当該火薬類一時置場内の温度を四十度以下に保ち、かつ、相対湿度を七十五パーセント以下に保つこと。この場合において、温湿度調整装置を設置するときは、当該火薬類一時置場の構造及び当該無煙火薬の種類に応じて、防爆性能を有する構造のものを設置すること。</u></p> <p>【規制の趣旨】 ・火薬類が発火した際に、燃え広がらないようにするための規定 ・窓から差し込む直射日光により、火薬類が爆発・発火しないようにするための規定 ・火薬類が温湿度により爆発・発火しないようにするための規定</p>	<p>【改正案】 ※第9号の3、第11号の2、第14号の2を統合</p> <p>九の三 無煙火薬を存置する火薬類一時置場(火工品の原料として使用する無煙火薬を存置する火薬類一時置場を除く。第二十六号の二において同じ。)には、<u>当該無煙火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該無煙火薬が発火したときに爆発を防止するための措置を講ずること。</u></p>	<p>【例示基準案】</p> <p>●施行規則第4条第1項第9号の3に規定する無煙火薬の分解及び発火を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 床面から1.5mの高さに防爆性能を有する構造の温湿度記録計を設置すること。</li> <li>2. 当該火薬類一時置場内の温度を40度以下に保ち、かつ、相対湿度を75%以下に保つこと。</li> <li>3. 当該火薬類一時置場に窓を設ける場合には、暗幕その他の遮光のための設備を設けること。</li> </ol> <p>●施行規則第4条第1項第9号の3に規定する無煙火薬が発火したときに爆発を防止するための措置とは、次に掲げる基準に適合するスプリンクラー設備を設けることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. スプリンクラーヘッドは、開放型スプリンクラーヘッドとし、当該火薬類一時置場の天井又は小屋裏で室内に面する部分に、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第13条の2第4項第1号ニ及びホに規定する技術上の基準に従い、かつ、当該天井又は小屋裏の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、1.7m以下となるように設けること。</li> <li>2. 水源は、スプリンクラーヘッドの個数に1.6m<sup>3</sup>を乗じて得た量以上の量となるように設けること。この場合において、水源に連結する加圧送水装置(消防法施行規則第14条第1項第11号に規定するものをいう。)は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。ただし、水源の水位がポンプより低い位置にある加圧送水装置にあっては、消防法施行規則第12条第1項第3号の2の規定に従い、呼水装置を設けること。</li> <li>3. スプリンクラー設備は、スプリンクラーヘッドの個数を同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧力が0.1MPa以上で、かつ、放水量が80L毎分以上で放水することができる性能のものとする。</li> <li>4. スプリンクラー設備は、自動火災報知設備の感知器の作動又は火災感知用スプリンクラーヘッドの作動若しくは開放による圧力検知装置の作動と連動して加圧送水装置及び一斉開放弁を起動することができるものとする。</li> <li>5. 一斉開放弁の二次側配管の部分には、放水することなく当該弁の作動を試験するための装置を設けること。</li> <li>6. 制御弁は、消防法施行規則第14条第1項第3号の規定により設けること。</li> <li>7. 流水検知装置は、湿式のものとし、消防法施行規則第14条第1項第4号の4及び第4号の5の規定により設けること。</li> <li>8. 非常電源は、消防法施行規則第12条第1項第4号の規定により設けること。</li> <li>9. 操作回路の配線は、消防法施行規則第12条第1項第5号の規定に準じて設けること。</li> <li>10. 配管は、消防法施行規則第12条第1項第6号の規定に準じて設けること。</li> <li>11. 貯水槽等には消防法施行規則第12条第1項第9号に規定する措置を講ずること。</li> </ol>
<p>【現行規則】 十 危険工室の付近には、貯水池、貯水槽、非常栓等の消火の設備を設けること。</p> <p>【規制の趣旨】 火薬類が発火した際に、燃え広がらないようにするための規定</p>	<p>【改正案】 十 危険工室の付近には、<u>消火のための設備</u>を設けること。</p>	<p>【例示基準案】</p> <p>●施行規則第4条第1項第10号に規定する消火のための設備を設けることとは、次に掲げる設備のうち1種類以上を設置することとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 貯水池</li> <li>2. 貯水槽</li> <li>3. 消火栓</li> </ol>
<p>【現行規則】 十一 危険工室には、非常の際の避難に便利ように<u>できるだけ多くの窓及び出口を設け、それらの扉は外開きとし、その金具(硝安油剤爆薬又は含水爆薬を取り扱う危険工室の扉の金具を除く。)は、直接鉄と摩擦する部分には、銅、真ちゆう等を使用し、かつ、直射日光を受ける部分の窓ガラスは、不透明のものを使用すること。ただし、次のイ又は口のいずれ</u></p>	<p>【改正案】 十一 危険工室の窓及び扉は、次のイからハまでに定めるところによること。 イ 危険工室の窓及び出口の扉は、非常の際に容易に避難できる構造とすること。 ロ 危険工室の窓及び扉に用いる金具は、摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない材質</p>	<p>【例示基準案】</p> <p>●施行規則第4条第1項第11号イに規定する非常の際に容易に避難できる構造とは、次の基準によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 非常の際の避難に便利ように、できるだけ多くの窓及び出口を設けること。</li> </ol>

現行規則及び規制の趣旨	改正案	例示基準案
<p>れかの場合にあっては、それぞれ当該イ又はロに定めるものを外開きとしないことができる。</p> <p>イ 二箇所以上の適切な数の出口を設けた場合 窓の扉</p> <p>ロ 積雪のため窓又は出口の扉を外開きにすることが非常の際の避難に不便な場合 窓又は出口の扉</p>	<p>のものとすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>ハ 危険工室の窓には、直射日光により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。</p>	<p>2. 出口の扉は外開きとすること。(積雪のため出口の扉を外開きにすることが非常の際の避難に不便な場合は、この限りでない。)</p> <p>3. 窓の扉は外開きとすること。(非常の際の避難に便利なように二箇所以上の適切な数の出口を設けた場合、又は、積雪のため窓の扉を外開きにすることが非常の際の避難に不便な場合は、この限りでない。)</p> <p>●施行規則第4条第1項第11号ロに規定する摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない材質とは、直接鉄と摩擦する部分の材質を銅又は真鍮とすることとする。</p> <p>●施行規則第4条第1項第11号ハに規定する危険工室の窓に施す火薬類の爆発又は発火を防止するための措置とは、直射日光を受ける部分の窓に不透明のものを使用する又は日射調整フィルムを貼ることとする。</p>
<p>【現行規則】</p> <p>十一の二 無煙火薬を存置する火薬類一時置場に窓を設ける場合には、暗幕その他の遮光のための設備を設けること。</p>	<p>【改正案】</p> <p>削る(9号の3に統合)</p>	
<p>【現行規則】</p> <p>十二 危険工室の内面は、土砂類のはく落及び飛散を防ぐ構造とし、かつ、床面には鉄類を表さないこと。</p> <p>十三 危険工室の床面は、次のイ及びロに適合すること。</p> <p>イ 鉛板、ゴム板、ビニル床シート等の軟質材料を使用すること。ただし、電気雷管の製造所又は煙火等の製造所にあつては、床材として木板を使用することができ、また、次の(1)又は(2)のいずれかの危険工室にあつては、コンクリート打ちモルタル仕上げ又はコンクリート打ち塗装仕上げとすることができる。</p> <p>(1) 製造設備の構造上、火薬類が設備外にこぼれることがなく、床面に落下又は飛散するおそれがない危険工室</p> <p>(2) 取り扱われる火薬類の種類若しくは状態又は危険工室の床面の状態にかんがみ、当該火薬類が、床面への落下等により床面との衝撃又は摩擦(危険工室内で起こり得るものをいう。)を生じさせた場合であっても、爆発又は発火のおそれがないと認められる危険工室</p> <p>ロ 火薬類が浸透し、又はその粉末が浸入しないような措置を講ずること。</p> <p>二十二 火薬類の飛散するおそれのある工室の天井及び内壁は、隙間のないようにし、かつ、水洗に耐え表面が滑らかなような措置を講ずること。</p> <p>【規制の趣旨】</p> <p>(十二号) 工室内で取り扱う火薬類への壁由来の不純物の混入による、火薬類が不純物との摩擦や化学反応による火薬類の発火を防止。 工室内で取り扱う火薬類が床面に落下した際の鉄との摩擦又は衝撃での発火を防止</p> <p>(十三号) 工室内で取り扱う火薬類が床に落下した際の衝撃又は床にたい積した火薬類の摩擦による発火防止及び火薬類の床面への浸透による床面への堆積防止。</p> <p>(二十二号) 工室内で取り扱う火薬類が飛散し、天井、壁の隙間に堆積することを防止。また、天井、壁に付着した火薬類を水洗で容易に取り除くことができる措置。</p>	<p>【改正案】</p> <p>※12号、13号、22号を統合</p> <p>十二 危険工室の内面は、次のイからニまでに定めるところによること。</p> <p>イ 危険工室の内面には、内面の剥離及び内面の一部が火薬類に混入することを防止するための措置を講ずること。ただし、内面の一部が火薬類に混入することにより、当該火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>ロ 危険工室の内面には、飛散した火薬類の浸透又は侵入を防止するための措置及び飛散した火薬類を容易に除去できる措置を講ずること。ただし、火薬類が飛散するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>ハ 危険工室の床面には、火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、火薬類が床面にこぼれ若しくは落下するおそれがないとき又は火薬類が落下することにより爆発し若しくは発火するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>ニ 危険工室の床面には、鉄類を表さないこと。</p>	<p>【例示基準案】</p> <p>●施行規則第4条第1項第12号ロに規定する危険工室の内面の飛散した火薬類の浸透又は侵入を防止するための措置及び飛散した火薬類を容易に除去できる措置とは、内面は隙間のないようにし、かつ、水洗に耐え表面が滑らかなこととする。</p> <p>●施行規則第4条第1項第12号ハに規定する危険工室の床面の火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置とは、次の基準によるものとする。</p> <p>1. 床材は、鉛板、ゴム板、ビニル床シート等の軟質材料であること。</p> <p>2. 電気雷管の製造所又は煙火等の製造所にあつては、1.に加え、床材として木板を使用することができる。</p>
<p>【現行規則】</p> <p>十三 危険工室の床面は、次のイ及びロに適合すること。</p> <p>イ 鉛板、ゴム板、ビニル床シート等の軟質材料を使用すること。ただし、電気雷管の製造所又は煙火等の製造所にあつては、床材として木板を使用することができ、また、次の(1)又は(2)のいずれかの危険工室にあつては、コンクリート打ちモルタル仕上げ又はコンクリート打ち塗装仕上げとすることができる。</p> <p>(1) 製造設備の構造上、火薬類が設備外にこぼれることがなく、床面に落下又は飛散するおそれがない危険工室</p> <p>(2) 取り扱われる火薬類の種類若しくは状態又は危険工室の床面の状態にかんがみ、当該火薬類が、床面への落下等により床面との衝撃又は摩</p>	<p>【改正案】</p> <p>削除(12号に統合)</p>	

現行規則及び規制の趣旨	改正案	例示基準案
<p>擦(危険工室内で起こり得るものをいう。)を生じさせた場合であっても、爆発又は発火のおそれがないと認められる危険工室</p> <p>ロ 火薬類が浸透し、又はその粉末が浸入しないような措置を講ずること。</p> <p>【規制の趣旨】 工室内で取り扱う火薬類が床に落下した際の衝撃又は床にたい積した火薬類の摩擦による発火防止及び火薬類の床面への浸透による床面への堆積防止。</p>		
<p>【現行規則】 十四 危険工室内には、原動機及び温湿度調整装置を据付けないこと。ただし、爆発又は発火を起こすおそれのない場合には、この限りでない。</p>	<p>【改正案】 十四 危険工室内には、原動機及び温湿度調整装置を据付けないこと。ただし、火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがないときは、この限りでない。</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 十四の二 無煙火薬を存置する火薬類一時置場には、床面から一・五メートルの高さに温湿度記録計を設置するとともに、当該火薬類一時置場内の温度を四十度以下に保ち、かつ、相対湿度を七十五パーセント以下に保つこと。この場合において、温湿度調整装置を設置するときは、当該火薬類一時置場の構造及び当該無煙火薬の種類に応じて、防爆性能を有する構造のものを設置すること。</p> <p>【規制の趣旨】 無煙火薬は温度、湿度、光で分解が進んだ場合、発火しやすくなる。発火した場合は、燃焼から爆轟に遷移する可能性があることから、そうした分解や自然発火を抑制する措置や万が一発火した場合に爆轟遷移を防止するためスプリンクラーの設置等が規定されている。</p>	<p>【改正案】 削る（9号の3に統合）</p>	
<p>【現行規則】 十五 危険工室内に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、作業上やむを得ない部分のほか、鉄と鉄との摩擦のないものを使用し、すべての摩擦部には、十分に滑剤を塗布し、かつ、動揺、脱落、腐しよく又は火薬類の粉末の付着若しくは浸入を防ぐ構造とすること。</p> <p>【規制の趣旨】 火薬類の発火・爆発を防止するため、危険工室内に据え付ける機械、器具及び容器に対して一律に、以下の全ての要件を求めている。 ・鉄と鉄との摩擦のないものを使用 ・摩擦部には十分に滑剤を塗布 ・動揺、脱落、腐食又は火薬類の付着若しくは侵入を防ぐ構造</p>	<p>【改正案】 十五 危険工室内に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、次のイからニまでに定めるところによること。 イ 摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。 ロ 振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。 ハ 腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。 ニ 火薬類の付着、浸透又は侵入により火薬類が爆発し又は発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。</p>	<p>【例示基準案】 ●施行規則第4条第1項第15号イに規定する摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造とは、次の基準によるものとする。 1. 摩擦部は、作業上やむを得ない部分を除き、鉄と鉄との摩擦がないものが使用されていること。 2. すべての摩擦部には、十分に滑剤が塗布されていること。</p>
<p>【現行規則】 十六 危険工室内の暖房装置には、蒸気、熱気又は温水のほかは使用せず、かつ、燃焼しやすい物と隔離し、その熱面に火薬類の粉末又は塵あいの付着を避ける措置を講ずること。</p> <p>【規制の趣旨】 暖房装置の熱源を着火源とする危険工室（構造物）の火災や火薬類の発火・爆発を防止するため、危険工室内において利用する暖房装置の熱源には水系（蒸気、熱気、温水）のもののみ利用が可能とし、かつ、暖房装置は燃焼し易い物と隔離し、その熱面に火薬類の粉末等の付着を避ける措置を求めている。</p>	<p>【改正案】 十六 危険工室内に暖房設備を設ける場合は、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずるとともに、燃焼しやすい物と隔離すること。</p>	<p>【例示基準案】 ●施行規則第4条第1項第16号に規定する暖房設備の火薬類の爆発又は発火を防止するための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。 1. 危険工室内と完全に隔離した熱源で加熱された熱水又は水蒸気（ゲージ圧0.1MPa以下とする。）による放熱体を危険工室内に設置する。この場合、放熱体の熱面には、取り外しが可能で掃除ができる構造の適当な覆いを取り付けること。 2. 危険工室内と完全に隔離した熱源で加熱された熱風を危険工室内に送り込む。この場合、吹き出し口の温度は摂氏50度以下とし、前面に不燃性板等を設置して熱粉じんの飛び込みを防止すること。 3. 火薬類が飛散するおそれがない危険工室の場合はエアコンディショナを設置することができる。この場合、吹き出し口の温度は摂氏40度以下とし、室内機の電気配線は危険工室内に表さないこと。</p>
<p>【現行規則】 十七 危険工室内におけるパラフィン槽には、槽内のいずれの部分も摂氏百二十度を超えないように温度測定装置を備えた安全装置を付けること。</p> <p>【規制の趣旨】 火薬類の防水効果を高めるためのコーティング剤等として利用するパラフィンを貯める槽であるパラフィン槽では、パラフィンの発火と火薬類の発火を防止する観点で、槽内いずれの部分も摂氏120度を超えないことを求めている。</p>	<p>【改正案】 十七 危険工室内におけるパラフィン槽には、パラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。</p>	<p>【例示基準案】 ●施行規則第4条第1項第17号に規定するパラフィン槽のパラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。 1. パラフィン槽内のいずれの部分も摂氏120度を超えないように、温度測定装置を備えた安全装置を設置すること。 2. パラフィンを外層の熱水により溶融させる方式の場合、自動給水器及び水が無くなったときの加熱遮断装置を備えること。</p>
<p>【現行規則】 十八 危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備は、漏電、可燃性ガス、粉じん等に対して安全な防護装置を設けた電灯及び電気配線又は工室内と完全に隔離した電灯及び電気配線とすること。</p>	<p>【改正案】 十八 危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備には、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。</p>	<p>【例示基準案】 ●施行規則第4条第1項第18号に規定する照明設備の漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。</p>

現行規則及び規制の趣旨	改正案	例示基準案
<p>【規制の趣旨】 危険工室や火薬類一時置場内(以下「危険工室等」という。)を照明する設備が発火源となる火災の発生防止のため、室内における可燃性ガス等の発生可能性に関わらず一律に、漏電、可燃性ガス及び粉じん等に対して照明する設備が安全であることを求めている。 なお、危険工室等内を照明する設備を工室外に設置する場合(窓から明かりを採る場合)は、その限りではないとしている。</p>	<p><u>ること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。</u></p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 危険工室内又は一時置場内と完全に隔離した電灯及び電気配線とする。</li> <li>2. 危険工室内又は一時置場内に設ける場合は、漏電、可燃性ガス、粉じん等に対して安全な防護装置を設けた電灯及び電気配線とする。</li> </ol>
<p>【現行規則】 十九 危険工室内の機械設備又は乾燥装置の金属部は、接地しておくこと。</p> <p>【規制の趣旨】 危険工室内の機械設備等に帯電した静電気、漏電、落雷の誘導電流による火薬類の発火等を防止するため、これら設備等の接地を求めている。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 二十 危険工室等には、内部又は外部の<u>見やすい場所に掲示板を設け、火薬類の種類及び停滞量、同時に存置することができる火薬類の原料の種類及び最大数量、定員、取扱心得その他必要な事項を明記すること。</u></p> <p>【規制の趣旨】 火薬類の種類及び停滞量等の必要な事項が工室内外の作業者に周知するため、掲示板を設けることを求めている。</p>	<p>【改正案】 二十 危険工室等には、内部又は外部の<u>見やすい場所に、火薬類の種類及び停滞量、同時に存置することができる火薬類の原料の種類及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項を掲示すること。</u></p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 二十一 危険工室に面して設置された普通木造建築物には、耐火的措置を講ずること。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 ●施行規則第4条第1項第21号に規定する普通木造建築物の耐火的措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。 1. 木板が露出している箇所に防火塗料を塗布すること。 2. 木板が露出している箇所を金属板等の不燃性物質で覆うこと。 3. 危険工室との間に防火壁を設置すること。</p>
<p>【現行規則】 二十二 <u>火薬類の飛散するおそれのある工室の天井及び内壁は、隙間のないようにし、かつ、水洗に耐え表面が滑らかなような措置を講ずること。</u></p> <p>【規制の趣旨】 工室内で取り扱う火薬類が飛散し、天井、壁の隙間に堆積することを防止。また、天井、壁に付着した火薬類を水洗で容易に取り除くことができる措置。</p>	<p>【改正案】 削る(12号に統合)</p>	
<p>【現行規則】 二十二の二 <u>火薬類及びその原料の粉じんが飛散するおそれのある設備には、粉じんの飛散を防ぐ措置を講ずること。</u></p>	<p>【改正案】 二十二 <u>火薬類及びその原料の粉じんが飛散するおそれのある設備には、粉じんの飛散を防ぐ措置を講ずること。</u></p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 二十二の三 <u>硝化設備、乾燥設備その他特に温度の変化が起こる設備には、温度測定装置を設けること。</u></p> <p>【規制の趣旨】 危険工室等内の火薬類の加熱による発火防止のため、特に、加熱状態が想定される硝化設備と乾燥設備において、最低限必要な温度測定装置の設置を義務付けている。</p>	<p>【改正案】 二十二の二 <u>硝化設備、乾燥設備その他特に温度の変化が起こる設備には、火薬類の過熱による爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。</u></p>	<p>【例示基準案】 ●施行規則第4条第1項第22号の2に規定する火薬類の過熱による爆発又は発火を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。 1. 設備の温度変化を適切に測定できる温度測定装置を設置すること。 2. 設備の温度変化により火薬類が爆発し又は発火するおそれがあるときは、一定の温度を超えたときに熱源へのエネルギー供給を遮断するための措置を講ずること。</p>
<p>【現行規則】 二十二の四 <u>火薬類を加圧する設備には、安全装置を設けること。</u></p> <p>【規制の趣旨】 加圧することで火薬類が爆発・発火しないための規定。 爆発・発火による危害を防ぐための規定。</p>	<p>【改正案】 二十二の三 <u>火薬類又はその原料を加圧する設備には、火薬類を過度に加圧することを防ぐための措置を講ずること。ただし、当該火薬類又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがないときは、この限りでない。</u></p>	<p>【例示基準案】 ●施行規則第4条第1項第22号の3に規定する火薬類を過度に加圧することを防ぐための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。 1. 設備に、規定以上の圧力になれば自動的に減圧する安全装置を設けること。 2. 規定以上の圧力にはならない機構をもつ設備であること。</p>
<p>【現行規則】 二十二の五 <u>火薬類の製造中に静電気を発生し、爆発又は発火するおそれのある設備には、静電気を有効に除去する措置を講ずること。</u></p> <p>二十二の五の二 <u>雷薬又は滝剤の配合及びてん薬を行う危険工室の床及び作業台には、導電性マットを敷設し、かつ、接地すること。</u></p> <p>二十二の六 <u>静電気により爆発又は発火するおそれのある火薬類を取り扱う危険工室等には、身体に帯電した静電気を除去するための設備を当該工室の入口に設けること。</u></p>	<p>【改正案】 ※第22号の5、第22号の5の2、第22号の6を統合。 二十二の四 <u>危険工室には、静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。</u></p>	<p>【例示基準案】 ●施行規則第4条第1項第22号の4に規定する静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置とは、次の基準によるものとする。 1. 身体に帯電した静電気を除去するための設備を当該工室の入口に設けること。 2. 設備、装置、器具等は必要に応じて導電性のものを使用し、それらを接地すること。 3. 床及び作業台には、金属板、導電性マット(シート)等を敷設するか、導電性塗料を塗布する等の措置を講じ、かつ、それらを接地すること。</p>

現行規則及び規制の趣旨	改正案	例示基準案
<p>【規制の趣旨】 設備の静電気を除去し、火薬類の発火を防止。</p>		<p>4. 雷薬又は滝剤の配合又は填薬を行う危険工室の床及び作業台には、導電性マット（シート）を敷設し、かつ、接地すること。</p> <p>(※) 静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置については、本基準の他に、施行規則第5条第1項第34号の基準についても留意すること。</p>
<p>【現行規則】 <u>二十二の五の二 雷薬又は滝剤の配合及びてん薬を行う危険工室の床及び作業台には、導電性マットを敷設し、かつ、接地すること。</u></p> <p>【規制の趣旨】 静電気により火薬類が爆発・発火しないようにするための規定</p>	<p>【改正案】 削る【22号の4に統合】</p>	
<p>【現行規則】 <u>二十二の六 静電気により爆発又は発火するおそれのある火薬類を取り扱う危険工室等には、身体に帯電した静電気を除去するための設備を当該工室の入口に設けること。</u></p> <p>【規制の趣旨】 火薬類を扱う者の静電気による火薬類の発火・爆発の防止のための措置。</p>	<p>【改正案】 削る【22号の4に統合】</p>	
<p>【現行規則】 <u>二十三 可燃性ガス又は有毒ガスの発散するおそれのある工室には、ガスの排気装置を設けること。</u></p> <p>【規制の趣旨】 可燃ガスや有毒ガスによる危害を防止するための規定</p>	<p>【改正案】 <u>二十三 工室には、可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置を設けること。ただし、これらのガスが発散するおそれがないときは、この限りでない。</u></p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 <u>二十三の二 火薬類の乾燥を行う製造所にあつては、火薬類を乾燥する工室を設けること。ただし、導火線の製造所又は煙火等の製造所にあつては、日乾場をもつてこれに代えることができる。</u></p> <p>【規制の趣旨】 火薬類の乾燥工程は、一般的に乾燥や加熱により火薬類の発火・爆発の危険性が增大する工程であることから、火薬類の種類や乾燥温度に関わらず一律に乾燥専用の工室を設置し、そこで乾燥を行うことが規定されている。 ただし、導火線や煙火等の製造所における乾燥工程は、室外に設置される日乾場で行われるのが一般的であり、この場合は日乾場をもつて専用の工室と判断している。</p>	<p>【改正案】 <u>二十三の二 火薬類の乾燥を行う製造所にあつては、乾燥中に火薬類が爆発し又は発火するおそれがあるときは、火薬類を乾燥する工室を設けること。ただし、導火線の製造所又は煙火等の製造所にあつては、日乾場をもつてこれに代えることができる。</u></p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 <u>二十四 火薬類を乾燥する工室内の加温装置は、乾燥中の火薬類と隔離して設置すること。ただし、温水加温装置でその温度が乾燥温度とほぼ同一のものについては、この限りでない。</u></p> <p>【規制の趣旨】 火薬類が乾燥中に爆発・発火しないようにするための規定</p>	<p>【改正案】 <u>二十四 火薬類を乾燥する工室内の加温装置には、乾燥中の火薬類が爆発し又は発火しないための措置を講ずること。</u></p>	<p>【例示基準案】 ●施行規則第4条第1項第24号に規定する乾燥中の火薬類が爆発し又は発火しないための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。 1. 加温装置を乾燥中の火薬類と隔離して設置すること。 2. 温水加温装置を用いて、その設定温度が乾燥温度とほぼ同一となるようにすること。</p>
<p>【現行規則】 <u>二十四の二 日乾場の乾燥台は、ほぼ六十センチメートルの高さとすること。</u></p> <p>【規制の趣旨】 ・火薬類が落下することで爆発・発火しないようにするための規定 ・火薬類に砂塵が混入することで変質し、爆発・発火しないようにするための規定</p>	<p>【改正案】 <u>二十四の二 日乾場の乾燥台には、火薬類の落下による爆発又は発火を防止するための措置及び火薬類への砂じん等の混入を防止するための措置を講ずること。</u></p>	<p>【例示基準案】 ●施行規則第4条第1項第24号の2に規定する火薬類の落下による爆発又は発火を防止するための措置及び火薬類への砂じん等の混入を防止するための措置とは、乾燥台の高さを60cm程度とすることとする。</p>
<p>【現行規則】 <u>二十四の三 日乾場は、その他の施設に対する距離が二十メートル以下の場合には、その施設との間に、爆発の危険のある日乾場にあつては第三十一条の二に規定する基準(ただし、高さは二・五メートル以上)による簡易土堤又は第三十一条の三の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による防爆壁を設け、発火の危険のある日乾場にあつては防火壁の設置その他延焼を遮断する措置を講ずること。</u></p>	<p>【改正案】 <u>二十四の三 日乾場は、その他の施設に対する距離が二十メートル以下の場合には、その施設との間に、爆発の危険のある日乾場にあつては第三十一条の二に規定する簡易土堤(ただし、高さは二・五メートル以上)又は第三十一条の三に規定する防爆壁を設け、発火の危険のある日乾場にあつては防火壁の設置その他延焼を遮断するための措置を講ずること。</u></p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 <u>二十四の四 日乾場には、必要に応じて日乾作業終了後火薬類を放冷するための設備を設けること。</u></p> <p>【規制の趣旨】</p>	<p>【改正案】 <u>二十四の四 日乾場には、火薬類を放冷するための設備を設けること。ただし、日乾作業終了後火薬類を放冷する必要がないときは、この限りでない。</u></p>	<p>【例示基準案】 なし</p>

現行規則及び規制の趣旨	改正案	例示基準案
乾燥させた火薬類に熱が残っていて、爆発・発火しないようにするための規定		
新設	<u>二十四の五 星打ち場又は星掛け場には、日光の直射を防ぐための措置を講ずること。</u>	
<p>【現行規則】</p> <p>二十五 爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場は、<u>危険区域内に設け、できるだけ土堤、防爆壁又は防火壁を設け、かつ、その周囲の樹木、雑草等は常に伐採しておくこと。</u></p> <p>【規制の趣旨】</p> <p>関連施設で爆発・発火が生じた際に、延焼させないための規定</p>	<p>【改正案】</p> <p>二十五 爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場は、<u>次のイからハまでに定めるところによること。</u></p> <p>イ 危険区域内に設けること。</p> <p>ロ 第三十一条に規定する土堤若しくは第三十一条の三に規定する防爆壁を設置すること又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。<u>ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。</u></p> <p>ハ 周囲の火災を防止するための措置を講ずること。</p>	<p>【例示基準案】</p> <p>●施行規則第4条第1項第25号ハに規定する周囲の火災を防止するための措置とは、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場の周囲の樹木、雑草等を伐採しておくこと又は周囲の樹木、雑草等に散水しておくこととする。</p>
<p>【現行規則】</p> <p>二十六 火薬類又はその原料を運搬する容器は、<u>できるだけ密軟質で収容物と化学作用を起こさない材料を使用し、かつ、確実にふたのできる構造とすること。</u></p> <p>【規制の趣旨】</p> <p>製造所内を輸送中に火薬類が変質・落下により爆発・発火しないようにするための規定</p>	<p>【改正案】</p> <p>二十六 火薬類又はその原料を運搬する容器は、<u>当該火薬類又はその原料と化学作用を起こさない材料を使用し、かつ、確実に蓋のできる構造とすること。</u></p>	<p>【例示基準案】</p> <p>なし</p>
<p>【現行規則】</p> <p>二十六の二 火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合に使用する容器は、<u>収納することができる当該無煙火薬の質量が八十キログラム以下のものであり、かつ、材質はアルミニウム及び木材以外のものとする。ただし、当該容器の外側の一部に補強材として当該材質を用いる場合には、この限りでない。</u></p>	<p>【改正案】</p> <p>改正なし</p>	<p>【例示基準案】</p> <p>なし</p>
<p>【現行規則】</p> <p>二十七 危険区域内で火薬類を運搬する運搬車は、<u>手押し車、蓄電池車又はディーゼル車とし、手押し車にあつては火薬類に摩擦及び衝動を与えないような構造とし、蓄電池車又はディーゼル車にあつては経済産業大臣が告示で定める基準による構造とすること。</u></p> <p>【規制の趣旨】</p> <p>危険区域内で使用する火薬類の運搬車を、手押し車、蓄電池車及びディーゼル車に限定。これら運搬車に対して、運搬中の火薬類の発火・爆発を防止するため、以下の安全性能を求めている。</p> <p>①手押し車にあつては、火薬類に摩擦や衝動を与えない構造であること</p> <p>②蓄電池車又はディーゼル車にあつては、火薬類に摩擦や衝動を与えないことその他、火薬類や運搬通路周辺の構造物等への着火源となる高温排気や電気火花の防止、更には絶縁措置が講じられていること等</p>	<p>【改正案】</p> <p>二十七 危険区域内で火薬類を運搬する運搬車は、<u>運搬する火薬類その他周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがないものであること。</u></p>	<p>【例示基準案】</p> <p>●施行規則第4条第1項第27号に規定する運搬する火薬類その他周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない運搬車とは、次のいずれかの基準に適合するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>手押し車であつて、運搬する火薬類に摩擦及び衝動を与えないような構造のもの。</li> <li>蓄電池車であつて、次の基準によるもの。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 運搬する火薬類に摩擦及び衝動を与えないように、荷台又は荷台と車軸との間には適当な緩衝装置を備えること。</li> <li>ロ 蓄電池は、使用電圧が80V以下に保たれていること。</li> <li>ハ 電気設備は、車体との絶縁が十分に保たれ、振動によって緩まないように固定され、適当な覆いがされていること。</li> <li>ニ 電気系統の短絡等による火花や火焰の発生がないよう常に点検及び整備がされていること。</li> <li>ホ 消火器が備えられていること。</li> </ul> </li> <li>ディーゼル車又はガソリン車であつて、次の基準によるもの。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 電気設備は、車体との絶縁が十分に保たれ、振動によって緩まないように固定され、適当な覆いがされていること。</li> <li>ロ 排気管及び消音器は、継目その他から排気の漏れがなく、運搬する火薬類その他周囲の火薬類からの距離が20cm未満の部分には適当な防熱措置が講じられていること。</li> <li>ハ 排気管は、運搬する火薬類その他周囲の火薬類に影響を与えない位置において開口していること。</li> <li>ニ 燃料やオイル漏れ、電気系統の短絡等による火花や火焰の発生がないよう常に点検及び整備がされていること。</li> <li>ホ 消火器が備えられていること。</li> </ul> </li> </ol>
<p>【現行規則】</p> <p>二十八 火薬類の運搬通路の路面は<u>平坦にし、地形上やむを得ない場合のほかは、こう配は、五十分の一以下とすること。</u></p> <p>【規制の趣旨】</p> <p>火薬類の発火、爆発の防止を目的として火薬類に衝撃を与えないため、危険工室内で使用する火薬類を運搬する通路は、路面を平坦にし、地形上やむを得ない場合を除き最大勾配を1/50とすることが規定されている。</p>	<p>【改正案】</p> <p>二十八 火薬類の運搬通路の路面及び勾配は、<u>火薬類を安全に運搬できるものであること。</u></p>	<p>【例示基準案】</p> <p>●施行規則第4条第1項第28号に規定する安全に運搬できる運搬通路とは、路面は平坦であり、地形上その他やむを得ない場合のほかは、勾配は50分の1以下とすることとする。</p>

<第4条第2項>

現行規則及び規制の趣旨	改正案	例示基準案
<p>【現行規則】 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設における法第七条第一号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。</p>	<p>【改正案】 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設における法第七条第一号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、前項第一号から第三号まで、第五号、第六号、第七号の三から第九号の二まで、第十号から第十二号まで、第十四号から第十六号まで、第十八号から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号及び第二十八号までに掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。</p>	
<p>【現行規則】 一 不発弾等解撤工室、不発弾等一時置場又は不発弾等廃棄処理場(以下「不発弾等解撤工室等」という。)は、製造所外の保安物件に対して、次の表の保安距離(保安物件が専ら当該製造所の事業の用に供する施設である場合には、経済産業大臣が告示で定める保安距離)をとること。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 二 不発弾等解撤工室等は、製造所内の他の施設に対して経済産業大臣が告示で定める保安間隔をとること。ただし、経済産業大臣が告示で定める基準により互いに接続する場合には、この限りでない。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 三 不発弾等解撤工室は、別棟とし、経済産業大臣が告示で定める構造とし、かつ、告示で定める建築材料を使用すること。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 四 不発弾等解撤工室の放爆面(鋼製チャンバにあつては、搬入口をいう。)の方向には、経済産業大臣が告示で定める基準による土堤又は防爆壁を設けること。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 五 不発弾等解撤工室(鋼製チャンバを除く。)の内面は、土砂類のはく落及び飛散を防ぐ構造とし、かつ、床面には鉄類を表さないこと。</p> <p>【規制の趣旨】 (五号) ・火薬類に土砂類が混ざり変質することで爆発・発火を防ぐための規定 ・火薬類が落下することで爆発・発火を防ぐための規定</p>	<p>【改正案】 削除</p>	<p>【例示基準案】</p>
<p>【現行規則】 六 不発弾等解撤工室(鋼製チャンバを除く。)の床面は、次に掲げる措置を講ずること。 イ 鉛板、ゴム板、ビニル床シート等の軟質材料を使用すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかの不発弾等解撤工室は、コンクリート打ちモルタル仕上げ又はコンクリート打ち塗装仕上げとすることができる。 (1) 解撤設備の構造上、不発弾等の解撤により生じる火薬類が設備外にこぼれることがなく、床面に落下又は飛散するおそれがないもの (2) 取り扱われる不発弾等の種類若しくは状態又は不発弾等解撤工室の床面の状態にかんがみ、当該不発弾等が、床面への落下等により床面との衝撃又は摩擦(不発弾等解撤工室内で起こり得るものをいう。)を生じさせた場合であつても、爆発又は発火のおそれがないと認められるもの ロ 不発弾等の解撤により生じる火薬類が浸透し、又はその粉末が浸入しないような措置を講ずること。</p> <p>【規制の趣旨】 火薬類が落下することで爆発・発火を防ぐための規定</p>	<p>【改正案】 削除</p>	<p>【例示基準案】</p>
<p>【現行規則】 七 鋼製チャンバには、不発弾等と床面とが直接接しない措置及び不発弾等が落下しない措置を講ずること。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 八 解撤設備は、できるだけ遠隔操作による設備とすること。</p> <p>【規制の趣旨】 火薬類が発火した際に、燃え広がらないようにするための規定</p>	<p>【改正案】 八 解撤設備は、遠隔操作による設備とするよう努めること。</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 九 解撤作業中にその温度が上昇し、爆発又は発火するおそれがある不発弾等を取り扱う設備には、温度上昇を防止する措置を講ずること。</p>	<p>【改正案】 九 解撤作業中には、温度上昇を防止するための措置を講ずること。ただし、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがないときは、この限りでない。</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>

現行規則及び規制の趣旨	改正案	例示基準案
【規制の趣旨】 温度変化により火薬類が爆発・発火することを防止するための規定		
【現行規則】 十 解撤作業に使用するウォータージェットには、水圧及び研磨材の量が過剰になることを防ぐための装置を設けること。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
【現行規則】 十一 不発弾等廃棄処理場は、 <u>危険区域内に設け、できるだけ土堤、防爆壁又は防火壁を設け、かつ、その周囲の樹木、雑草等は常に伐採しておくこと。</u>  【規制の趣旨】 火薬類が爆発することにより、延焼を防止するための規定	【改正案】 十一 不発弾等廃棄処理場は、 <u>次のイからハまでに定めるところによること。</u> <u>イ 危険区域内に設けること。</u> <u>ロ 第三十一条に規定する土堤若しくは第三十一条の三に規定する防爆壁を設置すること又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。</u> <u>ハ 周囲の火災を防止するための措置を講ずること。</u>	【例示基準案】 ●施行規則第4条第2項第11号ハに規定する周囲の火災を防止するための措置とは、不発弾等廃棄処理場の周囲の樹木、雑草等を伐採しておくこと又は周囲の樹木、雑草等に散水しておくこととする。

## <第4条の2第1項>

現行規則及び規制の趣旨	改正案	例示基準案
【現行規則】 製造設備が移動式製造設備である製造施設における法第7条第1号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。	【改正案】 改正なし	
【現行規則】 一 製造所内の見やすい場所に火薬類の製造所である旨の標識を掲げ、かつ、爆発又は発火に関し必要な事項を明記した掲示板を設け、製造所内は、移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造(原料を混合して火薬類を製造し、その火薬類を移動式製造設備等に収納すること又は原料を混合して火薬類を製造し、その火薬類を発破孔に <u>装てん</u> することをいう。以下この条、第五条の二、第五十一条及び第五十二条において同じ。)する区域(以下「移動区域」という。)を明瞭に定め、 <u>移動区域の周囲には、できるだけ境界さくを設け、見やすい場所に警戒札を建てること。</u>  【規制の趣旨】 みだりに無関係な者が立ち入らないようにするための規定	【改正案】 一 製造所内の見やすい場所に火薬類の製造所である旨の標識を掲げ、かつ、爆発又は発火に関し必要な事項を掲示し、製造所内は、移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造(原料を混合して火薬類を製造し、その火薬類を移動式製造設備等に収納すること又は原料を混合して火薬類を製造し、その火薬類を発破孔に <u>装填</u> することをいう。以下この条、第五条の二、第五十一条及び第五十二条において同じ。)する区域(以下「移動区域」という。)を明瞭に定め、 <u>移動区域の周囲には、見やすい場所に警戒札を掲示すること。</u>	【例示基準案】 なし
【現行規則】 二 移動区域には、製造、消費その他の作業上やむを得ない施設以外のものは設置しないこと。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
【現行規則】 三 <u>第一号の境界さくが森林内に設けられた場合には、その境界さくに沿い幅二メートル以上の防火のための空地を設けること。</u>  【規制の趣旨】 移動区域外で森林火災が発生した場合に、延焼しないようにするための規定 移動区域が森林内に設けられている場合、森林火災による移動区域への延焼を防ぐために、境界さくの外側2m幅以上の空地の設置を義務付けている。	【改正案】 三 <u>移動区域の境界が森林内に設けられた場合には、火災による延焼を防止するための措置を講ずること。</u>	【例示基準案】 ●施行規則第4条の2第1項第3号に規定する火災による延焼を防止するための措置とは、移動区域に隣接する森林と移動区域の境界線との間に幅2m以上の防火のための空地を設けることとする。 (※)森林から製造所に向けての火災、製造所から森林へ向けての火災を共に考慮する。
【現行規則】 四 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、 <u>移動式製造設備用工室を設けること。</u>  【規制の趣旨】 特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発した際に、(土砂類の混入や設置する機械による)火災等を防止し、延焼を防ぐための規定。 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合、製造の作業性と安全性を向上させるために、移動式製造設備用工室の設置を義務付けている。	【改正案】 四 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、 <u>移動式製造設備用工室を設けること。この場合において、移動式製造設備用工室の構造、位置及び設備の技術上の基準については、前条第一項第七号の三、第八号、第十号から第十二号まで、第十四号から第十六号まで及び第十八号から第二十二号までの規定を準用する。</u>	【例示基準案】 なし
【現行規則】 五 移動区域の境界又は廃棄焼却場は、製造所外の保安物件に対して、それぞれ前条第一項第四号の表(イ)(二)、(イ)(四)又は(イ)(十)の保安距離(保安物件が専ら当該製造所の事業の用に供する施設である場合には、経済産業大臣が告示で定める保安距離)をとること。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし



現行規則及び規制の趣旨	改正案	例示基準案
【規制の趣旨】 移動工室で爆発が発生した際に、周辺の者が死亡しないための規定		
【現行規則】 六 移動式製造設備用工室(特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。)又は移動式製造設備(特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。)は、製造所内の他の施設及び発破場所(当該移動式製造設備で製造した特定硝酸アンモニウム系爆薬を使用している発破場所を除く。)に対して経済産業大臣が告示で定める危険間隔をとることとし、移動式製造設備にあつては、その危険間隔が明らかになるような措置を講ずること。	【改正案】 六 移動式製造設備用工室(特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。)又は移動式製造設備(特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。)は、製造所内の他の施設及び発破場所(当該移動式製造設備で製造した特定硝酸アンモニウム系爆薬を使用している発破場所を除く。)に対して経済産業大臣が告示で定める危険間隔をとることとし、移動式製造設備にあつては、その危険間隔が明らかになるような措置を講ずること。	【例示基準案】 なし
【現行規則】 七 廃棄焼却場は、製造所内の他の施設及び発破場所に対して経済産業大臣が告示で定める保安間隔をとること。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
【現行規則】 八 ボイラー室及び煙突は、移動区域内に設けないこと。ただし、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突を除く。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
【現行規則】 九 移動式製造設備用工室を設ける場合には、 <u>第三十条の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による避雷装置を設けること。</u>	【改正案】 削除【前条第1項第7号の3を準用するため削除】	【例示基準案】 なし
【規制の趣旨】 雷により爆発・火災を防止するための規定		
【現行規則】 十 移動式製造設備用工室は、別棟とし、かつ、 <u>耐火性構造とすること。</u>	【改正案】 削除【前条第1項第8号を準用するため削除】	【例示基準案】 なし
【規制の趣旨】 火薬類が発火した際に、燃え広がらないようにするための規定		
【現行規則】 十一 移動式製造設備は、できるだけ耐火性構造とし、かつ、 <u>自動消火設備、消火器等の消火設備を設けること。</u>	【改正案】 十一 移動式製造設備には、 <u>自動消火設備、消火器等の消火設備を設けること。</u>	【例示基準案】 なし
【規制の趣旨】 火薬類が発火した際に、燃え広がらないようにするための規定		
【現行規則】 十二 移動式製造設備用工室の付近には、 <u>貯水池、貯水槽、非常栓等の消火の設備を設けること。</u>	【改正案】 削除【前条第1項第10号を準用するため削除】	【例示基準案】 なし
【規制の趣旨】 火薬類が発火した際に、燃え広がらないようにするための規定		
【現行規則】 十三 移動式製造設備用工室には、非常の際の避難に便利なようにできるだけ多くの窓及び出口を設け、 <u>それらの扉は外開きとし、かつ、直射日光を受ける部分の窓ガラスは、不透明のものを使用すること。ただし、次のイ又はロのいずれかの場合にあつては、それぞれ当該イ又はロに定めるものを外開きとしないことができる。</u> イ 二箇所以上の適切な数の出口を設けた場合 窓の扉 ロ 積雪のため窓又は出口の扉を外開きにすることが非常の際の避難に不便な場合 窓又は出口の扉	【改正案】 削除【前条第1項第11号を準用するため削除】	【例示基準案】 なし
【規制の趣旨】 ・非常時に円滑に避難できるようするための規定 ・扉の開閉により爆発・発火しないようにするための規定 ・窓から差し込む直射日光により、火薬類が爆発・発火しないようにするための規定		
【現行規則】 十四 移動式製造設備用工室の内面は、 <u>土砂類のはく落及び飛散を防ぐ構造とし、かつ、床面には鉄類を表さないこと。</u>	【改正案】 削除【前条第1項第12号を準用するため削除】	【例示基準案】 なし
【規制の趣旨】 火薬類に土砂類が混ざることによって変質し、爆発・発火しないようにするための規定		
【現行規則】 十五 移動式製造設備は、土砂類の浸入を防ぐ構造とし、かつ、原料又は特定硝酸アンモニウム系爆薬と	【改正案】 十五 移動式製造設備は、土砂類の浸入を防ぐ構造とし、かつ、原料又は特定硝酸アンモニウム系爆薬と	【例示基準案】 なし

現行規則及び規制の趣旨	改正案	例示基準案
<p>直接触れる部分は、<u>できるだけさびにくい材料を使用すること。</u></p> <p>【規制の趣旨】 火薬類に土砂類が混ざることによって変質し、爆発・発火しないようにするための規定。 火薬類に錆が混ざること防ぐための規定。</p>	<p>直接触れる部分は、<u>さびにくい材料を使用するよう努めること。</u></p>	
<p>【現行規則】 十六 <u>移動式製造設備用工室の床面は、特定硝酸アンモニウム系爆薬が浸透し、又は浸入しないような措置を講じること。</u></p> <p>【規制の趣旨】 火薬類が飛散して隙間に浸透しないようにするための規定</p>	<p>【改正案】 削除【前条第1項第12号を準用するため削除】</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 十七 <u>移動式製造設備用工室には、原動機を据付けないこと。ただし、爆発又は発火を起こすおそれのない場合には、この限りでない。</u></p> <p>【規制の趣旨】 移動工室内に、火薬類を爆発・発火させるような装置を設置させないための規定</p>	<p>【改正案】 削除【前条第1項第14号を準用するため削除】</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 十八 <u>移動式製造設備の移動は、経済産業大臣が告示で定めるディーゼル車によることとし、製造のためにディーゼル車の動力を使用する場合には、移動と製造とが同時にできない構造とし、製造のためにディーゼル車の動力を使用しない場合には、製造のための動力は、爆発又は発火を起こすおそれがないものであること。</u></p> <p>【規制の趣旨】 ・移動中に火薬類が摩擦・衝動・車の排気・火花等で爆発・発火しないようにするための規定。 ・移動区域内で使用する動力をディーゼル車及び爆発又は発火を起こす恐れがないものに限定。</p>	<p>【改正案】 十八 <u>移動式製造設備の移動は、製造し及び運搬する特定硝酸アンモニウム系爆薬並びに周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない構造の車両によることとし、製造のために車両の動力を使用する場合には、移動と製造とが同時にできない構造とし、製造のために車両の動力を使用しない場合には、製造のための動力は、特定硝酸アンモニウム系爆薬の爆発又は発火を起こすおそれがないものであること。</u></p>	<p>【例示基準案】 ●施行規則第4条の2第1項第18号に規定する製造し及び運搬する特定硝酸アンモニウム系爆薬並びに周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない構造の車両とは、次の基準に適合するディーゼル車とする。 1. 電気設備は、車体との絶縁が十分に保たれ、振動によって緩まないように固定され、適当な覆いがされていること。 2. 排気管及び消音器は、継目その他から排気の漏れがなく、製造し及び運搬する特定硝酸アンモニウム系爆薬に対して適当な防熱措置が講じられていること。 3. 排気管は、製造し及び運搬する特定硝酸アンモニウム系爆薬に影響を与えない位置において開口していること。</p>
<p>【現行規則】 十九 <u>移動式製造設備用工室又は移動式製造設備に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、振動、衝撃等により変形しない構造とし、作業上やむを得ない部分のほか、鉄と鉄との摩擦のないものを使用し、すべての摩擦部には、十分に滑剤を塗布し、かつ、動揺、脱落、腐食又は特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透若しくは浸入を防ぐ構造とすること。</u></p> <p>【規制の趣旨】 摩擦により火薬類が爆発・発火しないようにするための規定 火薬類の発火・爆発を防止するため、移動式製造設備に据え付ける機械、器具及び容器に対して一律に、以下の全ての要件を求めている。 ・鉄と鉄との摩擦のないものを使用・摩擦部には十分に滑剤を塗布・動揺、脱落、腐食又は特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着若しくは浸入を防ぐ構造</p>	<p>【改正案】 十九 <u>移動式製造設備に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、次のイからホまでに定めるところによること。</u> イ <u>摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造とすること。</u> ロ <u>振動又は衝撃により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造とすること。</u> ハ <u>腐食により特定硝酸アンモニウム系爆薬が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造とすること。</u> ニ <u>特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透又は侵入により爆発し又は発火しない構造とすること。</u> ホ <u>振動、衝撃等により変形しない構造とすること。</u></p>	<p>【例示基準案】 ●施行規則第4条の2第1項第19号イに規定する摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造とは、次の基準によるものとする。 1. 摩擦部は、作業上やむを得ない部分を除き、鉄と鉄との摩擦がないものが使用されていること。 2. すべての摩擦部には、十分に滑剤が塗布されていること。</p>
<p>【現行規則】 二十 <u>移動式製造設備用工室又は移動式製造設備の暖房装置には、蒸気、熱気又は温水のほかは使用せず、かつ、燃焼しやすい物と隔離し、その熱面に特定硝酸アンモニウム系爆薬又は塵あいの付着を避ける措置を講じること。</u></p> <p>【規制の趣旨】 暖房装置により火薬類が爆発・発火しないようにするための規定</p>	<p>【改正案】 削除【前条第1項第16号を準用するため削除】</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 二十一 <u>移動式製造設備用工室又は移動式製造設備を照明する設備は、漏電、可燃性ガス、粉じん等に対して安全な防護措置を設けた電灯及び電気配線又は移動式製造設備用工室と完全に隔離した電灯及び電気配線とすること。</u></p> <p>【規制の趣旨】 照明設備により火薬類が爆発・発火しないようにするための規定 移動式製造設備工室内や移動式製造設備(以下「移動式製造設備工室等」という。)を照明する設備が発火源となる火災の発生防止のため、室内における可燃性ガス等の発生可能性に関わらず一律に、漏電、可燃性</p>	<p>【改正案】 二十一 <u>移動式製造設備を照明する設備は、移動式製造設備と完全に隔離した電灯及び電気配線とすること。</u></p>	<p>【例示基準案】 なし</p>

現行規則及び規制の趣旨	改正案	例示基準案
ガス及び粉じん等に対して照明する設備が安全であることを求めている。		
<p>【現行規則】            二十二 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備(特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。)の機械設備の金属部は、接地しておくこと。</p> <p>【規制の趣旨】            静電気により火薬類が爆発・発火しないための規定</p>	<p>【改正案】            二十二 移動式製造設備(特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。)の機械設備の金属部は、接地しておくこと。</p>	<p>【例示基準案】            なし</p>
<p>【現行規則】            二十三 移動式製造設備用工室、移動式製造設備又は廃棄焼却場には、内部又は外部の見やすい場所に<u>掲示板を設け、特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量、同時に存置することができる特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の種類及び最大数量、定員、取扱心得その他必要な事項を明記すること。</u></p> <p>【規制の趣旨】            移動式製造設備等に関する必要事項を関係者(従業員や非常時に消火作業を行う人など)に周知するための規定。            原料の種類及び火薬類の停滞量等の必要な事項を作業者等に周知するため、掲示板を設けることを求めている。</p>	<p>【改正案】            二十三 移動式製造設備又は廃棄焼却場には、内部又は外部の見やすい場所に、特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量、同時に存置することができる特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の種類及び最大数量、定員、<u>注意事項</u>その他必要な事項を<u>掲示</u>すること。</p>	<p>【例示基準案】            なし</p>
<p>【現行規則】            二十四 移動式製造設備用工室に面して設置された普通木造建築物には、<u>耐火的措置を講じること。</u></p> <p>【規制の趣旨】            火災が発生した際に、延焼しないようにするための規定</p>	<p>【改正案】            削除【前条第1項第21号を準用するため削除】</p>	<p>【例示基準案】            なし</p>
<p>【現行規則】            二十五 移動式製造設備用工室の天井及び内壁は、<u>隙間のないようにし、かつ、水洗に耐え表面が滑らかになるような措置を講じること。</u></p> <p>【規制の趣旨】            火薬類に土砂類が混ざることによって変質し、爆発・発火しないようにするための規定</p>	<p>【改正案】            削除【前条第1項第12号を準用するため削除】</p>	<p>【例示基準案】            なし</p>
<p>【現行規則】            二十六 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備には、<u>特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐ措置を講じること。</u></p> <p>【規制の趣旨】            ・火薬類に土砂類が混ざることによって変質し、爆発・発火しないようにするための規定</p>	<p>【改正案】            二十六 移動式製造設備には、特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐ措置を講ずること。</p>	<p>【例示基準案】            なし</p>
<p>【現行規則】            二十七 移動式製造設備には、<u>静電気を有効に除去する措置を講じること。</u></p>	<p>【改正案】            二十七 移動式製造設備には、静電気を有効に除去する措置を講ずること。</p>	<p>【例示基準案】            なし</p>
<p>【現行規則】            二十八 移動式製造設備は、<u>特定硝酸アンモニウム系爆薬の製造中に異常が発生した場合に、直ちに製造を中止することができる構造とすること。</u></p>	<p>【改正案】            改正なし</p>	<p>【例示基準案】            なし</p>
<p>【現行規則】            二十九 移動式製造設備で、<u>特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部は内壁と接触しないよう間隙をとること。</u></p> <p>【規制の趣旨】            機械の摩擦/火花により火薬類が爆発しないようにするための規定</p>	<p>【改正案】            二十九 移動式製造設備で、<u>特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部は、摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。</u></p>	<p>【例示基準案】            ●施行規則第4条の2第1項第29号に規定する摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火することを防止するための措置とは、特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部が内壁と接触しないよう間隙をとることとする。</p>
<p>【現行規則】            三十 移動式製造設備に備え付ける収納又は装てんするためのホースは十分な強度を有し、摩擦、衝撃及び静電気に対して安全な措置を講ずること。</p>	<p>【改正案】            三十 移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースは十分な強度を有し、摩擦、衝撃及び静電気に対して安全な措置を講ずること。</p>	<p>【例示基準案】            なし</p>
<p>【現行規則】            三十一 移動式製造設備のうち、<u>特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備であって、発火又は爆発するおそれのある設備には、安全装置を設けること。</u></p> <p>【規制の趣旨】            加圧することで火薬類が爆発・発火しないようにするための規定</p>	<p>【改正案】            三十一 移動式製造設備のうち、<u>特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備には、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置を講ずること。ただし、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがないときは、この限りでない。</u></p>	<p>【例示基準案】            ●施行規則第4条の2第1項第31号に規定する特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。            1. 設備に、規定以上の圧力になれば自動的に減圧する安全装置を設けること。            2. 規定以上の圧力にはならない機構をもつ設備であること。</p>
<p>【現行規則】</p>	<p>【改正案】</p>	<p>【例示基準案】            なし</p>

現行規則及び規制の趣旨	改正案	例示基準案
<p>三十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を運搬する容器は、<u>ち密軟質で収容物と化学作用を起こさない材料を使用し、かつ、確実にふたのできる構造とすること。</u></p> <p>【規制の趣旨】 製造所内を輸送中に火薬類が変質・落下により爆発・発火しないようにするための規定</p>	<p>三十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を運搬する容器は、<u>当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料と化学作用を起こさない材料を使用し、かつ、確実に蓋のできる構造とすること。</u></p>	
<p>【現行規則】 三十三 廃薬焼却場は、<u>移動区域内に設け、できるだけ土堤、防爆壁又は防火壁を設け、かつ、その周囲の樹木、雑草等は常に伐採しておくこと。</u></p> <p>【規制の趣旨】 関連施設で爆発・発火が生じた際に、延焼させないための規定</p>	<p>【改正案】 三十三 廃薬焼却場は、<u>次のイからハまでに定めるところによること。</u> イ <u>移動区域内に設けること。</u> ロ <u>第三十一条に規定する土堤若しくは第三十一条の三に規定する防爆壁を設置すること又は防火壁の設置その他延焼を遮断するための措置を講ずること。ただし、火薬類が爆発することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。</u> ハ <u>周囲の火災を防止するための措置を講ずること。</u></p>	<p>【例示基準案】 ●第4条の2第1項第3号ハに規定する周囲の火災を防止するための措置とは、廃薬焼却場の周囲の樹木、雑草等を常に伐採しておくこと又は周囲の樹木、雑草等に散水しておくこととする。</p>

## 製造方法の技術基準の改正案、例示基準案について【規則第 5 条第 1 項、第 2 項、第 5 条の 2 第 1 項】

## ＜第 5 条第 1 項＞

現行規則及び規制の趣旨	改正案	例示基準案
【現行規則】 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業(不発弾等の解撤作業を除く。)を行う製造施設における法第七条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。		
【現行規則】 一 信号焰管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬は、あらかじめ、信号焰管、信号火せん又は煙火にあつてはその構造及び組成並びに一日に製造する最大数量及び一月に製造する最大数量を、これらの原料用火薬又は爆薬にあつてはその成分配合比の範囲及び一日に製造する最大数量を定め、当該構造及び組成に従い、当該成分配合比の範囲内で、かつ、当該最大数量以下で製造すること。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
【現行規則】 一の二 前号に掲げる火薬類以外の火薬類は、あらかじめ火薬又は爆薬にあつてはその成分配合比の範囲を、火工品にあつてはその構造及び組成並びに一日に製造する最大数量を定め、当該成分配合比の範囲内で、当該構造及び組成に従い、かつ、当該最大数量以下で製造すること。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
【現行規則】 一の三 可塑性爆薬は、経済産業大臣が告示で定める物質を経済産業大臣が告示で定める量以上含むように製造すること。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
【現行規則】 二 危険区域内には、作業に必要な従業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
【現行規則】 三 危険工室等には、経済産業大臣が告示で定める人数の範囲内で、それぞれ定員を定め、定員内の従業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
【現行規則】 四 危険区域内においては、酒気を帯びて作業をしないこと。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
【現行規則】 五 危険区域内においては、特に静粛、かつ、丁寧な作業を行うこと。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
【現行規則】 六 工室又は火薬類一時置場は、常に清潔に掃除し、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が火薬類に混入することを防ぎ、強風の場合には、砂塵の飛揚を防ぐためできるだけ工室の付近に散水する等の適切な措置を講ずること。  【規制の趣旨】 異物混入による摩擦等による火薬類の発火・爆発の危険性の増大を防ぐための措置。	【改正案】 六 工室又は火薬類一時置場は、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が混入することにより火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。	【例示基準案】 ●施行規則第 5 条第 1 項第 6 号に規定する異物が混入することにより火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火するおそれがあるときの当該危害を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。 1. 工室又は火薬類一時置場は、常に清潔に掃除すること。 2. 強風の場合には、砂じんの飛揚を防ぐため、必要に応じて工室又は火薬類一時置場の付近に散水すること。
【現行規則】 七 危険工室等には、携帯電灯のほかは灯火を携えないこと。  【規制の趣旨】 危険工室内の火薬類等への発火・爆発防止のため、工室内に持ち込める灯火を携帯電灯のみとしている。	【改正案】 七 危険工室等には、携帯電灯以外の灯火又は電波を発する機器であつて、取り扱う火薬類が爆発し又は発火するおそれがあるものを携えないこと。ただし、爆発試験場、燃焼試験場若しくは発射試験場における試験又は廃棄焼却場における焼却のために用いられるものについては、この限りでない。	【例示基準案】 なし
【現行規則】 八 危険工室等及びそれらの付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をたい積しないこと。  【規制の趣旨】 危険工室内の火薬類の発火等を防ぐために、危険工室内及び危険工室付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすいものをたい積しないことで、危険工室内外の火災を防止することを求めている。	【改正案】 八 危険工室等及びそれらの付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を堆積しないこと。ただし、梱包材の一時存置その他の作業上やむを得ない場合において、一時的に堆積するときは、この限りでない。	【例示基準案】 なし
【現行規則】 九 危険工室等には、経済産業大臣が告示で定める数量の範囲内で、それぞれ停滞量及び同時に存置することができる火薬類の原料の最大数量を定め、これを超えて火薬類又はその原料を存置しないこと。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし

現行規則及び規制の趣旨	改正案	例示基準案
<p>【現行規則】 十 火薬類の製造上特に温度に関係のある作業については、その温度の範囲を定め、その範囲内で作業すること。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 十の二 日乾作業終了後火薬類を放冷する必要がある場合には、集積することなく、第四条第一項第二十四号の四の規定により設けられた設備で常温まで放冷した後でなければ、日乾場から他の場所に移動しないこと。</p> <p>【規制の趣旨】 日乾後の火薬類は温度が高く、そのまま集約すると、発火・爆発の危険性があるため、煙火等の乾燥工程である日乾場からの火薬類の移動は、常温まで放冷した後に行われるべきことが規定されている。</p>	<p>【改正案】 十の二 日乾作業終了後火薬類を放冷する必要がある場合には、集積することなく、第四条第一項第二十四号の四の規定により設けられた設備で十分に放冷した後でなければ、日乾場から他の場所に移動しないこと。</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 十一 危険工室内で使用する機械、器具又は容器は、常にそれらの機能を点検し、<u>手入れを怠らないこと</u>。</p> <p>【規制の趣旨】 危険工室内で使用する機器等への日頃のメンテナンスの必要性を規定。</p>	<p>【改正案】 十一 危険工室内で使用する機械、器具又は容器は、常にそれらの機能を点検し及び整備するとともに、<u>不具合のある場合は使用しないこと</u>。</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 十二 危険工室内で使用する機械、器具又は容器を修理する場合には、<u>必ず当該工室の外において、製造保安責任者の指示に従って、その機械、器具又は容器に付着又は浸透した火薬類を除去した後でなければ着手しないこと。ただし、やむを得ずその工室内で修理する場合には、室内の危険物を安全な場所に移す等の必要な措置を講じた後で行わなければならない。</u></p> <p>【規制の趣旨】 機械類を不用意に修理することによる危害を防止するための規定</p>	<p>【改正案】 十二 危険工室内で使用する機械、器具又は容器を修理する場合には、<u>製造保安責任者の指示に従って、あらかじめ危険予防の措置を講ずること</u>。</p>	<p>【例示基準案】 ●施行規則第5条第1項第12号に規定する機械、器具又は容器を修理する場合の危険予防の措置とは、次の基準によるものとする。 1. 当該工室の外において、修理する機械等に付着又は浸透した火薬類を除去した後で修理に着手すること。 2. 当該工室の外で修理を行うことが困難である場合には、修理に着手する前に次の措置を講ずること。 イ 工室内の火薬類その他の危険物を安全な場所に移すこと。 ロ 修理する機械等に付着又は浸透した火薬類を除去すること。</p>
<p>【現行規則】 十三 危険工室又は火薬類一時置場の改築又は修繕の工事をしようとするときは、<u>あらかじめ危険予防の措置を講ずること</u>。</p> <p>【規制の趣旨】 工室又は一時置場を不用意に改修又は修繕することによる危害を防止するための規定</p>	<p>【改正案】 十三 危険工室又は火薬類一時置場の改築又は修繕の工事をしようとするときは、<u>製造保安責任者の指示に従って、あらかじめ危険予防の措置を講ずること</u>。</p>	<p>【例示基準案】 ●施行規則第5条第1項第13号に規定する危険工室又は火薬類一時置場の改築又は修繕の工事をしようとするときの危険予防の措置とは、次の基準によるものとする。 1. 当該危険工室又は火薬類一時置場内の火薬類その他の危険物を安全な場所に移すこと。 2. 当該危険工室又は火薬類一時置場内の内面や機械等に付着又は浸透した火薬類を除去すること。</p>
<p>【現行規則】 十四 危険工室は、その目的とする作業以外に使用しないこと。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 十五 火薬類の廃棄又は不良品は、<u>一定の廃棄容器に収納し、これらが発生した日のうちに一定の場所で廃棄すること。ただし、強風等により当該日のうちに適切な廃棄ができない場合は、確実な危険予防及び盗難防止の措置を講じた上で、適切な廃棄が可能となったときに速やかに廃棄することとする。</u></p> <p>【規制の趣旨】 廃棄火薬類又は不良火薬類について、一定の廃棄容器に収納した上で、原則として発生した日のうちに廃棄する事を求めている。</p>	<p>【改正案】 十五 火薬類の廃棄又は不良品は、<u>危険予防及び盗難防止のための措置を講じた上で速やかに廃棄すること</u>。</p>	<p>【例示基準案】 ●施行規則第5条第1項第15号に規定する火薬類の廃棄又は不良品の廃棄における危険予防及び盗難防止のための措置とは、次の基準によるものとする。 1. 廃棄するまでの間、専用の廃棄容器に収納し及び移送すること。 2. あらかじめ定められた場所において、廃棄を行うこと。</p>
<p>【現行規則】 十六 火薬類並びにその原料及び半製品(以下この号において「火薬類等」という。)の運搬には、衝突、転落、転倒、著しい動揺その他当該火薬類等に摩擦及び衝動を与えないように慎重に行うこと。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 十六の二 蓄電池車及びディーゼル車は、火薬類の粉末が飛散し、又は可燃性ガスが発散するおそれのある工室及びその付近に入れられないこと。</p> <p>【規制の趣旨】 蓄電池車及びディーゼル車が火薬類又は可燃性ガスの着火源となり、危険区域内や危険工室内で発火等が発生することを防止するため、これら車両が入れる場所を制限した規定。</p>	<p>【改正案】 十六の二 原動機をもつ車両は、<u>火薬類の粉末が飛散し、又は可燃性ガスが発散するおそれがある工室及びその付近に入れられないこと。ただし、飛散する火薬類又は発散する可燃性ガスの爆発又は発火を防止するための措置が講じられている場合は、この限りでない。</u></p>	<p>【例示基準案】 ●施行規則第5条第1項第16号の2に規定する飛散する火薬類又は発散する可燃性ガスの爆発又は発火を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。 1. 工室又はその付近の当該車両が入る部分及びその周囲は、常に清掃し飛散した火薬類が存在しない状態とすること。 2. 工室又はその付近の当該車両が入る部分及びその周囲は、発散する可燃性ガスの濃度が爆発下限界の1/4以下である状態とすること。 3. 1. 又は2. の場合において、火薬類の粉末が飛散し、又は可燃性ガスが発散したときは、直ちに車両を停止させ、飛散した火薬類の粉末又は発</p>

現行規則及び規制の趣旨	改正案	例示基準案
		散した可燃性ガスを除去するまで車両を動かさないこと。
【現行規則】 十七 火薬類、油類等の付着しているおそれのある布類その他の廃材は、 <u>一定の容器に収納し、毎日作業終了後工室外に搬出して一定の場所で危険予防の措置を講ずること。</u>	【改正案】 十七 火薬類、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材は、 <u>廃棄するまでの間、危険予防の措置を講ずること。</u>	【例示基準案】 ●施行規則第5条第1項第17号に規定する火薬類、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材についての危険予防の措置とは、一定の容器に収納し、毎日作業終了後工室外に搬出して、一定の場所で周囲に可燃物を置かないこととする。
【現行規則】 十八 火薬類の爆発試験、燃焼試験、発射試験及び火薬類の焼却等は、 <u>それぞれ一定の場所で行うこと。</u>	【改正案】 十八 火薬類の爆発試験、燃焼試験、発射試験及び火薬類の焼却等は、 <u>それぞれ爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場、廃棄焼却場等一定の場所で行うこと。</u>	【例示基準案】 なし
【現行規則】 十九 火薬類の製造試験は、試験のために特に設けられた危険工室で行うか、又は平常作業を中止し、その目的に転用した危険工室で行うこと。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
【現行規則】 十九の二 前二号及び第二十八号に掲げるもの以外の火薬類の製造作業は、一定の工室で行うこと。ただし、次の各号の <u>一</u> に該当する場合は、この限りでない。 イ 一定の日乾場において日乾作業を行う場合 ロ <u>第四条第一項第四号及び第四号の二に規定する危険工室の例により設けられた一定の仕掛け準備場において仕掛け準備作業を行う場合</u> ハ <u>第四条第一項第四号及び第四号の二に規定する危険工室の例により設けられた一定の星打ち場又は一定の星掛け場であつて日光の直射を防ぐ措置を講じたものにおいて星打ち作業及び星掛け作業を行う場合</u>	【改正案】 十九の二 前二号及び第二十八号に掲げるもの以外の火薬類の製造作業は、一定の工室で行うこと。ただし、次の <u>いずれか</u> に該当する場合は、この限りでない。 イ 一定の日乾場において日乾作業を行う場合 ロ <u>一定の仕掛け準備場において仕掛け準備作業を行う場合</u> ハ <u>一定の星打ち場又は星掛け場において星打ち作業又は星掛け作業を行う場合</u>	【例示基準案】 なし
【現行規則】 二十 火薬類は、経済産業大臣が告示で定める基準による容器包装(容器及び火薬類を収納するために必要な構成材料をいう。以下同じ。)に収納すること。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
【現行規則】 二十一 容器包装のうち内装容器及び外装容器並びに打揚煙火にあつてはその外殻には、当該火薬類の種類、数量、製造所名及び製造年月日を表示し、かつ、がん具煙火にあつては当該内装容器に当該がん具煙火の使用方法を表示すること。ただし、紙筒、紙袋、プラスチックフィルム袋等これらのすべてを記載できないことが明らかな内装容器については、この限りでない。	【改正案】 二十一 容器包装のうち内装容器及び外装容器並びに打揚煙火にあつてはその外殻には、当該火薬類の種類、数量、製造所名及び製造年月日を表示し、かつ、がん具煙火にあつては当該内装容器に当該がん具煙火の使用方法を表示すること。ただし、紙筒、紙袋、プラスチックフィルム袋等これらのすべてを記載できないことが明らかな内装容器については、この限りでない。	【例示基準案】 なし
削除		
削除		
【現行規則】 二十四 外装容器には、衝撃注意、火気厳禁その他の取扱いに必要な注意事項を記載すること。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
【現行規則】 二十五 火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合には、 <u>当該火薬類一時置場の内壁から三十センチメートル以上を隔て、枕木又はすのこ(その表面にくぎ等の鉄類を表さないこと。)</u> を置いて平積みとし、 <u>かつ、その高さは一・八メートル以下とすること。</u>  【規制の趣旨】 無煙火薬を存置する際、「温度/湿度」「荷崩れ/落下」による爆発/発火を防ぐための規定	【改正案】 二十五 火薬類一時置場に無煙火薬(火工品の原料として使用する無煙火薬を除く。次号において同じ。)を存置する場合には、 <u>通気を確保するため当該火薬類一時置場の内壁及び床面に直に触れないような措置を講ずるとともに、荷崩れせず、安全に搬出入が可能な高さで積むこと。</u>	【例示基準案】 ●施行規則第5条第1項第25号に規定する無煙火薬が火薬類一時置場の内壁及び床面に直に触れない措置とは、次の基準によるものとする。 1. 無煙火薬を火薬類一時置場の内壁から30cm以上離すこと。 2. 無煙火薬は次のいずれかを使用して存置すること。 イ 枕木 ロ すのこ(木製又は樹脂製で鉄類が表面に表れていないもの) ハ パレット(木製又は樹脂製で鉄類が表面に表れていないもの) ニ 棚(木製又は樹脂製で鉄類が表面に表れていないもの)  ●施行規則第5条第1項第25号に規定する無煙火薬が荷崩れせず、安全に搬出入が可能な高さで積むこととは、次の基準によるものとする。 1. 荷崩れによる落下を防ぐため平積みとすること。 2. 安全に搬出入するため、無煙火薬を積む高さは1.8m以下とすること。
【現行規則】 二十六 無煙火薬を火薬類一時置場に存置することができる期間は、当該無煙火薬の製造工程中に使用するいずれかの火薬類一時置場に最初に存置した日から通算して六月間とする。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
【現行規則】	【改正案】	【例示基準案】 なし

現行規則及び規制の趣旨	改正案	例示基準案
<p>二十七 毎日の製造作業終了後、工室内に火薬類を存置させないこと。<u>ただし、やむを得ず存置する場合には、見張をつける等盗難防止の措置を講じなければならない。</u></p> <p>【規制の趣旨】 工室内に火薬類を存置することによる盗難を防止するための規定</p>	<p>二十七 毎日の製造作業終了後、工室内に火薬類を存置させないこと。<u>やむを得ず存置する場合は、見張をつける等の盗難を防止するための措置を講ずるとともに、必要に応じて爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。</u></p>	
<p>【現行規則】 二十八 赤燐を取り扱う作業は、他の危険工室と隔離した専用の危険工室で行い、かつ、器具、容器、作業衣及び履物は、専用のものを使用すること。</p>	<p>【改正案】 二十八 赤りんを取り扱う作業は、他の危険工室と隔離した専用の危険工室で行い、かつ、器具、容器、作業衣及び履物は、専用のものを使用すること。</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 二十九 マグネシウム粉、アルミニウム粉、マグネリウム粉又は亜鉛末を含有する火薬類の製造には、水分による発熱によつて発火しないような措置を講ずること。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 三十 塩素酸塩若しくは亜塩素酸ナトリウム又は塩素酸塩若しくは亜塩素酸ナトリウムを含有する火薬若しくは爆薬を取り扱う器具及び容器には、その旨を明記し、その他の火薬及び爆薬の取扱いのために使用しないこと。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 三十一 球状の打揚煙火の外殻のはり付け作業を行った後は、導火線の取付け等の外殻に孔をあける作業をしないこと。</p>	<p>【改正案】 三十一 球状の打揚煙火の外殻の貼り付け作業を行った後は、導火線の取付け等の外殻に孔をあける作業をしないこと。</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 三十一の二 直径が十センチメートルを超える球状の打揚煙火には、割り薬を完全に点火させるような伝火薬を取り付けること。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 三十一の三 球状の打揚煙火の割り薬として塩素酸塩を含有する火薬又は爆薬を使用する場合には、割り薬と星とが直接に接触しないような措置を講ずること。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 三十二 赤燐を取り扱う配合工室及び鶏冠石と塩素酸カリウムとを配合する工室は、毎日一回以上水洗掃除をすること。</p>	<p>【改正案】 三十二 赤りんを取り扱う配合工室及び鶏冠石と塩素酸カリウムとを配合する工室は、毎日一回以上水洗掃除をすること。</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 三十三 薬紙、速火線の切断等の摩擦又は衝撃を加える作業は、少量ずつ行うこと。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 三十四 雷薬又は滝剤の配合作業又はてん薬作業を行う際には、次の各号の措置を講ずること。 イ 履物及び手袋は導電性のものを着用すること。 ロ ふるい、たらい及び小分け用スコップは、導電性のもの(鉄製のものを除く。)を使用すること。</p> <p>【規制の趣旨】 静電気による危害を防ぐための規定</p>	<p>【改正案】 三十四 静電気により爆発し又は発火するおそれがある火薬類を取り扱う際には、<u>帯電した静電気を有効に除去するための措置を講ずること。</u></p>	<p>【例示基準案】 ●施行規則第五条第1項第34号に規定する帯電した静電気を有効に除去するための措置とは、次の基準によるものとする。 1. 衣類、履物及び必要に応じ手袋は、静電気の帯電を防止するものを着用すること。 2. 雷薬又は滝剤の配合及び填薬を行う際には、履物及び手袋は導電性のものを着用すること。 3. 雷薬又は滝剤の配合及び填薬を行う際には、ふるい、たらい及び小分け用スコップは導電性のもの(鉄製のものを除く)を使用すること。</p> <p>(※) 静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置については、本基準の他に、施行規則第4条第1項第22号の4の基準にも留意すること。</p>
<p>【現行規則】 三十五 噴出薬を詰めた筒をわきに挟みかつ腕に抱え、又は手でつかむことにより保持しながら、筒に設けた噴出口から空中に火の粉を噴き出させることにより消費する煙火(以下「手筒煙火」という。)の製造を行う際には、次のイからへまでのいずれにも適合すること。 イ 噴出薬に使用する火薬類は黒色火薬のみとし、星その他の煙火を混入しないこと。 ロ 噴出薬のてん薬作業は、空隙が生じないよう密に詰めて行うこと。 ハ 筒は亀裂等がないものを使用すること。 ニ 噴出口は筒先の面の中心に設け、その直径は筒の内径の三分の一以上とすること。 ホ 噴出口の補強に用いる部材には、石膏、セメント等は使用せず、土、木材等の軽量なものを使用すること。 ヘ 手筒煙火であって、第八十四条第九号の規定により十八歳未満の者が取り扱うことのできるもの</p>	<p>【改正案】 三十五 噴出薬を詰めた筒を脇に挟みかつ腕に抱え、又は手でつかむことにより保持しながら、筒に設けた噴出口から空中に火の粉を噴き出させることにより消費する煙火(以下「手筒煙火」という。)の製造を行う際には、次のイからへまでのいずれにも適合すること。 イ 噴出薬に使用する火薬類は黒色火薬のみとし、星その他の煙火を混入しないこと。 ロ 噴出薬の填薬作業は、空隙が生じないよう密に詰めて行うこと。 ハ 筒は亀裂等がないものを使用すること。 ニ 噴出口は筒先の面の中心に設け、その直径は筒の内径の三分の一以上とすること。 ホ 噴出口の補強に用いる部材には、石膏、セメント等は使用せず、土、木材等の軽量なものを使用すること。 ヘ 手筒煙火であって、第八十四条第九号の規定により十八歳未満の者が取り扱うことのできるもの</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>



現行規則及び規制の趣旨	改正案	例示基準案
(以下「特定手筒煙火」という。)の製造を行う際には、イからホまでに定めるもののほか、経済産業大臣が定める基準に適合すること。	(以下「特定手筒煙火」という。)の製造を行う際には、イからホまでに定めるもののほか、経済産業大臣が定める基準に適合すること。	

## <第5条第2項>

現行規則及び規制の趣旨	改正案	例示基準案
【現行規則】 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設における法第七条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。	【改正案】 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設における法第七条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、前項第二号、第四号から第八号まで、第十号、第十一号から第二十号まで、第二十四号及び第二十七号までに掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。	
【現行規則】 一 不発弾等は、あらかじめ一日に解撤する最大数量を定め、当該最大数量以下で解撤すること。	【改正案】 一 あらかじめ一日に解撤する不発弾等の最大数量を定め、当該最大数量以下で解撤すること。	【例示基準案】 なし
【現行規則】 二 不発弾等解撤工室等には、経済産業大臣が告示で定める人数の範囲内で、それぞれ定員を定め、定員内の従業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
【現行規則】 三 不発弾等解撤工室等には、経済産業大臣が告示で定める数量の範囲内で、それぞれ停滞量を定め、これを超えて不発弾等を存置しないこと。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
【現行規則】 四 信管を有する不発弾等は、信管の分離作業等においてその信管を起爆させないように慎重に取り扱うこと。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
【現行規則】 五 不発弾等を収納する容器包装には、不発弾等の種類、信管の有無、危険性に関する分類その他の不発弾等に関する情報を表示すること。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし

## <第5条の2第1項>

現行規則及び規制の趣旨	改正案	例示基準案
製造設備が移動式製造設備である製造施設における法第七条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。	【改正案】 改正なし	
【現行規則】 一 特定硝酸アンモニウム系爆薬の成分配合比の範囲及び1日に製造する最大数量を定め、当該成分配合比の範囲内で、かつ、当該最大数量以下で製造すること。ただし、1日に製造する最大数量は、1日の消費見込量以下とする。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
【現行規則】 二 移動区域内には、製造、消費その他の作業に必要な従業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
【現行規則】 三 移動式製造設備用工室、移動式製造設備の危険間隔内又は廃棄焼却場には、経済産業大臣が告示で定める人数の範囲内で、それぞれ定員を定め、定員内の従業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
【現行規則】 四 移動区域内においては、酒気を帯びて作業をしないこと。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
【現行規則】 五 移動区域内においては、特に丁寧な作業を行うこと。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
【現行規則】 六 移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備を固定する。	【改正案】 六 移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備を固定すること。	【例示基準案】 なし
【現行規則】 七 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備用工室においてしなければならない。	【改正案】 七 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備用工室においてしなければならない。この場合に	【例示基準案】 なし

現行規則及び規制の趣旨	改正案	例示基準案
<p>【規制の趣旨】            特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発した際に危害を軽減するための規定            建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合、製造の作業性と安全性を向上させるために、移動式製造設備用工室内での作業を義務付けている。</p>	<p>において、工室内における製造方法の技術上の基準については、前条第一項第六号から第八号まで、第十一号から第十四号まで及び第二十七号の規定を準用する。</p>	
<p>【現行規則】            八 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備は、常に清潔に掃除し、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が特定硝酸アンモニウム系爆薬に混入することを防ぎ、強風の場合には、砂塵の飛揚を防ぐためできるだけ移動式製造設備用工室又は移動式製造設備の付近に散水する等の適切な措置を講ずること。</p> <p>【規制の趣旨】            ・火薬類に不純物が混入することで、爆発／発火することを防ぐための規定。            異物混入による摩擦等による火薬類の発火・爆発の危険性の増大を防ぐための措置。</p>	<p>【改正案】            八 移動式製造設備には、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が特定硝酸アンモニウム系爆薬に混入することを防止するための措置を講ずること。</p>	<p>【例示基準案】            ●施行規則第5条の2第1項第8号に規定する異物が特定硝酸アンモニア系爆薬に混入することを防止するための措置とは、次の基準によるものとする。            1. 移動式製造設備は、常に清潔に掃除すること。            2. 強風の場合には、砂じんの飛揚を防ぐため、必要に応じて移動式製造設備の付近に散水すること。</p>
<p>【現行規則】            九 移動式製造設備用工室、移動式製造設備の危険間隔内又は廃棄焼却場には、携帯電話のほかは灯火を携えないこと。</p> <p>【規制の趣旨】            不適切な灯火を持ち込むことで爆発／発火することを防ぐための規定            ⇒不適切なものを持ち込むことで爆発／発火することを防ぐための規定            移動式製造設備の危険間隔内等における薬類等への発火・爆発防止のため、危険間隔内等に持ち込める灯火を携帯電話のみとしている。</p>	<p>【改正案】            九 移動式製造設備の危険間隔内又は廃棄焼却場には、携帯電話以外の灯火又は電波を発する機器であつて、取り扱う火薬類が爆発し又は発火するおそれがあるものを携えないこと。ただし、廃棄焼却場における焼却のために用いられるものについては、この限りでない。</p>	<p>【例示基準案】            なし</p>
<p>【現行規則】            十 移動式製造設備用工室、移動式製造設備又は廃棄焼却場の付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をたい積しないこと。</p> <p>【規制の趣旨】            ・製造施設の近辺に爆発／発火しやすいものが置かれることで、延焼が拡大することを防ぐための規定。            移動式製造設備等の火薬類の発火等を防ぐために、移動式製造設備及び廃棄処理場付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすいものをたい積しないことで、移動式製造設備等の火災を防止することを求めている。</p>	<p>【改正案】            十 移動式製造設備又は廃棄焼却場の付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を堆積しないこと。ただし、梱包材の一時存置その他の作業上やむを得ない場合に一時的に堆積する場合は、この限りでない。</p>	<p>【例示基準案】            なし</p>
<p>【現行規則】            十一 移動式製造設備用工室、移動式製造設備の危険間隔内又は廃棄焼却場には、経済産業大臣が告示で定める数量の範囲内で、停滞量及び同時に存置することができる特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の最大数量を定め、これを超えて特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を存置しないこと。</p>	<p>【改正案】            改正なし</p>	<p>【例示基準案】            なし</p>
<p>【現行規則】            十二 移動式製造設備用工室で使用する機械、器具若しくは容器又は移動式製造設備は、常にそれらの機能を点検し、手入れを怠らないこと。</p> <p>【規制の趣旨】            異常のある設備を用いて製造することによる危害を防ぐための規定            移動式製造設備で使用する機器等への日頃のメンテナンスの必要性を規定。</p>	<p>【改正案】            十二 移動式製造設備は、常にその機能を点検し及び整備し、不具合のある場合は使用しないこと。</p>	<p>【例示基準案】            なし</p>
<p>【現行規則】            十三 移動式製造設備用工室で使用する機械、器具若しくは容器又は移動式製造設備を修理する場合には、移動式製造設備用工室外において、製造保安責任者の指示に従つてその機械、器具若しくは容器又は移動式製造設備に付着した特定硝酸アンモニウム系爆薬を除去した後でなければ着手しないこと。ただし、やむを得ず移動式製造設備用工室で修理する場合には、室内の危険物を安全な場所に移す等の必要な措置を講じた後で行わなければならない。</p> <p>【規制の趣旨】            不適切な方法で機械等の修理作業に着手することによる作業員への危害を防ぐための規定</p>	<p>【改正案】            十三 移動式製造設備を改造、修繕又は修理する場合には、製造保安責任者の指示に従つて、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。</p>	<p>【例示基準案】            ●施行規則第5条の2第1項第13号に規定する移動式製造設備を改造、修繕又は修理する場合の危険予防の措置とは、次の基準によるものとする。            1. 移動式製造設備内の特定硝酸アンモニウム系爆薬その他の危険物を安全な場所に移すこと。            2. 移動式製造設備に付着した特定硝酸アンモニウム系爆薬を除去すること。</p>
<p>【現行規則】            十四 移動式製造設備用工室の改築若しくは修繕の工事又は移動式製造設備の改造若しくは修繕の工事をしようとするときは、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。</p>	<p>【改正案】            削除【十三号に統合】</p>	<p>【例示基準案】            なし</p>

現行規則及び規制の趣旨	改正案	例示基準案
<p>【規制の趣旨】 不適切な方法で設備の改修／修理作業に着手することによる作業員への危害を防ぐための規定</p>		
<p>【現行規則】 十五 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備は、その目的を定め、その目的とする作業以外に使用しないこと。</p> <p>【規制の趣旨】 ・移動式製造設備等を目的以外に使用することにより、製造する火薬類が爆発することを防ぐための規定。 ・製造・消費に関係ない者が、火薬類が爆発した際に、危害を受けないようにするための措置</p>	<p>【改正案】 十五 移動式製造設備は、その目的を定め、その目的とする作業以外に使用しないこと。</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 十六 特定硝酸アンモニウム系爆薬の廃棄又は不良品は、<u>一定の廃棄容器に収納し、これらが発生した日のうちに一定の場所で廃棄すること。ただし、強風等により当該日のうちに適切な廃棄ができない場合は、確実な危険予防及び盗難防止の措置を講じた上で、適切な廃棄が可能となったときに速やかに廃棄することとする。</u></p> <p>【規制の趣旨】 ・廃棄する場所を限定することで、危害が発生した場合の被害を軽減するための規定 ・廃棄する火薬類や不良品を放置することによる危害を防止するための規定。 廃棄火薬類又は不良火薬類について、一定の廃棄容器に収納した上で、原則として発生した日のうちに廃棄する事を求めている。</p>	<p>【改正案】 十六 特定硝酸アンモニウム系爆薬の廃棄又は不良品は、<u>危険予防及び盗難防止のための措置を講じた上で、速やかに廃棄すること。</u></p>	<p>【例示基準案】 ●施行規則第5条の2第1項第16号に規定する特定硝酸アンモニウム系爆薬の廃棄又は不良品の廃棄における危険予防及び盗難を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。 1. 廃棄するまでの間、専用の廃棄容器に収納し及び移送すること。 2. あらかじめ定められた場所において、廃棄を行うこと。</p>
<p>【現行規則】 十七 特定硝酸アンモニウム系爆薬、油類等の付着しているおそれのある布類その他の廃材は、<u>一定の容器に収納し、毎日作業終了後一定の場所で危険予防の措置を講じること。</u></p>	<p>【改正案】 十七 特定硝酸アンモニウム系爆薬、油類等の付着しているおそれのある布類その他の廃材は、<u>廃棄するまでの間、危険予防の措置を講ずること。</u></p>	<p>【例示基準案】 ●施行規則第5条の2第1項第17号に規定する特定硝酸アンモニウム系爆薬、油類等の付着しているおそれのある布類その他の廃材についての危険予防の措置とは、一定の容器に収納し、毎日作業終了後一定の場所で周囲に可燃物を置かないこととする。</p>
<p>【現行規則】 十八 <u>特定硝酸アンモニウム系爆薬の焼却は、一定の場所で行うこと。</u></p> <p>【規制の趣旨】 ・廃棄する場所を限定することで、危害が発生した場合の被害を軽減するための規定</p>	<p>【改正案】 削除【第16号でまとめて読む】</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 十九 毎日の製造及び消費作業終了後、<u>移動式製造設備用工室及び移動式製造設備に特定硝酸アンモニウム系爆薬を存置させないこと。ただし、やむを得ず存置する場合は、必要に応じて安全な措置を講じた後に、見張りをを行う等の盗難防止の措置を講じなければならない。</u></p> <p>【規制の趣旨】 ・製造・消費終了後、火薬類が存置されることによる危害を防止するための規定。 ・火薬類を存置することによる盗難防止のための規定。</p>	<p>【改正案】 十九 毎日の製造及び消費作業終了後、<u>移動式製造設備に特定硝酸アンモニウム系爆薬を存置させないこと。やむを得ず存置する場合は、見張りを行う等の盗難を防止するための措置を講ずるとともに、必要に応じて爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。</u></p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 二十 移動式製造設備をその移動区域外に移動させる場合には、<u>火薬類を設備内に存置しないこととし、十分に清掃を行うこと。</u></p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 二十一 移動式製造設備から特定硝酸アンモニウム系爆薬を発破孔へ<u>装てん</u>する場合は、適切な圧力により排出を行うこと。</p>	<p>【改正案】 二十一 移動式製造設備から特定硝酸アンモニウム系爆薬を発破孔へ<u>装填</u>する場合は、適切な圧力により排出を行うこと。</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 二十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬の製造上特に温度及び圧力に関係のある作業については、その温度及び圧力の範囲を定め、その範囲内で作業すること。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
<p>【現行規則】 二十三 移動式製造設備の移動又は特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料を運搬若しくは収納する場合は、衝突、転落、転倒、著しい動揺その他当該移動式製造設備に衝動を与えないよう、又は当該特定硝酸アンモニウム系爆薬に摩擦及び衝動を与えないように慎重に行うこと。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令等について  
(製造の技術基準の性能規定化)

令和2年6月10日  
経済産業省  
産業保安グループ  
鉾山・火薬類監理官付

## 1. 背景

火薬類取締法は、制定された昭和25年以来、技術基準等について、産業実態や技術革新等に合わせた改正を逐次実施してきているものの必ずしも十分とは言いがたい状況となっている。

少量の火薬・爆発を用いた安全装置等に用いられる火工品や新規製品の開発、普及に向けた対応も求められることから、技術基準全体を仕様規定中心の体系から性能規定中心の体系へ転換させる必要がある。

このため、平成26年度の産業構造審議会保安分科会火薬小委員会より技術基準の性能規定化の議論が進められてきたところ。今般、先行して、火薬類の廃棄の技術基準について性能規定化を行う。

## 2 主な改正事項

### ①製造施設の構造、位置及び設備の技術基準

定置式製造施設（施行規則第4条第1項）、定置式製造施設（解撤）（施行規則第4条第2項）、移動式製造施設（施行規則第4条の2第1項）の構造、位置及び設備の技術基準について、別紙1のとおり改正する。

### ②製造施設の製造方法の技術基準

定置式製造施設（施行規則第5条第1項）、定置式製造施設（解撤）（施行規則第5条第2項）、移動式製造施設（施行規則第5条の2第1項）の製造方法の技術基準について、別紙2のとおり改正する。

### ③完成検査の方法、保安検査の方法

①、②の見直しに伴い、完成検査の方法（施行規則別表第1）、保安検査の方法（施行規則別表第3）についても改正する。

### ④関連告示の改正

- ①、②の見直しに伴い、以下の告示について改正する。
- ・火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年通商産業省告示第五十八号）

- －施行規則第4条第1項第9号の3に掲げるスプリンクラーの仕様を規定していたところ、当該条項の性能規定化に伴い削る。(第11条の2)
  
- －施行規則第4条第1項第27号に掲げる蓄電池車及びディーゼル車の仕様を規定していたところ、当該条項の性能規定化に伴い削る。(第12条)
  
- ・製造設備が移動式製造設備である製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（平成十一年通商産業省告示第302号）
  - －施行規則第4条の2第1項第18号に掲げるディーゼル車の仕様を規定していたところ、当該条項の性能規定化に伴い削る。(第5条)

⑤その他（例示基準及び運用内規の策定）

- ①、②の見直しに伴い、性能規定化された規定に対する例示基準（別紙1、別紙2参照）及び運用に係る内規等を策定する。
- また、経過措置として1月間の周知期間を用意する。

3. 今後のスケジュール

令和2年6月〇日～7月〇日	パブリックコメントの募集
令和2年7月下旬頃	公布（予定）
令和2年8月下旬頃	施行（予定）

改正後	改正前
<p>○経済産業省告示第二十七号            火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令(令和二年経済産業省令第九号)の施行に伴い、火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示(昭和四十九年通商産業省告示第五十八号)の一部を次のように改正し、同令の施行の日から施行する。            令和三年三月一日            経済産業大臣 梶山 弘志</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。</p>	<p><b>削る</b></p> <p>(スプリンクラー設備に関する基準)  <b>第十一条の二</b> 規則第四条第一項第九号の三のスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次に定めるとおりとする。</p> <p>一 スプリンクラーヘッドは、開放型スプリンクラーヘッドとし、無煙火薬を存置する火薬類一時置場の天井又は小屋裏で室内に面する部分に、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第十三条の二第四項第一号二及びホに規定する技術上の基準に従い、かつ、当該天井又は小屋裏の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、一・七メートル以下となるように、設けること。</p> <p>二 水源は、スプリンクラーヘッドの個数に一・六立方メートルを乗じて得た量以上の量となるように設けること。この場合において、水源に連結する加圧送水装置(消防法施行規則第十四条第一項第十一号に規定するものをいう。)は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けおそれが少ない箇所に設けること。ただし、水源の水位がポンプより低い位置にある加圧送水装置にあつては、消防法施行規則第十二条第一項第三号の二の規定に従い、呼水装置を設けること。</p>

<p><b>削る</b></p> <p>三 スプリンクラー設備は、スプリンクラーヘッドの個数を同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧力が〇・一メガパスカル以上で、かつ、放水量が八十リットル毎分以上で放水することができ性能のものとする。</p> <p>四 スプリンクラー設備は、自動火災報知設備の感知器の作動又は火災感知用のスプリンクラーヘッドの作動若しくは開放による圧力検知装置の作動と連動して加圧送水装置及び一斉開放弁を起動することができるとすること。</p> <p>五 一斉開放弁の二次側配管の部分には、放水することなく当該弁の作動を試験するための装置を設けること。</p> <p>六 制御弁は、消防法施行規則第十四条第一項第三号の規定により設けること。</p> <p>七 流水検知装置は、湿式のものとし、消防法施行規則第十四条第一項第四号の四及び第四号の五の規定により設けること。</p> <p>八 非常電源は、消防法施行規則第十二条第一項第四号の規定により設けること。</p> <p>九 操作回路の配線は、消防法施行規則第十二条第一項第五号の規定に準じて設けること。</p> <p>十 配管は、消防法施行規則第十二条第一項第六号の規定に準じて設けること。</p> <p>十一 貯水槽等には消防法施行規則第十二条第一項第九号に規定する措置を講ずること。</p> <p>(蓄電池車及びディーゼル車の基準)  <b>第十二条</b> 規則第四条第一項第二十七号の蓄電池車の基準は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 車輪には、ゴムタイヤを使用すること。ただし、軌道車については、この限りでない。</p>
--

<p>第十二条 [略]</p> <p>第十三条 [略]</p> <p>別表(第三条、第十二条、第十三条関係) [表略]</p>	<p>二 荷台又は荷台と車軸との間には、適当な緩衝装置を備えること。</p> <p>三 蓄電池は、コネクターを溶接して接続した耐震式のものを使用し、堅固な木箱又はこれと同等の強度及び絶縁性を有する箱に収め、使用電圧が五十ボルト以下に保たれていること。</p> <p>四 電動機整流子、制ぎよ器、電気開閉器、電気端子その他火花を生ずるおそれのある電気装置には、適当なおおいがされていること。</p> <p>五 電気配線は、キャブタイヤケーブルを使用し、接続部分が振動によつてゆるまないような構造となつており、配線相互間及び配線と車体間の絶縁が十分に保たれて定着されていること。</p> <p>2 規則第四条第一項第二十七号のディーゼル車の基準は、前項第一号、第四号及び第五号の規定によるほか、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 機関は、二号軽油を燃料とするディーゼル機関とすること。</p> <p>二 排気管及び消音器は、継目その他から排気の漏れがなく、荷台の下面からの距離が二百ミリメートル未満の部分には適当な防熱装置が施されていること。</p> <p>三 排気管は、排気ガス温度が八十度以下に保たれる排気ガス冷却装置及び消焰装置が取り付けられており、荷台の後端(けん引自動車にあつては、前後車輪の中間)において開口していること。</p> <p>第十三条 [略]</p> <p>第十四条 [略]</p> <p>別表(第三条、第十三条、第十四条関係) [表略]</p>
---	--

備考 表中の「」は注記である。

○経済産業省告示第二十八号

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（令和二年経済産業省令第九号）の施行に伴い、製造設備が移動式製造設備である製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（平成十一年通商産業省告示第三百二二号）の一部を次のように改正し、同令の施行の日から施行する。

令和三年三月一日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

改正前

〔削る〕

（ディーゼル車の基準）

第五条 規則第四条の二第一項第十八号のディーゼル車の基準は、次に定めるとおりとする。

- 一 車輪は、ゴムタイヤを使用すること。
- 二 電動機整流子、制御器、電気開閉器、電気端子その他火花を生ずるおそれのある電気装置には、適当な覆いがされていなければならない。
- 三 電気配線は、使用条件に適したものを使用し、接続部分が振動によつて緩まないような構造となつており、配線相互間及び配線と車体間の絶縁が十分に保たれて定着されていること。
- 四 機関は、二号軽油を燃料とするディーゼル機関とすること。
- 五 排気管及び消音器は、継目その他から排気の漏れがなく、移動式製造設備に対して適当な防熱装置が施されていること。
- 六 排気管は、排ガス温度が八十度以下に保たれる排気ガス冷却装置及び消焰装置が取り付けられており、硝安油剤爆薬の製造に影響を与えない位置において開口してゐること。

第五条 [略]  
第六条 [略]

第七条 [略]  
第六条 [略]

備考 表中の「」は注記である。



○経済産業省令第九号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百四十九号）第七条第一号及び第二号、第十五条第四項並びに第三十五条第四項の規定に基づき、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和三年三月一日

経済産業大臣 梶山 弘志

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令  
 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定置式製造設備に係る技術上の基準)</p> <p>第四条 [略]</p> <p>一 製造所内の見やすい場所に火薬類の製造所である旨の標識を掲げ、かつ、爆発又は発火に関し必要な事項を掲し、製造所内は、危険区域を明瞭に定め、危険区域の周囲には、危険区域が明確に判別できるような措置を講じ、見やすい場所に警戒札を掲示すること。</p> <p>二 危険区域には、製造その他の作業上やむを得ない施設以外のものは設置しないこと。</p> <p>三 危険区域の境界が森林内に設けられた場合には、火災による延焼を防止するための措置を講ずること。</p> <p>四 危険工室（不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下この条、第五条及び第四十四条の二において同じ。）、火薬類一時置場（不発弾等一時置場を除く。以下この条、第五条及び第四十四条の二において同じ。）、日乾場、仕掛け準備場、星打ち場、星掛け場、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場（以下「危険工室等」という。）は、製造所外の保安物件に対して、信号炎管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬に係るもの以外のものにあつては次の表(イ)の、信号炎管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬に係るものにあつては同表(ロ)の保安距離（保安物件が専ら当該製</p>	<p>(定置式製造設備に係る技術上の基準)</p> <p>第四条 [略]</p> <p>一 製造所内の見やすい場所に火薬類の製造所である旨の標識を掲げ、かつ、爆発又は発火に関し必要な事項を明記した掲示板を設け、製造所内は、危険区域を明瞭に定め、危険区域の周囲には、境界さくを設ける等の危険区域が明確に判別できるような措置を講じ、見やすい場所に警戒札を建てること。</p> <p>二 危険区域には、作業上やむを得ない施設以外のものは設置しないこと。</p> <p>三 第一号の境界さくが森林内に設けられた場合には、その境界さくに沿い幅二メートル以上の防火のための空地を設けること。</p> <p>四 危険工室（不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下この条、第五条及び第四十四条の二において同じ。）、火薬類一時置場（不発弾等一時置場を除く。以下この条、第五条及び第四十四条の二において同じ。）、日乾場、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場（以下「危険工室等」という。）は、製造所外の保安物件に対して、信号焰管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬に係るもの以外のものにあつては次の表(イ)の、信号焰管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬に係るものにあつては同表(ロ)の保安距離（保安物件が専ら当該製造所の事業の用に供する施設である場合</p>

<p>造所の事業の用に供する施設である場合には、経済産業大臣が告示で定める保安距離）をとること。この場合において、これらの表の保安距離に対応する停滯量を超えて火薬類を存置する場合の保安距離は、次の算式により計算した距離とする。ただし、二ト口基を三以上含む二ト口化合物又はペンタエリスリットテトラナイトレート硝酸工室については、存置する数量にかかわらず、第一種保安物件又は第二種保安物件に対しては百メートル、第三種保安物件又は第四種保安物件に対しては五十メートル、導火線若しくは電気導火線又は第一条の五第一号へ(2)に掲げるがん具煙火以外のがん具煙火のみの火薬類一時置場については、存置する数量にかかわらず、十メートルとする。</p> <p>[式略]</p>	<p>(イ) [略]</p>	<p>区分</p> <table border="1"> <tr> <td>(一)・(二)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(三)</td> <td>発火の危険のある工室（がん具煙火の発火の危険のある工室を除く。）、日乾場、仕掛け準備場、星打ち場又は星掛け場</td> </tr> <tr> <td>(四)・(七)</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	(一)・(二)	[略]	(三)	発火の危険のある工室（がん具煙火の発火の危険のある工室を除く。）、日乾場、仕掛け準備場、星打ち場又は星掛け場	(四)・(七)	[略]
	(一)・(二)	[略]						
(三)	発火の危険のある工室（がん具煙火の発火の危険のある工室を除く。）、日乾場、仕掛け準備場、星打ち場又は星掛け場							
(四)・(七)	[略]							
<p>四の二・五 [略]</p> <p>五の二 煙火の製造所にあつては、粉じん爆発の危険性が高いものとして経済産業大臣が告示で定める金属粉を貯蔵する原料薬品貯蔵所を危険区域内に設けないこと。</p>								

<p>には、経済産業大臣が告示で定める保安距離）をとること。この場合において、これらの表の保安距離に対応する停滯量を超えて火薬類を存置する場合の保安距離は、次の算式により計算した距離とする。ただし、二ト口基を三以上含む二ト口化合物又はペンタエリスリットテトラナイトレート硝酸工室については、存置する数量にかかわらず、第一種保安物件又は第二種保安物件に対しては百メートル、第三種保安物件又は第四種保安物件に対しては五十メートル、導火線若しくは電気導火線又は第一条の五第一号へ(2)に掲げるがん具煙火以外のがん具煙火のみの火薬類一時置場については、存置する数量にかかわらず、十メートルとする。</p> <p>[式略]</p>	<p>(イ) [略]</p>	<p>区分</p> <table border="1"> <tr> <td>(一)・(二)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(三)</td> <td>発火の危険のある工室（がん具煙火の発火の危険のある工室を除く。）、又は日乾場</td> </tr> <tr> <td>(四)・(七)</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	(一)・(二)	[略]	(三)	発火の危険のある工室（がん具煙火の発火の危険のある工室を除く。）、又は日乾場	(四)・(七)	[略]
	(一)・(二)	[略]						
(三)	発火の危険のある工室（がん具煙火の発火の危険のある工室を除く。）、又は日乾場							
(四)・(七)	[略]							
<p>四の二・五 [略]</p> <p>五の二 煙火の製造所にあつては、粉塵爆発の危険性が高いものとして経済産業大臣が告示で定める金属粉を貯蔵する原料薬品貯蔵所を危険区域内に設けないこと。</p>								

六 爆発の危険のある工室（不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下同じ。）は、別棟とし、火災に対して抵抗性を有する構造とし、かつ、爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用すること。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造とする場合には、建築材料については、この限りでない。

七 信号炎管、信号火せん若しくは煙火の製造所又は火薬若しくは爆薬を製造する製造所であつて、これを原料として信号炎管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの（以下「煙火等の製造所」と総称する。）以外の製造所にあつては、爆発の危険のある工室（火薬又は爆薬の停滯量（火工品にあつては、その原料をなす火薬又は爆薬の停滯量）が三十キログラム以下の放爆式構造又は準放爆式構造の工室であつて、放爆面の方向に第三十一条の三に規定する防爆壁を設けているものを除く。）又は火薬類一時置場には、第三十一条に規定する土堤を設けること。ただし、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十七条の四第一項に規定する基準に比して同等以上であるもの又は導火線を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものにあつては、その土堤を省略し、放爆式構造若しくは準放爆式構造の工室にあつては放爆面以外の方向の土堤を省略することができる。

七の二 煙火等の製造所にあつては、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場には、第三十一条に規定する土堤、第三十一条の二に規定する簡易土堤又は第三十一条の三に規定する防爆壁を設けること。ただし、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵す

六 爆発の危険のある工室（不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下同じ。）は、別棟とし、火焰に対して抵抗性を有する構造とし、かつ、爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用すること。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造とする場合には、建築材料については、この限りでない。

七 信号焰管、信号火せん若しくは煙火の製造所又は火薬若しくは爆薬を製造する製造所であつて、これを原料として信号焰管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの（以下「煙火等の製造所」と総称する。）以外の製造所にあつては、爆発の危険のある工室（火薬又は爆薬の停滯量（火工品にあつては、その原料をなす火薬又は爆薬の停滯量）が三十キログラム以下の放爆式構造又は準放爆式構造の工室であつて、放爆面の方向に第三十一条の三の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による防爆壁を設けているものを除く。）又は火薬類一時置場には、第三十一条各号の基準による土堤を設けること。ただし、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十七条の四第一項に規定する基準に比して同等以上であるもの又は導火線を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものにあつては、その土堤を省略し、放爆式構造若しくは準放爆式構造の工室にあつては放爆面以外の方向の土堤を省略することができる。

七の二 煙火等の製造所にあつては、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場には、第三十一条各号の基準による土堤、第三十一条の二に規定する基準による簡易土堤又は第三十一条の三の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による

ることができ、がん具煙火を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものにあつては、その土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略し、放爆式構造又は準放爆式構造の工室にあつては放爆面以外の方向の土堤、簡易土堤及び防爆壁を省略し、製造所外の保安物件に対する保安距離若しくは製造所内の他の施設に対する保安間隔が第四号の規定による保安距離若しくは第四号の二の規定による保安間隔の四倍以上の危険工室又は火薬類一時置場にあつては当該方向の土堤、簡易土堤及び防爆壁を省略し、当該保安距離若しくは保安間隔が二倍以上四倍未満の危険工室又は火薬類一時置場にあつては防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずることに代えることができる。

七の三 危険工室及び火薬又は爆薬の停滯量（火工品にあつてはその原料をなす火薬又は爆薬の停滯量）が百キログラムを超える火薬類一時置場にあつては、第三十条に規定する避雷装置を設けること。ただし、煙火等の製造所における危険工室及びがん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるもの並びに導火線を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものについては、この限りでない。

八 略  
九 発火の危険のある工室と他の施設（発火の危険のある工室と連絡する渡り廊下のある施設並びに煙火等の製造所における発火の危険のある工室との保安距離が第四号に規定する保安距離の二倍未満で

防爆壁を設けること。ただし、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものにあつては、その土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略し、放爆式構造又は準放爆式構造の工室にあつては放爆面以外の方向の土堤、簡易土堤及び防爆壁を省略し、製造所外の保安物件に対する保安距離若しくは製造所内の他の施設に対する保安間隔が第四号の規定による保安距離若しくは第四号の二の規定による保安間隔の四倍以上の危険工室又は火薬類一時置場にあつては当該方向の土堤、簡易土堤及び防爆壁を省略し、当該保安距離若しくは保安間隔が二倍以上四倍未満の危険工室又は火薬類一時置場にあつては防火壁の設置その他の延焼を遮断する措置を講ずることに代えることができる。

七の三 危険工室及び火薬又は爆薬の停滯量（火工品にあつてはその原料をなす火薬又は爆薬の停滯量）が百キログラムを超える火薬類一時置場にあつては、第三十条の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による避雷装置を設けること。ただし、煙火等の製造所における危険工室及びがん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるもの並びに導火線を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものについては、この限りでない。

八 略  
九 発火の危険のある工室と他の施設（発火の危険のある工室と連絡する渡り廊下のある施設並びに煙火等の製造所における発火の危険のある工室との保安距離が第四号に規定する保安距離の二倍未満で

ある製造所外の保安物件及び発火の危険のある工室との保安間隔が第四号の二に規定する保安間隔の二倍未満である製造所内の施設をいう。)との間に防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。

九の二 [略]

九の三 無煙火薬を存置する火薬類一時置場(火工品の原料として使用する無煙火薬を存置する火薬類一時置場を除く。第二十六号の二において同じ。)には、当該無煙火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該無煙火薬が発火したときに爆発を防止するための措置を講ずること。

十 危険工室の付近には、貯水池、貯水槽、消火栓等の消火の設備を設けること。

十一 危険工室の窓及び扉は、次のイからハまでに定めるところによること。

イ 危険工室の窓及び出口の扉は、非常の際に容易に避難できる構造とする。

ロ 危険工室の窓及び扉に用いる金具は、摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない材質のものとする。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

ハ 危険工室の窓には、直射日光により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

ある製造所外の保安物件及び発火の危険のある工室との保安間隔が第四号の二に規定する保安間隔の二倍未満である製造所内の施設をいう。)との間に防火壁の設置その他の延焼を遮断する措置を講ずること。

九の二 [略]

九の三 無煙火薬を存置する火薬類一時置場(火工品の原料として使用する無煙火薬を存置する火薬類一時置場を除く。以下第十一号の二、第十四号の二及び第二十六号の二において同じ。)には、経済産業大臣が告示で定める基準によるスプリンクラー設備を設けること。

十 危険工室の付近には、貯水池、貯水槽、非常栓等の消火の設備を設けること。

十一 危険工室には、非常の際の避難に便利なようにできるだけ多くの窓及び出口を設け、それらの扉は外開きとし、その金具(硝安油剤爆薬又は含水爆薬を取り扱う危険工室の扉の金具を除く。)は、直接鉄と摩擦する部分には、銅、真ちゆう等を使用し、かつ、直射日光を受ける部分の窓ガラスは、不透明のものを使用すること。ただし、次のイ又はロのいずれかの場合にあつては、それぞれ当該イ又はロに定めるものを外開きとしないことができる。

イ 二箇所以上の適切な数の出口を設けた場合 窓の扉

ロ 積雪のため窓又は出口の扉を外開きにすることが非常の際の避難に不便な場合 窓又は出口の扉

[削る]

十二 危険工室の内面は、次のイからニまでに定めるところによること。

イ 危険工室の内面には、内面の剥離及び内面の一部が火薬類に混入することを防止するための措置を講ずること。

ロ 危険工室の内面には、飛散した火薬類の浸透又は浸入を防止するための措置及び飛散した火薬類を容易に除去できる措置を講ずること。ただし、火薬類が飛散するおそれがないときは、この限りでない。

ハ 危険工室の床面には、火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、火薬類が床面にこぼれ若しくは落下するおそれがないとき又は火薬類が落下することにより爆発し若しくは発火するおそれがないときは、この限りでない。

ニ 危険工室の床面には、鉄類を表さな

十三 削除

十一の二 無煙火薬を存置する火薬類一時置場に窓を設ける場合には、暗幕その他の遮光のための設備を設けること。

十二 危険工室の内面は、土砂類のはく落及び飛散を防ぐ構造とし、かつ、床面には鉄類を表さないこと。

十三 危険工室の床面は、次のイ及びロに適合すること。

イ 鉛板、ゴム板、ビニル床シート等の軟質材料を使用すること。ただし、電気雷管の製造所又は煙火等の製造所にあつては、床材として木板を使用することができ、また、次の(1)又は(2)のいずれかの危険工室にあつては、コンクリート打ちモルタル仕上げ又はコンクリート打ち塗装仕上げとすることができる。

- (1) 製造設備の構造上、火薬類が設備外にこぼれることがなく、床面に落下又は飛散するおそれがない危険工室
- (2) 取り扱われる火薬類の種類若しくは状態又は危険工室の床面の状態にかんがみ、当該火薬類が、床面への

十四 危険工室内には、原動機及び温湿度調整装置を据付けないこと。ただし、火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがないときは、この限りでない。

〔削る〕

十五 危険工室内に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、次のイからニまでに定めるところによること。  
イ 摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。  
ロ 振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。  
ハ 腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。  
ニ 火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

落下等により床面との衝撃又は摩擦（危険工室内で起こり得るものをいう。）を生じさせた場合であっても、爆発又は発火のおそれがないと認められる危険工室

ロ 火薬類が浸透し、又はその粉末が浸入しないような措置を講ずること。

十四 危険工室内には、原動機及び温湿度調整装置を据付けないこと。ただし、爆発又は発火を起こすおそれのない場合には、この限りでない。

十四の二 無煙火薬を存置する火薬類一時置場には、床面から一・五メートルの高さに温湿度記録計を設置するとともに、当該火薬類一時置場の温度を四十度以下に保ち、かつ、相対湿度を七十五パーセント以下に保つこと。この場合において、温湿度調整装置を設置するときは、当該火薬類一時置場の構造及び当該無煙火薬の種類に応じて、防爆性能を有する構造のものを設置すること。

十五 危険工室内に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、作業上やむを得ない部分のほか、鉄と鉄との摩擦のないものを使用し、すべての摩擦部には、十分に滑剤を塗布し、かつ、動揺、脱落、腐しよく又は火薬類の粉末の付着若しくは浸入を防ぐ構造とすること。

十六 危険工室内に暖房設備を設ける場合は、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずるとともに、燃焼しやすい物と隔離すること。

十七 危険工室内におけるパラフィン槽には、パラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。

十八 危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備には、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

十九 〔略〕

二十 危険工室等には、内部又は外部の見やすい場所に、火薬類の種類及び停滞量、同時に存置することができる火薬類の原料の種類及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項を掲示すること。

二十一 〔略〕

二十二 火薬類及びその原料の粉じんが飛散するおそれがある設備には、粉じんの飛散を防ぐための措置を講ずること。

二十二の二 硝化設備、乾燥設備その他特に温度の変化が起こる設備には、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。

二十二の三 火薬類又はその原料を加圧する設備には、火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置を講ずること。ただし、当該火薬類又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがないときは、この限りでない。

十六 危険工室内の暖房装置には、蒸気、熱気又は温水のほかは使用せず、かつ、燃焼しやすい物と隔離し、その熱面に火薬類の粉末又は塵あいの付着を避ける措置を講ずること。

十七 危険工室内におけるパラフィン槽には、槽内のいずれの部分も摂氏百二十度を超えないように温度測定装置を備えた安全装置を付けること。

十八 危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備は、漏電、可燃性ガス、粉じん等に対して安全な防護装置を設けた電灯及び電気配線又は工室内と完全に隔離した電灯及び電気配線とすること。

十九 〔略〕

二十 危険工室等には、内部又は外部の見やすい場所に掲示板を設け、火薬類の種類及び停滞量、同時に存置することができる火薬類の原料の種類及び最大数量、定員、取扱心得その他必要な事項を明記すること。

二十一 〔略〕

二十二 火薬類の飛散するおそれのある工室の天井及び内壁は、隙間のないようにし、かつ、水洗に耐え表面が滑らかになるような措置を講ずること。

二十二の二 火薬類及びその原料の粉じんが飛散するおそれのある設備には、粉じんの飛散を防ぐ措置を講ずること。

二十二の三 硝化設備、乾燥設備その他特に温度の変化が起こる設備には、温度測定装置を設けること。

二十二の四 火薬類を加圧する設備には、安全装置を設けること。

二十二の四 危険工室には、静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

〔削る〕

〔削る〕

二十三 工室には、可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置を設けること。ただし、これらのガスが発散するおそれがないときは、この限りでない。

二十三の二 火薬類の乾燥を行う製造所にあつては、乾燥中に火薬類が爆発し又は発火するおそれがあるときは、火薬類を乾燥する工室を設けること。ただし、導火線の製造所又は煙火等の製造所にあつては、日乾場をもつてこれに代えることができる。

二十四 火薬類を乾燥する工室内の加温装置には、乾燥中の火薬類が爆発し又は発火しないための措置を講ずること。

二十四の二 日乾場の乾燥台には、火薬類の落下による爆発又は発火を防止するための措置及び火薬類への砂じん等の混入を防止するための措置を講ずること。

二十四の三 日乾場は、その他の施設に対する距離が二十メートル以下の場合には、その施設との間に、爆発の危険のある日乾場にあつては第三十一条の二に規定する簡易土堤（ただし、高さは二・五メートル以上）又は第三十一条の三に規定する防爆壁を設け、発火の危険のある日乾場にあつては防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。

二十二の五 火薬類の製造中に静電気を発生し、爆発又は発火するおそれのある設備には、静電気を有効に除去する措置を講ずること。

二十二の五の二 雷薬又は滝剤の配合及びてん薬を行う危険工室の床及び作業台には、導電性マットを敷設し、かつ、接地すること。

二十二の六 静電気により爆発又は発火するおそれのある火薬類を取り扱う危険工室等には、身体に帯電した静電気を除去するための設備を当該工室の入口に設けること。

二十三 可燃性ガス又は有毒ガスの発散するおそれのある工室には、ガスの排気装置を設けること。

二十三の二 火薬類の乾燥を行う製造所にあつては、火薬類を乾燥する工室を設けること。ただし、導火線の製造所又は煙火等の製造所にあつては、日乾場をもつてこれに代えることができる。

二十四 火薬類を乾燥する工室内の加温装置は、乾燥中の火薬類と隔離して設置すること。ただし、温水加温装置でその温度が乾燥温度とほぼ同一のものについては、この限りでない。

二十四の二 日乾場の乾燥台は、ほぼ六十センチメートルの高さとすること。

二十四の三 日乾場は、その他の施設に対する距離が二十メートル以下の場合には、その施設との間に、爆発の危険のある日乾場にあつては第三十一条の二に規定する基準（ただし、高さは二・五メートル以上）による簡易土堤又は第三十一条の三の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による防爆壁を設け、発火の危険のある日乾場にあつては防火壁の設置その他延焼を遮断する措置を講ずること。

二十四の四 日乾場には、火薬類を放冷するための設備を設けること。ただし、日乾作業終了後火薬類を放冷する必要があるときは、この限りでない。

二十四の五 星打ち場又は星掛け場には、日光の直射を防ぐための措置を講ずること。

二十五 爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場は、次のイからハまでに定めるところによること。  
イ 危険区域内に設けること。  
ロ 第三十一条に規定する土堤若しくは第三十一条の三に規定する防爆壁を設置すること又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

ハ 周囲の火災を防止するための措置を講ずること。  
二十六 火薬類又はその原料を運搬する容器は、できるだけ緻密軟質で当該火薬類又はその原料と化学作用を起こさない材料を使用し、かつ、確実に蓋のできる構造とすること。  
二十六の二 〔略〕

二十七 危険区域内で火薬類を運搬する運搬車は、運搬する火薬類その他周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがないものであること。

二十八 火薬類の運搬通路の路面及び勾配は、火薬類を安全に運搬できるものであること。

二十四の四 日乾場には、必要に応じて日乾作業終了後火薬類を放冷するための設備を設けること。

〔新設〕

二十五 爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場は、危険区域内に設け、できるだけ土堤、防爆壁又は防火壁を設け、かつ、その周囲の樹木、雑草等は常に伐採しておくこと。

二十六 火薬類又はその原料を運搬する容器は、できるだけ緻密軟質で収容物と化学作用を起こさない材料を使用し、かつ、確実にふたのできる構造とすること。  
二十六の二 〔略〕

二十七 危険区域内で火薬類を運搬する運搬車は、手押し車、蓄電池車又はディーゼル車とし、手押し車にあつては火薬類に摩擦及び衝撃を与えないような構造とし、蓄電池車又はディーゼル車にあつては経済産業大臣が告示で定める基準による構造とすること。

二十八 火薬類の運搬通路の路面は平坦にし、地形上やむを得ない場合のほかに、こう配は、五十分の一以下とすること。

2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設における法第七条第一号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、前項第一号から第三号まで、第五号、第七号、第七号の三、第九号、第九号の二、第十号から第十二号まで、第十四号から第二十二号まで、第二十二号の三から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号及び第二十八号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

一 四 略

五 削除

六 削除

2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設における法第七条第一号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

一 四 略

五 不発弾等解撤工室（鋼製チャンバを除く。）の内面は、土砂類のはく落及び飛散を防ぐ構造とし、かつ、床面には鉄類を表さないこと。

六 不発弾等解撤工室（鋼製チャンバを除く。）の床面は、次に掲げる措置を講ずること。

イ 鉛板、ゴム板、ビニル床シート等の軟質材料を使用すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかの不発弾等解撤工室は、コンクリート打ちモルタル仕上げ又はコンクリート打ち塗装仕上げとすることができる。

- (1) 解撤設備の構造上、不発弾等の解撤により生じる火薬類が設備外にこぼれることがなく、床面に落下又は飛散するおそれがないもの
- (2) 取り扱われる不発弾等の種類若しくは状態又は不発弾等解撤工室の床面の状態にかんがみ、当該不発弾等が、床面への落下等により床面との衝撃又は摩擦（不発弾等解撤工室内で起こり得るものをいう。）を生じさせた場合であつても、爆発又は発火のおそれがないと認められるもの

ロ 不発弾等の解撤により生じる火薬類が浸透し、又はその粉末が浸入しないような措置を講ずること。

七 略

八 解撤設備は、できるだけ遠隔操作による設備とすること。

九 解撤作業中には、不発弾等の温度上昇を防止するための措置を講ずること。ただし、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがないときは、この限りでない。

十 略

十一 不発弾等廃棄処理場は、次のイからハまでに定めるところによること。

- イ 危険区域内に設けること。
- ロ 第三十一条に規定する土堤若しくは第三十一条の三に規定する防爆壁を設置すること又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。
- ハ 周囲の火災を防止するための措置を講ずること。

三

第一項第一号から第九号まで、第九号の三から第十二号まで、第十五号から第二十四号の四まで及び第二十五号から第二十八号まで並びに前項第一号から第四号まで及び第十一号に規定する基準については、経済産業大臣が土地の状況その他の関係により危険のおそれがないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認められたものをもつて基準とする。

第四条の二 略

一 製造所内の見やすい場所に火薬類の製造所である旨の標識を掲げ、かつ、爆発又は発火に関し必要な事項を掲示し、製造所内は、移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造（原料を混合して火薬類を製造し、その火薬類を移動式製造設備等に収納すること又は原料を混合して火薬類を製造し、その火薬類を発破孔に装填すること）をいう。以下

九 解撤作業中にその温度が上昇し、爆発又は発火するおそれがある不発弾等を取り扱う設備には、温度上昇を防止する措置を講ずること。

十 略

十一 不発弾等廃棄処理場は、危険区域内に設け、できるだけ土堤、防爆壁又は防火壁を設け、かつ、その周囲の樹木、雑草等は常に伐採しておくこと。

三

第一項第一号から第九号まで、第九号の三から第十三号まで、第十四号の二から第二十二号の四まで及び第二十二号の五の二から第二十八号まで並びに前項第一号から第四号まで、第六号及び第十一号に規定する基準については、経済産業大臣が土地の状況その他の関係により危険のおそれがないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認められたものをもつて基準とする。

第四条の二 略

一 製造所内の見やすい場所に火薬類の製造所である旨の標識を掲げ、かつ、爆発又は発火に関し必要な事項を明記した掲示板を設け、製造所内は、移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造（原料を混合して火薬類を製造し、その火薬類を移動式製造設備等に収納すること又は原料を混合して火薬類を製造し、その火薬類を発破孔に装填すること）をいう。以下

この条、第五条の二、第五十一条及び第五十二条において同じ。)する区域(以下「移動区域」という)を明瞭に定め、移動区域の周囲には、見やすい場所に警戒札を掲示すること。

二 [略]  
三 移動区域の境界が森林内に設けられた場合には、火災による延焼を防止するための措置を講ずること。

四 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備用工室を設けること。この場合において、移動式製造設備用工室の構造、位置及び設備の技術上の基準については、前条第一項第七号の三、第八号、第十号から第十二号まで、第十四号から第十六号まで及び第十八号から第二十二号までの規定を準用する。

五 [略]  
六 移動式製造設備用工室(特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。)又は移動式製造設備(特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。)は、製造所内の他の施設及び発破場所(当該移動式製造設備で製造した特定硝酸アンモニウム系爆薬を使用している発破場所を除く。)に対して経済産業大臣が告示で定める危険間隔をとることとし、移動式製造設備にあつては、その危険間隔が明らかになるような措置を講ずること。

七・八 [略]  
九 削除

十 削除

十一 移動式製造設備には、自動消火設備、消火器等の消火設備を設けること。

とをいう。以下この条、第五条の二、第五十一条及び第五十二条において同じ。)する区域(以下「移動区域」という)を明瞭に定め、移動区域の周囲には、できるだけ境界さくを設け、見やすい場所に警戒札を建てること。

二 [略]  
三 第一号の境界さくが森林内に設けられた場合には、その境界さくに沿い幅二メートル以上の防火のための空地を設けること。

四 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備用工室を設けること。

五 [略]  
六 移動式製造設備用工室(特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。)又は移動式製造設備(特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。)は、製造所内の他の施設及び発破場所(当該移動式製造設備で製造した特定硝酸アンモニウム系爆薬を使用している発破場所を除く。)に対して経済産業大臣が告示で定める危険間隔をとることとし、移動式製造設備にあつては、その危険間隔が明らかになるような措置を講ずること。

七・八 [略]  
九 移動式製造設備用工室を設ける場合には、第三十条の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による避雷装置を設けること。

十 移動式製造設備用工室は、別棟とし、かつ、耐火性構造とすること。

十一 移動式製造設備は、できるだけ耐火性構造とし、かつ、自動消火設備、消火器等の消火設備を設けること。

十二 削除

十三 削除

十四 削除

十五 移動式製造設備は、土砂類の浸入を防ぐ構造とし、かつ、原料又は特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる部分は、さびにくい材料を使用するよう努めること。

十六 削除

十七 削除

十八 移動式製造設備の移動は、製造し及び運搬する特定硝酸アンモニウム系爆薬並びに周囲の火薬類の爆発又は発火を起すおそれがない構造の車両によることとし、製造のために車両の動力を使用する場合には、移動と製造とが同時にできない構造とし、製造のために車両の動力を使用しない場合には、製造のための動力は、特定硝酸アンモニウム系爆薬の爆発又は発火を起すおそれがないものであること。

十二 移動式製造設備用工室の付近には、貯水池、貯水槽、非常栓等の消火の設備を設けること。

十三 移動式製造設備用工室には、非常の際の避難に便利なようにできるだけ多くの窓及び出口を設け、それらの扉は外開きとし、かつ、直射日光を受ける部分の窓ガラスは、不透明のものを使用すること。ただし、次のイ又はロのいずれかの場合にあっては、それぞれ当該イ又はロに定めるものを外開きとしなければならない。

イ 二箇所以上の適切な数の出口を設けた場合  
ロ 積雪のため窓又は出口の扉を外開きにすることが非常の際の避難に不便な場合  
窓又は出口の扉

十四 移動式製造設備用工室の内面は、土砂類のはく落及び飛散を防ぐ構造とし、かつ、床面には鉄類を表さないこと。

十五 移動式製造設備は、土砂類の浸入を防ぐ構造とし、かつ、原料又は特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる部分は、できるだけさびにくい材料を使用すること。

十六 移動式製造設備用工室の床面は、特定硝酸アンモニウム系爆薬が浸透し、又は浸入しないような措置を講ずること。

十七 移動式製造設備用工室には、原動機を据付けないこと。ただし、爆発又は発火を起すおそれのない場合には、この限りでない。

十八 移動式製造設備の移動は、経済産業大臣が告示で定めるディーゼル車によることとし、製造のためにディーゼル車の動力を使用する場合には、移動と製造とが同時にできない構造とし、製造のためにディーゼル車の動力を使用しない場合には、製造のための動力は、爆発又は発火を起すおそれがないものであること。



十九 移動式製造設備に据付け又は備え付けられる機械、器具又は容器は、次のイからホまでに定めるところによること。

イ 摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造とすること。

ロ 振動又は衝撃により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造とすること。

ハ 腐食により特定硝酸アンモニウム系爆薬が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造とすること。

ニ 特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透又は浸入により爆発し又は発火しない構造とすること。

ホ 振動、衝撃等により変形しない構造とすること。

二十 削除

二十一 移動式製造設備を照明する設備は、漏電、可燃性ガス、粉じん等に対して安全な防護措置を設けた電灯及び電気配線又は移動式製造設備と完全に隔離した電灯及び電気配線とすること。

二十二 移動式製造設備（特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。）の機械設備の金属部は、接地しておくこと。

二十三 移動式製造設備又は廃棄焼却場には、内部又は外部の見やすい場所に、特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量、同時に存置することができる特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の種類及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項を掲示すること。

十九 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、振動、衝撃等により変形しない構造とし、作業上やむを得ない部分のほか、鉄と鉄との摩擦のないものを使用し、すべての摩擦部には、十分に滑剤を塗布し、かつ、動揺、脱落、腐しよく又は特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透若しくは浸入を防ぐ構造とすること。

二十 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備の暖房装置には、蒸気、熱気又は温水のほかは使用せず、かつ、燃焼しやすい物と隔離し、その熱面に特定硝酸アンモニウム系爆薬又は塵あいの付着を避ける措置を講ずること。

二十一 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備を照明する設備は、漏電、可燃性ガス、粉じん等に対して安全な防護措置を設けた電灯及び電気配線又は移動式製造設備用工室と完全に隔離した電灯及び電気配線とすること。

二十二 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備（特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。）の機械設備の金属部は、接地しておくこと。

二十三 移動式製造設備用工室、移動式製造設備又は廃棄焼却場には、内部又は外部の見やすい場所に掲示板を設け、特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量、同時に存置することができる特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の種類及び最大数量、定員、取扱心得その他必要な事項を明記すること。

二十四 削除

二十五 削除

二十六 移動式製造設備には、特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐ措置を講ずること。

二十七 移動式製造設備には、静電気を有効に除去する措置を講ずること。

二十八 略

二十九 移動式製造設備で、特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部は、摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。

三十 移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースは十分な強度を有し、摩擦、衝撃及び静電気に対して安全な措置を講ずること。

三十一 移動式製造設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備には、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置を講ずること。ただし、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがないときは、この限りでない。

三十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を運搬する容器は、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料と化学作用を起こさない材料を使用し、かつ、確実に蓋のできる構造とすること。

三十三 廃棄焼却場は、次のイからハまでに定めるところによること。

イ 移動区域内に設けること。

ロ 第三十一条の規定する土堤若しくは第三十一条の三に規定する防爆壁を設置すること又は防火壁の設置その他の

二十四 移動式製造設備用工室に面して設置された普通木造建築物には、耐火的措置を講ずること。

二十五 移動式製造設備用工室の天井及び内壁は、隙間のないようにし、かつ、水洗に耐え表面が滑らかになるような措置を講ずること。

二十六 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備には、特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐ措置を講ずること。

二十七 移動式製造設備には、静電気を有効に除去する措置を講ずること。

二十八 略

二十九 移動式製造設備で、特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部は内壁と接触しないよう間隙をとること。

三十 移動式製造設備に備え付ける収納又は装てんするためのホースは十分な強度を有し、摩擦、衝撃及び静電気に対して安全な措置を講ずること。

三十一 移動式製造設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備であつて、発火又は爆発するおそれのある設備には、安全装置を設けること。

三十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を運搬する容器は、ち密軟質で収容物と化学作用を起こさない材料を使用し、かつ、確実にふたのできる構造とすること。

三十三 廃棄焼却場は、移動区域内に設け、できるだけ土堤、防爆壁又は防火壁を設け、かつ、その周囲の樹木、雑草等は常に伐採しておくこと。

延焼を遮断するための措置を講ずること。ただし、火薬類が爆発することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

ハ 周囲の火災を防止するための措置を講ずること。

2 前項第五号から第八号までに規定する基準については、経済産業大臣が土地等の状況その他の関係により危険のおそれがないと認められた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。

(定置式製造設備に係る製造方法の基準)

第五条 〔略〕

一 信号炎管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬は、あらかじめ、信号炎管、信号火せん又は煙火にあつてはその構造及び組成並びに一日に製造する最大数量及び一月に製造する最大数量を、これらの原料用火薬又は爆薬にあつてはその成分配合比の範囲及び一日に製造する最大数量を定め、当該構造及び組成に従い、当該成分配合比の範囲内で、かつ、当該最大数量以下で製造すること。

二 五 〔略〕

六 工室又は火薬類一時置場は、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が混入することにより火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

七 〔略〕

八 危険工室等及びそれらの付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を堆積しないこと。ただし、梱包材の一時存置その他の作業上やむを得ない場合において、一時的に堆積するときは、この限りでない。

九・十 〔略〕

2 前項第五号から第十号までに規定する基準については、経済産業大臣が土地等の状況その他の関係により危険のおそれがないと認められた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。

(定置式製造設備に係る製造方法の基準)

第五条 〔略〕

一 信号焰管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬は、あらかじめ、信号焰管、信号火せん又は煙火にあつてはその構造及び組成並びに一日に製造する最大数量及び一月に製造する最大数量を、これらの原料用火薬又は爆薬にあつてはその成分配合比の範囲及び一日に製造する最大数量を定め、当該構造及び組成に従い、当該成分配合比の範囲内で、かつ、当該最大数量以下で製造すること。

二 五 〔略〕

六 工室又は火薬類一時置場は、常に清潔に掃除し、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が火薬類に混入することを防ぐ、強風の場合には、砂塵の飛揚を防ぐためできるだけ工室の付近に散水する等の適切な措置を講ずること。

七 〔略〕

八 危険工室等及びそれらの付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をた積みしないこと。

九・十 〔略〕

十の二 日乾作業終了後火薬類を放冷する必要がある場合には、集積することなく、第四条第一項第二十四号の四の規定により設けられた設備で十分に放冷した後でなければ、日乾場から他の場所に移動しないこと。

十一 危険工室内で使用する機械、器具又は容器は、常にそれらの機能を点検し及び整備するとともに、不具合のある場合は使用しないこと。

十二 危険工室内で使用する機械、器具又は容器を修理する場合には、製造保安責任者の指示に従つて、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。

十三 危険工室又は火薬類一時置場の改築又は修繕の工事をしようとするときは、製造保安責任者の指示に従つて、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。

十四 〔略〕

十五 火薬類の廃棄又は不良品は、危険予防及び盗難防止のための措置を講じた上で速やかに廃棄すること。

十六の二 原動機をもつ車両は、火薬類の粉末が飛散し、又は可燃性ガスが発散するおそれがある工室及びその付近に入れないこと。ただし、飛散する火薬類又は発散する可燃性ガスの爆発又は発火を防止するための措置が講じられている場合は、この限りでない。

十六 〔略〕

十の二 日乾作業終了後火薬類を放冷する必要がある場合には、集積することなく、第四条第一項第二十四号の四の規定により設けられた設備で常温まで放冷した後でなければ、日乾場から他の場所に移動しないこと。

十一 危険工室内で使用する機械、器具又は容器は、常にそれらの機能を点検し、手入れを怠らないこと。

十二 危険工室内で使用する機械、器具又は容器を修理する場合には、必ず当該工室の外において、製造保安責任者の指示に従つてその機械、器具又は容器に付着又は滲透した火薬類を除去した後でなければ着手しないこと。ただし、やむを得ずその工室内で修理する場合には、室内の危険物を安全な場所に移す等の必要な措置を講じた後で行わなければならない。

十三 危険工室又は火薬類一時置場の改築又は修繕の工事をしようとするときは、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。

十四 〔略〕

十五 火薬類の廃棄又は不良品は、一定の廃棄容器に収納し、これらが発生した日のうちに一定の場所で廃棄すること。ただし、強風等により当該日のうちに適切な廃棄ができない場合は、確実な危険予防及び盗難防止の措置を講じた上で、適切な廃棄が可能となったときに速やかに廃棄することとする。

十六の二 蓄電池車及びディーゼル車は、火薬類の粉末が飛散し、又は可燃性ガスが発散するおそれのある工室及びその付近に入れないこと。

十六 〔略〕

十六 〔略〕

十七 火薬類、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材は、廃棄するまでの間、危険予防の措置を講ずること。

十八 火薬類の爆発試験、燃焼試験、発射試験及び火薬類の焼却等は、それぞれ爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場、廃棄焼却場等一定の場所で行うこと。

十九 前二号及び第二十八号に掲げるもの以外の火薬類の製造作業は、一定の工室で行うこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- イ 略
- ロ 一定の仕掛け準備場において仕掛け準備作業を行う場合

ハ 一定の星打ち場又は星掛け場において星打ち作業又は星掛け作業を行う場合

二十 略

二十一 容器包装のうち内装容器及び外装容器並びに打揚煙火にあつてはその外殻には、当該火薬類の種類、数量、製造所名及び製造年月日を表示し、かつ、がん具煙火にあつては当該内装容器に当該がん具煙火の使用方法を表示すること。ただし、紙筒、紙袋、プラスチックフィルム袋等これらのすべてを記載できないことが明らかでない内装容器については、この限りでない。

二十二 略

二十五 火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合には、通気を確保するため当該火薬類一時置場の内壁及び床面に直に触

十七 火薬類、油類等の付着しているおそれのある布類その他の廃材は、一定の容器に収納し、毎日作業終了後工室外に搬出して一定の場所で危険予防の措置を講ずること。

十八 火薬類の爆発試験、燃焼試験、発射試験及び火薬類の焼却等は、それぞれ一定の場所で行うこと。

十九 前二号及び第二十八号に掲げるもの以外の火薬類の製造作業は、一定の工室で行うこと。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- イ 略
- ロ 第四条第一項第四号及び第四号の二に規定する危険工室の例により設けられた一定の仕掛け準備場において仕掛け準備作業を行う場合

ハ 第四条第一項第四号及び第四号の二に規定する危険工室の例により設けられた一定の星打ち場又は一定の星掛け場であつて日光の直射を防ぐ措置を講じたものにおいて星打ち作業及び星掛け作業を行う場合

二十 略

二十一 容器包装のうち内装容器及び外装容器並びに打揚煙火にあつてはその外殻には、当該火薬類の種類、数量、製造所名及び製造年月日を表示し、かつ、がん具煙火にあつては当該内装容器に当該がん具煙火の使用方法を表示すること。ただし、紙筒、紙袋、プラスチックフィルム袋等これらのすべてを記載できないことが明らかでない内装容器については、この限りでない。

二十二 略

二十五 火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合には、当該火薬類一時置場の内壁から三十センチメートル以上を隔て、

れないような措置を講ずるとともに、荷崩れせず、安全に搬出入が可能な高さで積むこと。

二十六 略

二十七 毎日の製造作業終了後、工室内に火薬類を存置させないこと。やむを得ず存置する場合は、見張りを行う等の盗難を防止するための措置を講ずるとともに、必要に応じて爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。

二十八 赤りんを取り扱う作業は、他の危険工室と隔離した専用の危険工室で行い、かつ、器具、容器、作業衣及び履物は、専用のものを使用すること。

二十九 三十

三十一 球状の打揚煙火の外殻の貼り付け作業を行った後は、導火線の取付け等の外殻に孔をあける作業をしないこと。

三十二 三十一の三

三十二 赤りんを取り扱う配合工室及び鶏冠石と塩素酸カリウムとを配合する工室は、毎日一回以上水洗掃除をすること。

三十三 略

三十四 静電気により爆発し又は発火するおそれがある火薬類を取り扱う際には、帯電した静電気を有効に除去するための措置を講ずること。

三十五 噴出葉を詰めた筒を脇に挟みかつ腕に抱え、又は手でつかむことにより保持しながら、筒に設けた噴出口から空中に火の粉を吹き出させることにより消費する煙火（以下「手筒煙火」という。）の製造を行う際には、次のイからへまでのいずれにも適合すること。

- イ 略
- ロ 噴出葉の填装作業は、空隙が生じないよう密に詰めて行うこと。

ハ 略

枕木又はその（その表面にきぎ等の鉄類を表さないこと）を置いて平積みとし、かつ、その高さは一・八メートル以下とすること。

二十六 略

二十七 毎日の製造作業終了後、工室内に火薬類を存置させないこと。ただし、やむを得ず存置する場合には、見張りをつける等盗難防止の措置を講じなければならぬ。

二十八 赤燐を取り扱う作業は、他の危険工室と隔離した専用の危険工室で行い、かつ、器具、容器、作業衣及び履物は、専用のものを使用すること。

二十九 三十

三十一 球状の打揚煙火の外殻の貼り付け作業を行った後は、導火線の取付け等の外殻に孔をあける作業をしないこと。

三十二 三十一の三

三十二 赤燐を取り扱う配合工室及び鶏冠石と塩素酸カリウムとを配合する工室は、毎日一回以上水洗掃除をすること。

三十三 略

三十四 雷薬又は滝剤の配合作業又はてん薬作業を行う際には、次の各号の措置を講ずること。

- イ 履物及び手袋は導電性のものを着用すること。
- ロ ふるい、たらい及び小分け用スコップは、導電性のもの（鉄製のものを除く。）を使用すること。

三十五 噴出葉を詰めた筒を脇に挟みかつ腕に抱え、又は手でつかむことにより保持しながら、筒に設けた噴出口から空中に火の粉を吹き出させることにより消費する煙火（以下「手筒煙火」という。）の製造を行う際には、次のイからへまでのいずれにも適合すること。

- イ 略
- ロ 噴出葉のてん薬作業は、空隙が生じないよう密に詰めて行うこと。

ハ 略

2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設における法第七条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、前項第二号、第四号から第八号まで、第十号、第十一号から第二十号まで、第二十四号及び第二十七号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

一 あらかじめ一日に解撤する不発弾等の最大数量を定め、当該最大数量以下で解撤すること。

二 五 〔略〕

3 〔略〕  
 (移動式製造設備に係る製造方法の基準)  
 第五条の二 〔略〕

一 五 〔略〕

六 移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備を固定すること。

七 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備用工室において、工室内における製造方法の技術上の基準については、前条第一項第六号から第八号まで、第十一号から第十四号まで及び第二十七号の規定を準用する。

八 移動式製造設備には、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が特定硝酸アンモニウム系爆薬に混入することを防止するための措置を講ずること。

九 移動式製造設備の危険間隔内又は廃棄焼却場には、携帯電灯のほかは灯火を携えないこと。

十 移動式製造設備又は廃棄焼却場の付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を堆積しないこと。ただし、梱包材の一時存置その他の作業上やむを得ない場合に一時的に堆積するときは、この限りでない。

2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設における法第七条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

一 不発弾等は、あらかじめ一日に解撤する最大数量を定め、当該最大数量以下で解撤すること。

二 五 〔略〕

3 〔略〕  
 (移動式製造設備に係る製造方法の基準)  
 第五条の二 〔略〕

一 五 〔略〕

六 移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備を固定すること。

七 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備用工室において、工室内における製造方法の技術上の基準については、前条第一項第六号から第八号まで、第十一号から第十四号まで及び第二十七号の規定を準用する。

八 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備は、常に清潔に掃除し、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が特定硝酸アンモニウム系爆薬に混入することを防ぐ、強風の場合には、砂塵の飛揚を防ぐためできるだけ移動式製造設備用工室又は移動式製造設備の付近に散水する等の適切な措置を講ずること。

九 移動式製造設備用工室、移動式製造設備の危険間隔内又は廃棄焼却場には、携帯電灯のほかは灯火を携えないこと。

十 移動式製造設備用工室、移動式製造設備又は廃棄焼却場の付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をたい積しないこと。

十一 〔略〕

十二 移動式製造設備は、常にその機能を点検し及び整備し、不具合のある場合は使用しないこと。

十三 移動式製造設備を改造、修繕又は修理する場合には、製造保安責任者の指示に従つて、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。

十四 削除

十五 移動式製造設備は、その目的を定め、その目的とする作業以外に使用しないこと。

十六 特定硝酸アンモニウム系爆薬の廃棄又は不良品は、危険予防及び盗難防止のための措置を講じた上で、速やかに廃棄すること。

十七 特定硝酸アンモニウム系爆薬、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材は、廃棄するまでの間、危険予防の措置を講ずること。

十一 〔略〕

十二 移動式製造設備用工室で使用する機械、器具若しくは容器又は移動式製造設備は、常にそれらの機能を点検し、手入れを怠らないこと。

十三 移動式製造設備用工室で使用する機械、器具若しくは容器又は移動式製造設備を修理する場合には、移動式製造設備用工室外において、製造保安責任者の指示に従つてその機械、器具若しくは容器又は移動式製造設備に付着した特定硝酸アンモニウム系爆薬を除去した後でなければ着手しないこと。ただし、やむを得ず移動式製造設備用工室で修理する場合には、室内の危険物を安全な場所に移す等の必要な措置を講じた後で行わなければならない。

十四 移動式製造設備用工室の改築若しくは修繕の工事又は移動式製造設備の改造若しくは修繕の工事をしようとするときは、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。

十五 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備は、その目的を定め、その目的とする作業以外に使用しないこと。

十六 特定硝酸アンモニウム系爆薬の廃棄又は不良品は、一定の廃棄容器に収納し、これらが発生した日のうちに一定の場所へ廃棄すること。ただし、強風等により当該日のうちに適切な廃棄ができない場合は、確実な危険予防及び盗難防止の措置を講じた上で、適切な廃棄が可能となつたときに速やかに廃棄することとする。

十七 特定硝酸アンモニウム系爆薬、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材は、一定の容器に収納し、毎日作業終了後一定の場所で危険予防の措置を講ずること。

<p>1 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合</p> <p>一 第四条第一項 第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の揭示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の揭示の状況</p> <p>二 「略」</p> <p>三 第四条第一項 第三号の火災による延焼を防止するための措置</p>	<p>十八 削除</p> <p>十九 毎日の製造及び消費作業終了後、移動式製造設備に特定硝酸アンモニウム系爆薬を存置させないこと。やむを得ず存置する場合は、見張りをを行う等の盗難を防止するための措置を講ずるとともに、必要に応じて安全な措置を講ずること。</p> <p>二十 「略」</p> <p>二十一 移動式製造設備から特定硝酸アンモニウム系爆薬を発破孔へ装填する場合は、適切な圧力により排出を行うこと。</p> <p>二十二・二十三 「略」</p>
<p>完成検査の方法</p> <p>一 製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の揭示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の揭示の状況を、目視及び図面により検査する。</p> <p>二 「略」</p> <p>三 危険区域の境界が森林内に設けられた場合に ついて火災による延焼を防止する</p>	<p>別表第一 (第四十四条第一項関係)</p> <p>2 「略」</p>

<p>1 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合</p> <p>一 第四条第一項 第一号の標識、揭示板、危険区域、境界さく及び警戒札等</p> <p>二 「略」</p> <p>三 第四条第一項 第三号の防火のための空地</p>	<p>十八 特定硝酸アンモニウム系爆薬の焼却は、一定の場所で行うこと。</p> <p>十九 毎日の製造及び消費作業終了後、移動式製造設備用工室及び移動式製造設備に特定硝酸アンモニウム系爆薬を存置させないこと。ただし、やむを得ず存置する場合は、必要に応じて安全な措置を講じた後に、見張りをを行う等の盗難防止の措置を講じなければならない。</p> <p>二十 「略」</p> <p>二十一 移動式製造設備から特定硝酸アンモニウム系爆薬を発破孔へ装てんする場合は、適切な圧力により排出を行うこと。</p> <p>二十二・二十三 「略」</p>
<p>完成検査の方法</p> <p>一 製造所の標識、揭示板、境界さく及び警戒札の設置等の措置の状況並びに危険区域の設定の状況を、目視及び図面により検査する。</p> <p>二 「略」</p> <p>三 森林内に設けた境界さく沿いの防火のための空地の幅を、巻き尺その他の測</p>	<p>別表第一 (第四十四条第一項関係)</p> <p>2 「略」</p>

<p>六の二 「略」</p> <p>七 第四条第一項 第六号の爆発の危険のある工室の構造及び建築材料</p>	<p>四・五 「略」</p> <p>六 第四条第一項 第五号の危険区域内のボイラー室及び煙突</p>
<p>六の二 「略」</p> <p>七 爆発の危険のある工室について、設置の状況、火災に対して抵抗性を有する構造となつていること及び建築材料の種類を、目</p>	<p>四・五 「略」</p> <p>六 危険区域内にボイラー室及び煙突が設置されていないことを、目視又は図面により検査する。ただし、危険区域内に、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合には、ボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。</p>

<p>六の二 「略」</p> <p>七 第四条第一項 第六号の爆発の危険のある工室の構造及び建築材料</p>	<p>四・五 「略」</p> <p>六 第四条第一項 第五号の危険区域内のボイラー室及び煙突</p>
<p>六の二 「略」</p> <p>七 爆発の危険のある工室について、設置の状況、火炎に対して抵抗性を有する構造及び建築材料の種類を、目視</p>	<p>四・五 「略」</p> <p>六 危険区域内に設けたボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。</p>

八 第四条第一項  
第七号の煙火等の製造所以外の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の土堤及び防爆壁

視及び図面により検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の場合であつて、既定の建築材料を使用しないものについては、当該工室の構造等を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。

八 煙火等の製造所以外の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設けた土堤の構造等を、別表第二十六項各号に掲げる完成検査の方法により検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互いに接続している場合であつて、土堤に代えて防爆壁を設けたものについては、当該工室の構造等を、目視及び図面により検査し、及び当該防爆壁の構造等を、別表第二十八項に掲げる完成検査の

八 第四条第一項  
第七号の煙火等の製造所以外の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の土堤及び防爆壁

検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の場合であつて、既定の建築材料を使用しないものについては、当該工室の構造等を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。

八 煙火等の製造所以外の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設けた土堤の構造等を、別表第二十五項各号に掲げる完成検査の方法により検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互いに接続している場合であつて、土堤に代えて防爆壁を設けたものについては、当該工室の構造等を、目視及び図面により検査し、及び当該防爆壁の構造等を、別表第二十七項各号に掲げる完成検査の

方法により検査する。なお、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつて、ロケットの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したものについては、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二十二項第一号に掲げる完成検査の方法により検査し、導火線を保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したものについては、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二十四項に掲げる完成検査の方法により検査し、及び放爆式構造又は準放爆式構造の工室の場合であつて、放爆面以外の方向の土堤を省略したものについては、当該工室の構造等を、目視及び図面により検査する。

査の方法により検査する。なお、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつて、ロケットの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したものについては、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二十一項各号に掲げる完成検査の方法により検査し、導火線を保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したものについては、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二十三項各号に掲げる完成検査の方法により検査し、及び放爆式構造又は準放爆式構造の工室の場合であつて、放爆面以外の方向の土堤等を省略したものについては、当該工室の構造等を、目視及び図面により検査する。

九 第四条第一項  
第七号の二の煙  
火等の製造所の  
爆発の危険のあ  
る工室又は火薬  
類一時置場に設  
ける土堤、簡易  
土堤、防爆壁又  
は防火壁の設置  
その他の延焼を  
遮断するための  
措置

九 煙火等の製造  
所の爆発の危険  
のある工室又は  
火薬類一時置場  
に設けた土堤、  
簡易土堤又は防  
爆壁を、別表第  
二第十六項から  
第十八項に掲げ  
る完成検査の方  
法により検査す  
る。ただし、が  
ん具煙火貯蔵庫  
に貯蔵すること  
ができるがん具  
煙火を貯蔵する  
火薬類一時置場  
の場合であつ  
て、土堤、簡易  
土堤又は防爆壁  
を省略したもの  
については、当  
該火薬類一時置  
場の構造等を、  
別表第二第十四  
項に掲げる完成  
検査の方法によ  
り検査し、放爆  
式構造又は準放  
爆式構造の危険  
工室等を互いに  
連接している場  
合であつて、放  
爆面以外の方向  
の土堤、簡易土  
堤又は防爆壁を  
省略したものに  
ついては、当該  
工室の構造等  
を、目視及び図  
面により検査  
し、製造所外の

九 第四条第一項  
第七号の二の煙  
火等の製造所の  
爆発の危険のあ  
る工室又は火薬  
類一時置場に設  
ける土堤、簡易  
土堤、防爆壁又  
は防火壁の設置  
その他延焼を遮  
断する措置

九 煙火等の製造  
所の爆発の危険  
のある工室又は  
火薬類一時置場  
に設けた土堤、  
簡易土堤又は防  
爆壁（以下「土  
堤等」という。）  
の構造等を、別  
表第二第十五項  
から第十七項に  
掲げる完成検査  
の方法により検  
査する。ただし、  
がん具煙火貯蔵  
庫に貯蔵するこ  
とができるがん  
具煙火を貯蔵す  
る火薬類一時置  
場の場合であつ  
て、土堤等を省  
略したものにっ  
いては、当該火  
薬類一時置場の  
構造等を、別表  
第二第十三項各  
号に掲げる完成  
検査の方法によ  
り検査し、放爆  
式構造又は準放  
爆式構造の危険  
工室等を互いに  
連接している場  
合であつて、放  
爆面以外の方向  
の土堤等を省略  
したものにっ  
いては、当該工室  
の構造等を、目  
視及び図面によ  
り検査し、及び  
土堤等を省略し

十 第四条第一項  
第七号の三の避  
雷装置

十 危険工室及び  
火薬又は爆薬の  
停滞量（火工品  
にあつてはその  
原料をなす火薬  
又は爆薬の停滞  
量）が百キログ  
ラムを超える火  
薬類一時置場に  
設けた避雷装置  
の構造等を、別  
表第二第十五項  
に掲げる完成検  
査の方法により  
検査する。ただ  
し、煙火等の製  
造所における危  
険工室及びがん  
具煙火貯蔵庫に  
貯蔵することが  
できるがん具煙  
保安物件に対す  
る保安距離又は  
製造所内の他の  
施設に対する保  
安間隔を目視又  
は測定器具を用  
いた測定により  
検査し、並びに  
土堤、簡易土堤  
又は防爆壁を省  
略した場合であ  
つて、防火壁の  
設置その他の延  
焼を遮断するた  
めの措置を講じ  
ているものにつ  
いては、当該措  
置の状況を、目  
視及び図面によ  
り検査する。

十 第四条第一項  
第七号の三の避  
雷装置

十 危険工室及び  
火薬又は爆薬の  
停滞量（火工品  
にあつてはその  
原料をなす火薬  
又は爆薬の停滞  
量）が百キログ  
ラムを超える火  
薬類一時置場に  
設けた避雷装置  
の構造等を、別  
表第二第十四項  
に掲げる完成検  
査の方法により  
検査する。ただ  
し、煙火等の製  
造所における危  
険工室及びがん  
具煙火貯蔵庫に  
貯蔵することが  
できるがん具煙  
た場合であつ  
て、防火壁の設  
置その他延焼を  
遮断する措置を  
講じているもの  
については、当  
該防火壁の構造  
等を、目視及び  
図面により検査  
する。

<p>十一 第四條第一 項第八号の発火 の危険のある工 室</p>	<p>十一 発火の危険 のある工室の設 置の状況及び耐 火性構造となつ ていることを、 目視及び図面に より検査する。</p>
<p>十二 第四條第一 項第九号の発火 の危険のある工 室と他の施設と の間への防火壁 の設置その他の 延焼を遮断する ための措置</p>	<p>十二 発火の危険 のある工室と他 の施設との間へ の防火壁の設置 その他の延焼を 遮断するための 措置の状況を、 目視及び図面に より検査する。</p>
<p>十三 第四條第一 項第九号の二の 発火の危険のあ る設備の消火設 備</p>	<p>十三 危険工室の 発火の危険のあ る設備の消火設 備について設置 の状況を、目視 及び図面により 検査し、及び当 該消火設備の性 能を、作動試験 又はその記録に より検査する。</p>

<p>十一 第四條第一 項第八号の発火 の危険のある工 室の耐火性構造</p>	<p>十一 発火の危険 のある工室の設 置の状況及び耐 火性構造を、目 視及び図面によ り検査する。</p>
<p>十二 第四條第一 項第九号の発火 の危険のある工 室と他の施設と の間への防火壁 の設置その他の延 焼を遮断する措 置</p>	<p>十二 発火の危険 のある工室と他 の施設との間へ の防火壁の設置 その他の延焼を 遮断する措置の 状況を、目視及 び図面により検 査する。</p>
<p>十三 第四條第一 項第九号の二の 発火の危険のあ る設備の消火設 備</p>	<p>十三 危険工室の 発火の危険のあ る設備の消火設 備の設置の状況 を、目視及び図 面により検査 し、及び当該消 火設備の性能 を、作動試験又 はその記録によ り検査する。</p>

<p>十三の二 第四條 第一項第九号の 三の無煙火葉の 分解及び発火を 防止するための措 置並びに当該 無煙火葉が発火 したときに爆発 を防止するため の措置</p>	<p>十三の二 無煙火 葉を存置する火 葉類一時置場に おける火葉の分 解及び発火を防 止するための措 置並びに当該発 火による爆発を 防止するための 措置の状況を、 目視、図面、測 定器具を用いた 測定及び機器等 の作動試験又は その記録により 検査する。</p>
<p>十四 第四條第一 項第十一号イの 危険工室の窓及 び出口の扉</p>	<p>十四 危険工室の 窓及び出口の扉 について、非常 の際に容易に避 難できる構造と なっていること を、目視及び図 面により検査す る。</p>
<p>十五の二 第四條 第一項第十一号 ロの危険工室の 窓及び扉に用い る金具</p>	<p>十五の二 危険工 室の窓及び扉に 用いる金具の材 質を、目視又は 図面により検査 する。ただし、 摩擦により火葉</p>

<p>十三の二 第四條 第一項第九号の 三のスプリンク ラー設備</p>	<p>十三の二 無煙火 葉を存置する火 葉類一時置場に 設けたスプリン クラー設備の設 置の状況を、目 視、図面及び測 定器具を用いた 測定により検査 し、かつ、当該 スプリンクラー 設備の性能を、 作動試験又はそ の記録により検 査する。</p>
<p>十四 第四條第一 項第十一号の危 険工室の窓、出 口及び扉</p>	<p>十四 危険工室に 設けた窓及び出 口の設置の状 況、構造、当該 扉の金具の材質 並びに窓ガラス の不透明性を、 目視及び図面に より検査する。</p>
<p>十五の二 第四條 第一項第十一号 の二の暗幕その 他の遮光のため の設備</p>	<p>十五の二 無煙火 葉を存置する火 葉類一時置場に 設けた窓の暗幕 その他の遮光の ための設備の設 置の状況を、目 視により検査す る。</p>



十五の三 第四条  
第一項第十一号  
ハの危険工室の  
窓

十六の二 第四条  
第一項第十二号  
口の飛散した火  
葉類の浸透又は  
浸入を防止する  
ための措置及び

類が爆発し又は  
発火するおそれ  
がない場合には、  
当該おそれ  
がないことを、  
目視、図面又は  
記録により検査  
する。

十六 危険工室の  
内面について、  
内面の剥離及び  
内面の一部が火  
葉類に混入する  
ことを防止する  
ための措置の状  
況を、目視又は  
図面により検査  
する。

十六の二 危険工  
室の内面につい  
て、飛散した火  
葉類の浸透又は  
浸入を防止する  
ための措置の状

〔新設〕

十六 第四条第一  
項第十二号の危  
険工室の内面

〔新設〕

〔新設〕

十六 危険工室の  
内面について、  
土砂類のはく落  
及び飛散を防  
ぎ、かつ、床面  
に鉄類を表さな  
い構造となつて  
いることを、目  
視により検査す  
る。

〔新設〕

飛散した火葉類  
を容易に除去で  
きる措置

十六の三 第四条  
第一項第十二号  
ハの床面の、火  
葉類が落下する  
ことにより爆発  
し又は発火する  
ことを防止する  
ための措置

況を、目視又は  
図面により検査  
し、及び飛散し  
た火葉類を容易  
に除去するため  
の措置の状況  
を、目視又は図  
面により検査す  
る。ただし、火  
葉類が飛散する  
おそれがない場  
合には、当該お  
それがないこと  
を、目視、図面  
又は記録により  
検査する。

十六の三 危険工  
室の床面につい  
て、火葉類が落  
下することによ  
り爆発し又は発  
火することを防  
止するための措  
置の状況を目視  
又は図面により  
検査する。ただ  
し、火葉類が床  
面にこぼれ又は  
落下するおそれ  
がない場合は、  
当該おそれがな  
いことを、目視  
図面又は記録に  
より検査し、火  
葉類が落下する  
ことにより爆発  
し又は発火する  
おそれがない場  
合は、当該おそ  
れがないこと  
を、目視、図面  
又は記録により  
検査する。

〔新設〕

〔新設〕

十六の四 第四条  
第一項第十二号  
二の危険工室内の  
床面

十七 削除

十八 第四条第一  
項第十四号の危  
険工室内の原動  
機及び温湿度調  
整装置据付け制  
限

〔削る〕

十六の四 第四条  
第一項第十二号  
二の危険工室内の  
床面の材料を、  
目視又は図面に  
より検査する。

十七 削除

十八 危険工室内  
に原動機及び温  
湿度調整装置が  
据付けられてい  
ないことを、目  
視により検査す  
る。ただし、火  
薬類の爆発又は  
発火を起こすお  
それがない場合  
には、当該おそ  
れがないこと  
を、目視、図面  
又は記録により  
検査する。

〔削る〕

〔新設〕

十七 第四条第一  
項第十三号の危  
険工室内の床面

十八 第四条第一  
項第十四号の危  
険工室内の原動  
機及び温湿度調  
整装置据付け制  
限

十八の二 第四条  
第一項第十四号  
の二の温湿度記  
録計及び温湿度  
調整装置

〔新設〕

十七 危険工室内の  
床面の材料の種  
類及び火薬類の  
浸透又はその粉  
末が侵入しない  
ような措置の状  
況を、目視によ  
り検査する。

十八 危険工室内  
に据付けた原動  
機及び温湿度調  
整装置の爆発又  
は発火を起こす  
おそれのない措  
置の状況を、目  
視により検査す  
る。

十八の二

無煙火  
薬を存置する火  
薬類一時置場に  
設けた温湿度記  
録計の床面から  
の高さを、巻き  
尺その他の測定  
器具を用いた測  
定により検査  
し、かつ、温湿  
度調整装置が防  
爆性能を有する

十九 第四条第一  
項第十五号イの  
危険工室内の機  
械、器具又は容  
器の、摩擦によ  
り火薬類が爆発  
し又は発火しな  
い構造

十九の二 第四条  
第一項第十五号  
の機械、器具又  
は容器の、振動  
又は衝撃により  
火薬類が爆発し  
又は発火しない  
構造

十九 危険工室内  
の機械、器具又  
は容器について、  
摩擦により  
火薬類が爆発し  
又は発火しない  
構造となつてい  
ることを、目視  
又は図面により  
検査する。ただ  
し、摩擦により  
火薬類が爆発し  
又は発火するお  
それがない場合  
には、当該おそ  
れがないこと  
を、目視、図面  
又は記録により  
検査する。

十九の二 危険工  
室内の機械、器  
具又は容器につ  
いて、振動又は  
衝撃により火薬  
類が爆発し又は  
発火しない構造  
となつているこ  
とを、目視又は  
図面により検査  
する。ただし、  
振動又は衝撃に  
より火薬類が爆  
発し又は発火す  
るおそれがない

十九 第四条第一  
項第十五号の危  
険工室内の機  
械、器具又は容  
器

〔新設〕

十九 危険工室内  
に据付け又は備  
え付けた機械、  
器具又は容器に  
ついて、鉄と鉄  
との摩擦がな  
く、摩擦部には  
滑剤を塗布し、  
かつ、動揺、脱  
落、腐しよく又  
は火薬類の粉末  
の付着若しくは  
侵入を防ぐ構造  
となつているこ  
とを、目視によ  
り検査する。

〔新設〕

十九 危険工室内  
に据付け又は備  
え付けた機械、  
器具又は容器に  
ついて、鉄と鉄  
との摩擦がな  
く、摩擦部には  
滑剤を塗布し、  
かつ、動揺、脱  
落、腐しよく又  
は火薬類の粉末  
の付着若しくは  
侵入を防ぐ構造  
となつているこ  
とを、目視によ  
り検査する。

十九の三 第四条  
第一項第十五号  
ハの危険工室内  
の機械、器具又  
は容器の、腐食  
により火薬類が  
変質し又は爆発  
し若しくは発火  
しない構造

十九の四 第四条  
第一項第十五号  
二の危険工室内  
の機械、器具又  
は容器の、火薬  
類の付着、浸透  
又は浸入により  
火薬類が爆発し  
又は発火しない  
構造

場合には、当該  
おそれがないこ  
とを、目視、図  
面又は記録によ  
り検査する。

十九の三 危険工  
室内の機械、器  
具又は容器につ  
いて、腐食によ  
り火薬類が変質  
し又は爆発し若  
しくは発火しな  
い構造となつて  
いることを、目  
視又は図面によ  
り検査する。た  
だし、腐食によ  
り火薬類が変質  
し又は爆発し若  
しくは発火する  
おそれがない場  
合には、当該お  
それがないこと  
を、目視、図面  
又は記録により  
検査する。

十九の四 危険工  
室内の機械、器  
具又は容器につ  
いて、火薬類の  
付着、浸透又は  
浸入により火薬  
類が爆発し又は  
発火しない構造  
となつているこ  
とを、目視又は  
図面により検査  
する。ただし、  
火薬類の付着、  
浸透又は浸入に  
より火薬類が爆

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

二十 第四条第一  
項第十六号の危  
険工室内の暖房  
装置

二十一 第四条第  
一項第十七号の  
パラフィン槽の過  
熱による火薬類  
の爆発又は発火  
を防止するため  
の措置

二十二 第四条第  
一項第十八号の  
危険工室又は火  
薬類一時置場を  
照明する設備

発し又は発火す  
るおそれがない  
場合には、当該  
おそれがないこ  
とを、目視、図  
面又は記録によ  
り検査する。

二十 危険工室内  
の暖房装置につ  
いて、火薬類の  
爆発又は発火を  
防止するための  
措置の状況を、  
目視又は図面に  
より検査すると  
ともに、燃焼し  
やすい物との隔  
離の状況を、目  
視により検査す  
る。

二十一 危険工室  
内のパラフィン  
槽について、パ  
ラフィンの過熱  
による火薬類の  
爆発又は発火を  
防止するための  
措置の状況を、  
目視、図面又は  
機器等の作動試  
験若しくはその  
記録により検査  
する。  
二十二 危険工室  
又は火薬類一時  
置場を照明する  
設備について、  
漏電、可燃性ガ  
ス、粉じん等に  
より火薬類が爆

二十 第四条第一  
項第十六号の危  
険工室内の暖房  
装置

二十一 第四条第  
一項第十七号の  
危険工室内の高  
熱源を使用する  
パラフィン槽に  
付けられた安全  
装置

二十二 第四条第  
一項第十八号の  
危険工室又は火  
薬類一時置場の  
照明設備

二十 危険工室内  
の暖房装置の熱  
源の種類、設置  
の状況及びその  
熱面に火薬類の  
粉末又は塵あい  
の付着を避ける  
措置の状況を、  
目視により検査  
する。

二十一 危険工室  
内の高熱源を使  
用するパラフィ  
ン槽に付けられ  
た安全装置の取  
付け状況を目視  
により検査し、  
及び当該安全装  
置の機能を、作  
動試験又はその  
記録により検査  
する。  
二十二 危険工室  
又は火薬類一時  
置場に設けられ  
た照明設備の漏  
電、可燃性ガス、  
粉じん等に対す  
る安全な防護装

二十五 「略」

二十四 第四条第一項第二十号の危険工室等における必要な事項の揭示

二十三 第四条第一項第十九号の危険工室内の機械設備又は乾燥装置の金属部に接する接地

二十五 「略」

二十四 危険工室内の機械設備又は乾燥装置の金属部について、接地の状況を、接地抵抗測定用器具を用いた測定又はその記録により検査する。

二十三 危険工室内の機械設備又は乾燥装置の金属部の接地の状況を、接地抵抗測定用器具を用いた測定又はその記録により検査する。

二十二 危険工室内の機械設備又は乾燥装置の金属部の接地の状況を、接地抵抗測定用器具を用いた測定又はその記録により検査する。

二十五 「略」

二十四 第四条第一項第二十号の危険工室等の掲示板

二十三 第四条第一項第十九号の危険工室内の機械設備又は乾燥装置の金属部に接する接地

二十五 「略」

二十四 危険工室内の掲示板の設置の状況及び記載内容を、目視により検査する。

二十三 危険工室内の機械設備又は乾燥装置の金属部の接地の状況を、接地抵抗測定用器具を用いた測定又はその記録により検査する。

二十六 削除

二十七 第四条第一項第二十二号の火薬類及びその原料の粉じんが飛散するおそれがある設備の粉じんの飛散を防ぐための措置

二十八 第四条第一項第二十二号の二の硝化設備等の、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置

二十九 第四条第一項第二十二号の三の火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置

二十六 削除

二十七 火薬類及びその原料の粉じんの飛散するおそれがある設備について、粉じんの飛散を防ぐための措置の状況を、目視により検査する。

二十八 硝化設備、乾燥設備その他特に温度の変化が起こる設備について、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置の状況を、目視、図面、測定器具を用いた測定若しくはその記録又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

二十九 火薬類又はその原料を加圧する設備について、火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置

二十六 第四条第一項第二十二号の火薬類の飛散するおそれのある工室の天井及び内壁

二十七 第四条第一項第二十二号の二の火薬類及びその原料の粉じんが飛散するおそれのある設備の粉じんの飛散を防ぐ措置

二十八 第四条第一項第二十二号の三の硝化設備等の温度測定装置

二十九 第四条第一項第二十二号の四の加圧装置の安全装置

二十六 火薬類の飛散するおそれのある工室の天井及び内壁について、隙間がなく、かつ、水洗に耐え表面を滑らかにする措置の状況を、目視により検査する。

二十七 火薬類及びその原料の粉じんの飛散するおそれのある設備の粉じんの飛散を防ぐ措置の状況を、目視により検査する。

二十八 硝化設備、乾燥設備その他特に温度の変化が起こる設備の温度測定装置の設置状況を、目視により検査し、及び当該温度測定装置の精度を、温度測定装置精度確認用器具を用いた測定又はその記録により検査する。

二十九 火薬類を加圧する設備の安全装置の設置の状況を、目視により検査し、及び当該安全装置の機能を作動

〔削る〕

三十 第四条第一  
項第二十二号の  
四の静電気が爆  
発し又は発火す  
ることを防止す  
るための措置

〔削る〕

措置の状況を、  
目視、図面又は  
機器等の作動試  
験若しくはその  
記録により検査  
する。ただし、  
当該火薬類又は  
その原料が、加  
圧により爆発し  
又は発火するお  
それがない場合  
には、当該おそ  
れがないこと  
を、目視、図面  
又は記録により  
検査する。

〔削る〕

三十 第四条第一  
項第二十二号の  
五の静電気を発  
生し、爆発又は  
発火するおそれ  
のある設備の静  
電気を除去する  
措置

〔削る〕

三十 火薬類の製  
造中に静電気を  
発生し、爆発又  
は発火するおそ  
れのある設備の  
静電気を除去す  
る措置の状況を  
目視及び記録  
により検査す  
る。

〔削る〕

三十一 削除  
三十二 第四条第  
一項第二十三号  
の可燃性ガス又  
は有毒ガスの排  
気装置

〔削る〕

三十一 削除  
三十二 可燃性ガ  
ス又は有毒ガス  
の排気装置につ  
いて、設置の状  
況を、目視及び  
図面により検査  
し、及び当該装  
置の性能を、作  
動試験又はその  
記録により検査  
する。ただし、  
可燃性ガス又は  
有毒ガスが発散  
するおそれがない  
場合には、当該  
おそれがない  
ことを、目視、  
図面又は記録に  
より検査する。

〔削る〕

三十一 第四条第  
一項第二十二号  
の六の静電気に  
より爆発又は発  
火するおそれの  
ある火薬類を取  
り扱う危険工  
等における身体  
に帯電した静電  
気除去設備

〔削る〕

三十一 静電気に  
より爆発又は発  
火のおそれのあ  
る火薬類を取り  
扱う危険工  
等における身体に  
帯電した静電  
気を除去する設備  
の設置の状況を  
目視により  
検査し、及び接  
地の状況を、接  
地抵抗測定用器  
を用いた測定  
又はその記録に  
より検査する。

三十三 〔略〕  
三十四 第四条第  
一項第二十四号  
の火葉類を乾燥  
する工室内の加  
温装置

三十五 第四条第  
一項第二十四号  
の二の日乾場の  
乾燥台

三十六 第四条第  
一項第二十四号  
の三の爆発の危  
険のある日乾場  
の簡易土堤等及  
び発火の危険の  
ある日乾場とそ  
の他の施設との  
間への防火壁の  
設置その他の延  
焼を遮断するた  
めの措置

三十三 〔略〕  
三十四 火葉類を  
乾燥する工室内  
に設置された加  
温装置について、乾燥中に火  
葉類が爆発し又  
は発火しないた  
めの措置の状況  
を、目視及び図  
面により検査  
し、及び当該加  
温装置の性能  
を、作動試験又  
はその記録によ  
り検査する。

三十五 日乾場の  
乾燥台について、火葉類の落  
下による爆発又  
は発火を防止す  
るための措置及  
び砂じん等の混  
入を防止するた  
めの措置の状況  
を、目視又は巻  
尺その他の測定  
器具を用いた測  
定により検査す  
る。

三十六 爆発の危  
険のある日乾場  
とその他の施設と  
の間に設置した  
簡易土堤又は防  
爆壁を、別表第  
二第十七項又は  
別表第二第十八  
項に掲げる完成  
検査の方法によ  
り検査し、発火  
の危険のある日  
乾場とその他の

三十三 〔略〕  
三十四 第四条第  
一項第二十四号  
の火葉類を乾燥  
する工室内の加  
温装置

三十五 第四条第  
一項第二十四号  
の二の日乾場の  
乾燥台

三十六 第四条第  
一項第二十四号  
の三の爆発の危  
険のある日乾場  
の簡易土堤等及  
び発火の危険の  
ある日乾場とそ  
の他の施設との  
間への防火壁の  
設置その他の延焼  
を遮断する措置

三十三 〔略〕  
三十四 火葉類を  
乾燥する工室内  
に設置された加  
温装置の設置の  
状況を、目視及  
び図面により検  
査し、及び当該  
加温装置の性能  
を、作動試験又  
はその記録によ  
り検査する。

三十五 日乾場の  
乾燥台の高さ  
を、巻尺その他  
の測定器具を用  
いた測定により  
検査する。

三十六 爆発の危  
険のある日乾場  
とその他の施設と  
の間に設置した  
簡易土堤又は防  
爆壁の構造等  
を、別表第二第  
十六項各号又は  
別表第二第十七  
項に掲げる完成  
検査の方法によ  
り検査し、発火  
の危険のある日

三十七の二 第四  
条第一項第二十  
四号の五の星打  
ち場又は星掛け  
場の日光の直射  
を防ぐための措  
置

三十七 第四条第  
一項第二十四号  
の四の日乾場の  
放冷するための  
設備

施設との間への  
防火壁の設置そ  
の他の延焼を遮  
断するための措  
置の状況を、目  
視、図面及び測  
定器具を用いた  
測定により検査  
し、及び当該日  
乾場とその他の  
施設との距離  
を、巻尺その他  
の測定器具を用  
いた測定により  
検査する。ただ  
し、目視及び図  
面により容易に  
判定できる場合  
に限り、目視及  
び図面による検  
査に代えること  
ができる。

三十七の二 星打  
ち場又は星掛け  
場における日光  
の直射を防ぐた  
めの措置の状況  
を、目視により  
検査する。

三十七 第四条第  
一項第二十四号  
の四の日乾場の  
放冷するための  
設備

〔新設〕

乾燥とその他の  
施設との間への  
防火壁の設置そ  
の他の延焼を遮  
断する措置の状況  
を、目視、図面  
及び測定器具を  
用いた測定によ  
り検査し、及び  
当該日乾場とそ  
の他の施設との  
距離を、巻尺そ  
の他の測定器具  
を用いた測定に  
より検査する。  
ただし、目視及  
び図面により容  
易に判定できる  
場合に限り、目  
視及び図面によ  
る検査に替える  
ことができる。

〔新設〕

三十八 第四条第  
一項第二十五号  
イの爆発試験場  
等

三十八の二 第四  
条第一項第二十  
五号口の土堤、  
防爆壁又は防火  
壁その他の延焼  
を遮断するため  
の措置

三十八 爆発試験  
場、燃焼試験場、  
発射試験場又は  
廃棄焼却場につ  
いて、危険区域  
内に設置されて  
いることを、目  
視により検査す  
る。

三十八の二 土堤  
又は防爆壁を設  
置したものに  
ついては、土堤又  
は防爆壁を、別  
表第二十六項  
又は第十八項に  
掲げる完成検査  
の方法により検  
査し、防火壁そ  
の他の延焼を遮  
断するための措  
置を講じたもの  
については、当  
該措置の状況を、  
目視及び図面  
により検査す  
る。ただし、火  
薬類が爆発し又  
は発火すること  
により周辺の施  
設に危害を及ぼ  
すおそれがない  
場合には、当該  
おそれがないこ  
とを、目視、図  
面又は記録によ  
り検査する。

三十八 第四条第  
一項第二十五号  
の爆発試験場等

〔新設〕

三十八 爆発試験  
場、燃焼試験場、  
発射試験場又は  
廃棄焼却場につ  
いて、危険区域  
内に設置し、か  
つ、その周囲の  
樹木、雑草等を  
伐採した状況を、  
目視により  
検査する。

〔新設〕

三十八の三 第四  
条第一項第二十  
五号ハの周囲の  
火災を防止する  
ための措置

三十九 第四条第  
一項第二十六号  
の火薬類等の運  
搬容器

三十九の二 〔略〕  
四十 第四条第一  
項第二十七号の  
危険区域内で火  
薬類を運搬する  
運搬車

三十八の三 周囲  
の火災を防止す  
るための措置の  
状況を、目視、  
図面又は機器等  
の作動試験若し  
くはその記録に  
より検査する。

三十九 火薬類又  
はその原料を運  
搬する容器につ  
いて、当該火薬  
類又はその原料  
と化学反応を起  
こさない材料を  
使用し、かつ、  
確実に蓋のでき  
る構造となつて  
いることを、目  
視及び記録によ  
り検査する。

三十九の二 〔略〕  
四十 危険区域内  
で火薬類を運搬  
する運搬車につ  
いて、運搬する  
火薬類その他周  
囲の火薬類の爆  
発又は発火を防  
止するための措  
置の状況を、目  
視及び図面等に  
より検査する。

四十一 第四条第  
一項第二十八号  
の火薬類の運搬  
通路の路面及び  
勾配

〔新設〕

三十九 第四条第  
一項第二十六号  
の火薬類等の運  
搬容器

三十九の二 〔略〕  
四十 第四条第一  
項第二十七号の  
危険区域内で火  
薬類を運搬する  
運搬車

四十一 第四条第  
一項第二十八号  
の火薬類の運搬  
通路の路面及び  
こう配

〔新設〕

三十九 火薬類又  
はその原料を運  
搬する容器につ  
いて、収容物と  
化学反応を起こ  
さない材料を使  
用し、かつ、確  
実にふたのでき  
る構造となつて  
いることを、目  
視及び記録によ  
り検査する。

三十九の二 〔略〕  
四十 危険区域内  
で火薬類を運搬  
する運搬車の構  
造を、目視及び  
図面等により検  
査する。

四十一 火薬類の  
運搬通路の路面  
の状況を目視に  
より検査し、当  
該路面のこう配  
を水準器その他  
の測定器具を用  
いた測定又はそ  
の記録により検

2

製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設の場合

一 第四条第二項において準用する第四条第一項第一号から第三号まで、第五号、第七号、第九号、第九号の二、第十号から第十二号まで、第十四号から第二十二号まで、第二十二号の三から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号及び第二十八号に掲げる検査項目

二 五 [削る] [略]

2

製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設の場合

一 前項第一号から第三号まで、第六号、第八号、第十号、第十二号、第十三号、第十四号から第十六号の四まで、第十八号から第二十五号まで、第二十七号、第二十九号、第三十号、第三十二号から第三十四号まで、第三十九号、第四十号、第四十一号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

二 五 [削る] [略]

2

製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設の場合

〔新設〕

一 四 [削る] [略]  
五 第四条第二項第五号の不発弾等解撤工室（鋼製チャンバを除く。）の内面

査する。ただし、当該測定において、既定のこう配を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。

〔新設〕

一 四 [削る] [略]  
五 不発弾等解撤工室の内面に於いて、土砂類のはく落及び飛散を防ぎ、かつ、床面に鉄類を表

六 削除

七 [略]  
八 第四条第二項第八号の遠隔操作による解撤設備

九 第四条第二項第九号の温度上昇を防止するための措置

六 削除

七 [略]  
八 遠隔操作による解撤設備の設置の状況を、目視により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

九 解撤作業中における温度上昇を防止する措置の状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

六 第四条第二項第六号の不発弾等解撤工室（鋼製チャンバを除く。）の床面

七 [略]  
八 第四条第二項第八号の遠隔操作による解撤設備

九 第四条第二項第九号の解撤作業中における温度上昇し、爆発又は発火するおそれがある不発弾等を、取り扱う設備の温度上昇を防止する措置の状況を、目視により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

六 不発弾等解撤工室の床面の材料の種類及び火薬類の浸透又はその粉末が侵入しないような措置の状況を、目視により検査する。

七 [略]  
八 解撤設備が遠隔操作できるものにあつては、その設置の状況を、目視により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

九 解撤作業中における温度上昇し、爆発又は発火するおそれがある不発弾等を、取り扱う設備の温度上昇を防止する措置の状況を、目視により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。



十 [略]  
十一 第四条第二項第十一号の不発弾等廃棄処理場

十一の二 第四条第二項第十一号の土堤、防壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置

十一の三 第四条第二項第十一号の周囲の火災

十 [略]  
十一 不発弾等廃棄処理場について、危険区域内に設置されていることを、目視により検査する。

十一の二 土堤又は防壁を設置したものに付いては、土堤又は防壁を、別表第二十六項又は第十八項に掲げる完成検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の状況を、目視及び図面に目視及び図面により検査する。ただし、火葉類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。  
十一の三 周囲の火災を防止するための措置の状

十 [略]  
十一 第四条第二項第十一号の不発弾等廃棄処理場

[新設]

[新設]

十 [略]  
十一 不発弾等廃棄処理場について、危険区域内に設置し、かつ、その周囲の樹木、雑草等を伐採した状況を、目視により検査する。

[新設]

[新設]

を防止するための措置

3 製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合  
一 第四条の二第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の揭示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の状況

二 [略]  
三 第四条の二第一項第三号の火災による延焼を防止するための措置

四 第四条の二第一項第四号の移動式製造設備用工室の有無並びに第四条の二において準用する

況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

一 製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の揭示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の状況を、目視及び図面により検査する。

二 [略]  
三 移動区域の境界が森林内に設けられた場合に付いて、火災による延焼を防止するための措置の状況を、目視、図面、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

四 移動式製造設備用工室の有無を、目視により検査し、並びに別表第一第一項第十号、第十一

3 製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合  
一 第四条の二第一項第一号の標識、揭示板、移動区域、境界さく及び警戒札

二 [略]  
三 第四条の二第一項第三号の防火のための空地

四 第四条の二第一項第四号の移動式製造設備用工室

一 製造所の標識、揭示板、境界さく及び警戒札の設置の状況並びに危険区域の設定の状況を、目視及び図面により検査する。

二 [略]  
三 森林内に設けた境界さく沿いの防火のための空地の幅を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の幅を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。  
四 移動式製造設備用工室の有無を、目視により検査する。

十 削除	九 削除	<p>第四条第一項第七号の三、第八号、第十号から第十二号まで、第十四号から第十六号まで及び第十八号から第二十二号までに掲げる検査項目</p> <p>五〇七 「略」</p> <p>八 第四条の二第一項第八号の移動区域内のボイラー室及び煙突</p>
十 削除	九 削除	<p>号、第十四号から第十六号の四まで、第十八号から第二十号まで、第二十二号から第二十五号まで及び第二十七号の方法により検査する。</p> <p>五〇七 「略」</p> <p>八 移動区域内にボイラー室及び煙突が設置されていないことを、目視又は図面により検査する。ただし、移動区域内に、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合には、ボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。</p>
<p>十 第四条の二第一項第十号の移動式製造設備用工室の耐火構造</p>	<p>九 第四条の二第一項第九号の避雷装置</p>	<p>五〇七 「略」</p> <p>八 第四条の二第一項第八号の危険区域内のボイラー室及び煙突</p>
<p>十 移動式製造設備用工室の設置の状況及び耐火構造を、目視及び図面により検査する。</p>	<p>九 移動式製造設備用工室に設置されている避雷装置の構造等を、別表第二第十四項に掲げる完成検査の方法により検査する。</p>	<p>五〇七 「略」</p> <p>八 危険区域内に設けたボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。</p>
<p>十五 「略」</p> <p>十六 削除</p>	<p>十四 削除</p>	<p>十一 第四条の二第一項第十一号の移動式製造設備の消火設備</p> <p>十二 削除</p> <p>十三 削除</p>
<p>十五 「略」</p> <p>十六 削除</p>	<p>十四 削除</p>	<p>十一 移動式製造設備の消火設備について設置の状況を、目視により検査する。また、当該消火設備の性能を、作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>十二 削除</p> <p>十三 削除</p>
<p>十五 「略」</p> <p>十六 第四条の二第一項第十六号の移動式製造設備用工室の床面</p>	<p>十四 第四条の二第一項第十四号の移動式製造設備用工室の内面</p>	<p>十一 第四条の二第一項第十一号の移動式製造設備の耐火構造及び消火設備</p> <p>十二 第四条の二第一項第十二号の工室の付近の消火の設備</p> <p>十三 第四条の二第一項第十三号の移動式製造設備用工室の窓、出口及び扉</p>
<p>十五 「略」</p> <p>十六 移動式製造設備の床面の特定硝酸アンモニウム系爆薬が浸</p>	<p>十四 移動式製造設備用工室の内面について、土砂類のはく落及び飛散を防ぎ、かつ、床面に鉄類を表さない構造となつていることを、目視により検査する。</p>	<p>十一 移動式製造設備の耐火構造及び消火設備の設置の状況を、目視及び図面により検査する。また、当該消火設備の性能を、作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>十二 移動式製造設備用工室の付近の消火設備の有無を、目視により検査する。</p> <p>十三 移動式製造設備用工室に設けた窓及び出口の設置の状況、構造並びに窓ガラスの不透明性を、目視及び図面により検査する。</p>

十七 削除

十八 第四条の二  
第一項第十八号  
の移動式製造設  
備の移動方法及  
び製造方法

十七 削除

十八 製造し及び  
運搬する火薬類  
並びに周囲の火  
薬類の爆発又は  
発火を起こすお  
それがない車両  
が使用されてい  
ることを、目視、  
図面、記録又は  
測定器具を用い  
た測定により検  
査し、製造のた  
め車両の動力を  
使用する場合に  
あつては、移動  
と製造とが同時  
にできない構造  
であることを、  
目視、図面又は  
記録により検査  
し、製造のため  
車両の動力を使  
用しない場合に  
あつては、製造  
のための動力  
は、特定硝酸ア  
ンモニウム系爆  
薬を爆発し又は

十七 第四条の二  
第一項第十七号

十八 第四条の二  
第一項第十八号  
の移動式製造設  
備の移動方法

の移動式製造設  
備用室内の原  
動機据付け制限

十七 移動式製造  
設備用室内に  
据付けた原動機  
の爆発又は発火  
を起こすおそれ  
のない措置の状  
況を、目視によ  
り検査する。

透し、又は、侵  
入しないような  
措置の状況を、  
目視により検査  
する。  
十八 デイゼル  
車の構造等を目  
視、図面及び測  
定器具を用いた  
測定により検査  
し、及び移動式  
製造設備の移動  
に用いるディー  
ゼル車の動力に  
ついて、製造と  
同時に移動に使  
用できず、かつ、  
製造に使用しな  
い場合に爆発又  
は発火しない構  
造となつている  
ことを、目視に  
より検査し、必  
要に応じ図面又  
は記録により検  
査する。

十九 第四条の二  
第一項第十九号

十九 第四条の二  
第一項第十九号  
の移動式製造  
設備の機械、器  
具又は容器の、  
摩擦により特定  
硝酸アンモニウ  
ム系爆薬が爆発  
し又は発火しな  
い構造

十九の二 第四条  
の二第一項第十  
九号口の移動式  
製造設備の機  
械、器具又は容  
器の、振動又は  
衝撃により特定  
硝酸アンモニウ  
ム系爆薬が爆発  
し又は発火しな  
い構造

発火させるおそ  
れがないもので  
あることを、目  
視、図面又は記  
録により検査す  
る。

十九 移動式製造  
設備の機械、器  
具又は容器につ  
いて、摩擦によ  
り特定硝酸アン  
モニウム系爆薬  
が爆発し又は発  
火しない構造と  
なつていること  
を、目視又は図  
面により検査す  
る。

十九の二 移動式  
製造設備の機  
械、器具又は容  
器について、振  
動又は衝撃によ  
り特定硝酸アン  
モニウム系爆薬  
が爆発し又は発  
火しない構造と  
なつていること  
を、目視又は図  
面により検査す  
る。

十九 第四条の二  
第一項第十九号

十九 第四条の二  
第一項第十九号  
の移動式製造設  
備用室内又は移  
動式製造設備の  
機械、器具又は  
容器

〔新設〕

十九 移動式製造  
設備用室内又は  
移動式製造設備  
に据付け又は備  
え付けた機械、  
器具又は容器に  
ついて、鉄と鉄  
との摩擦がな  
く、摩擦部には  
滑剤を塗布し、  
かつ、動揺、脱  
落、腐しよく又  
は特定硝酸アン  
モニウム系爆薬  
の付着、浸透若  
しくは浸入を防  
ぐ構造となつて  
いることを、目  
視により検査す  
る。

〔新設〕

十九の二 移動式  
製造設備の機  
械、器具又は容  
器について、振  
動又は衝撃によ  
り特定硝酸アン  
モニウム系爆薬  
が爆発し又は発  
火しない構造と  
なつていること  
を、目視又は図  
面により検査す  
る。

十九の三 第四条  
の二第一項第十  
九号ハの移動式  
製造設備の機  
械、器具又は容  
器の、腐食によ  
り特定硝酸アン  
モニウム系爆薬  
が変質し又は爆  
発し若しくは発  
火しない構造

十九の四 第四条  
の二第一項第十  
九号ニの移動式  
製造設備の機  
械、器具又は容  
器の、特定硝酸  
アンモニウム系  
爆薬の付着、浸  
透又は浸入によ  
り爆発し又は発  
火しない構造

十九の五 第四条  
の二第一項第十  
九号ホの移動式  
製造設備の機  
械、器具又は容  
器が振動、衝撃  
等により変形し  
ない構造

二十 削除

十九の三 移動式  
製造設備の機  
械、器具又は容  
器について、腐  
食により特定硝  
酸アンモニウム  
系爆薬が変質し  
又は爆発し若し  
くは発火しない  
構造となつてい  
ることを、目視  
又は図面により  
検査する。

十九の四 移動式  
製造設備の機  
械、器具又は容  
器について、特  
定硝酸アンモニ  
ウム系爆薬の付  
着、浸透又は浸  
入により爆発し  
又は発火しない  
構造となつてい  
ることを、目視  
又は図面により  
検査する。

十九の五 移動式  
製造設備の機  
械、器具又は容  
器について、振  
動、衝撃等によ  
り変形しない構  
造となつている  
ことを、目視又  
は図面により検  
査する。

二十 削除

[新設]

[新設]

[新設]

二十 第四条の二  
第一項第二十号  
の移動式製造設  
備用工場又は移  
動式製造設備の  
暖房装置

[新設]

[新設]

[新設]

二十 移動式製造  
設備用工場又は  
移動式製造設備  
の暖房装置の熱  
源の種類、設置  
の状況及びその

二十一 第四条の  
二第一項第二十  
一号の移動式製  
造設備を照明す  
る設備

二十二 第四条の  
二第一項第二十  
二号の移動式製  
造設備の機械設  
備の金属部に  
おける接地

二十三 第四条の  
二第一項第二十  
三号の移動式製  
造設備又は廃棄  
焼却場における  
特定硝酸アンモ  
ニウム系爆薬の  
停滞量等の揭示

二十一 移動式製  
造設備に設けら  
れた照明設備の  
漏電、可燃性ガ  
ス、粉じん等  
に対する安全な防  
護装置、電灯及  
び電気配線の設  
置の状況を、目  
視又は図面によ  
り検査する。

二十二 移動式製  
造設備の機械設  
備の金属部に  
ついて、接地の状  
況を、接地抵抗  
測定用器具を用  
いた測定又はそ  
の記録により検  
査する。

二十三 移動式製  
造設備又は廃棄  
焼却場の特定硝  
酸アンモニウム  
系爆薬の停滞  
量、同時に存置  
することができる  
特定硝酸アン  
モニウム系爆薬  
の原料の種類及  
び最大数量、定  
員、注意事項そ

二十一 第四条の  
二第一項第二十  
一号の移動式製  
造設備用工場又  
は移動式製造設  
備の照明設備

二十二 第四条の  
二第一項第二十  
二号の移動式製  
造設備用工場又  
は移動式製造設  
備の機械設備の  
金属部の接地

二十三 第四条の  
二第一項第二十  
三号の移動式製  
造設備用工場、  
移動式製造設備  
又は廃棄焼却場  
の揭示板

熱面に特定硝酸  
アンモニウム系  
爆薬又は塵あい  
の付着を避ける  
措置の状況を、  
目視により検査  
する。

二十一 移動式製  
造設備用工場又  
は移動式製造設  
備に設けられた  
照明設備の漏  
電、可燃性ガス、  
粉じん等に対す  
る安全な防護装  
置、電灯及び電  
気配線の設置の  
状況を、目視に  
より検査する。

二十二 移動式製  
造設備用工場又  
は移動式製造設  
備の機械設備の  
金属部の接地の  
状況を、接地抵  
抗測定用器具を  
用いた測定又は  
その記録により  
検査する。  
二十三 移動式製  
造設備用工場、  
移動式製造設備  
又は廃棄焼却場  
の揭示板の設置  
の状況及び記載  
内容を、目視に  
より検査する。

二十四 削除

の他必要な事項の掲示の状況並びに記載事項を、目視により検査する。

二十四 削除

二十五 削除

二十五 削除

二十六 第四条の

二第一項第二十六号の移動式製造設備の粉じんの飛散を防ぐための措置

二十六 移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐための措置の状況を、目視により検査する。

二十七・二十八

〔略〕

二十九 第四条の

二第一項第二十九号の移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触

二十七・二十八

〔略〕

二十九 移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特

二十四 第四条の

二第一項第二十四号の移動式製造備用工室に面した普通木造建築物の耐火的措置

二十五 第四条の

二第一項第二十五号の移動式製造備用工室の天井及び内壁

二十六 第四条の

二第一項第二十六号の移動式製造備用工室又は移動式製造設備の粉じんの飛散を防ぐ措置

二十七・二十八

〔略〕

二十九 第四条の

二第一項第二十九号の移動式製造設備で、特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部と内壁の間隙につ

二十四 移動式製造備用工室に面して設置された普通木造建築物の耐火的措置の状況を、目視により検査する。

二十五 移動式製造備用工室の天井及び内壁について、隙間がなく、かつ、水洗に耐え表面を滑らかにする措置の状況を、目視により検査する。

二十六 移動式製造備用工室又は移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐ措置の状況を、目視により検査する。

二十七・二十八

〔略〕

二十九 移動式製造設備で、特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部と内壁の間隙につ

三十 第四条の二

第一項第三十号の移動式製造設備に備え付けるためのホースの摩擦、衝撃及び静電気に対する安全な措置

三十一 第四条の二第一項第三十一号の特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置

三十 移動式製造設備に備え付けるためのホースの摩擦、衝撃及び静電気に対する安全な措置の状況を、目視及び記録により検査する。

三十一 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備のうち、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置の状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料が、加圧により爆発し又は発火する場合に、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

三十 第四条の二

第一項第三十号の移動式製造設備に備え付けるためのホースの摩擦、衝撃及び静電気に対する安全な措置

三十一 第四条の二第一項第三十一号の移動式製造設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備で、発火又は爆発するおそれのある設備の安全装置

三十 移動式製造設備に備え付けるためのホースの摩擦、衝撃及び静電気に対する安全な措置の状況を、目視及び記録により検査する。

三十一 移動式製造設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備の安全装置の設置の状況を、目視により検査し、及び当該安全装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

触れる回転部と内壁の間隙

いて、目視及び記録により検査する。

三十二 第四条の二 第一項第三十号の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の運搬容器

三十三 第四条の二 第一項第三十号イの廃棄焼却場

三十三の二 第四条の二 第一項第三十三号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置

三十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料を運搬する容器について、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料と化学反応を起こさない材料を使用し、かつ、確実に蓋のできる構造となつてい

三十三 廃棄焼却場について、移動区域内に設置されていることを、目視により検査する。

三十三の二 土堤又は防爆壁を設置したものに就いては、土堤又は防爆壁を、別表第二十六項又は第十八項に掲げる完成検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当

三十二 第四条の二 第一項第三十号の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の運搬容器

三十三 第四条の二 第一項第三十号の廃棄焼却場

〔新設〕

三十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料を運搬する容器について、収容物と化学反応を起こさない材料を使用し、かつ、確実にふたのできる構造となつてい

三十三 移動区域内の廃棄焼却場について、移動区域内に設置し、かつ、その周囲の樹木、雑草等を伐採した状況を、目視により検査する。

〔新設〕

<p>三十三の三 第四条の二 第一項第三十三号ハの周囲の火災を防止するための措置</p>	<p>該措置の状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。</p> <p>三十三の三 周囲の火災を防止するための措置の状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。</p>
<p>別表第三 (第四十四条の五第一項関係)</p> <p>別表第三 (第四十四条の五第一項関係)</p> <p>保安検査の方法</p> <p>1 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合</p> <p>一 第四条第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の状況</p>	<p>保安検査の方法</p> <p>一 製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の状況を、目視により検査する。</p>

<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>別表第三 (第四十四条の五第一項関係)</p> <p>保安検査の方法</p> <p>1 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合</p> <p>一 第四条第一項第一号の標識、掲示板、危険区域、境界さく及び警戒札等</p>	<p>保安検査の方法</p> <p>一 製造所の標識、掲示板、危険区域、境界さく及び警戒札等の維持管理状況を、目視により検査する。</p>

二 第四条第一項 第二号の危険区域の施設の設置制限	三 第四条第一項 第三号の火災による延焼を防止するための措置	四・五 [略] 六 第四条第一項 第五号の危険区域内のボイラー室及び煙突
------------------------------	-----------------------------------	--

二 危険区域に設置した施設の種類の、目視により検査する。	三 危険区域の境界が森林内に設けられた場合に於いて、火災による延焼を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面、巻き尺その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。	四・五 [略] 六 危険区域内にボイラー室及び煙突が設置されていないこと を、目視又は図面により検査する。ただし、危険区域内に、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合には、ボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。
------------------------------	---	---

二 第四条第一項 第二号の危険区域の施設設置制限	三 第四条第一項 第三号の防火のための空地	四・五 [略] 六 第四条第一項 第五号の危険区域内のボイラー室及び煙突
-----------------------------	--------------------------	--

二 危険区域に設置した施設の種類の、目視により検査する。	三 森林内に設けた境界さく沿いの防火のための空地の維持管理状況を、目視により検査する。	四・五 [略] 六 危険区域内に設けたボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。
------------------------------	---	--

六の二 第四条第一項 第五号の危険区域内の原料薬品貯蔵所	七 [略] 八 第四条第一項 第七号の煙火等の製造所以外の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の土堤及び防爆壁
---------------------------------	--

六の二 危険区域内に設けた原料薬品貯蔵所に貯蔵する火薬類の原料となる薬品の種類を、記録により検査する。	七 [略] 八 煙火等の製造所以外の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設けた土堤の維持管理状況を、別表第四十六項に掲げる保安検査の方法により検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互いに接続している場合であつて、土堤に代えて防爆壁を設けたものについては、当該防爆壁の維持管理状況を、別表第四十八項に掲げる保安検査の方法により検査する。なお、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場の
---	--

[新設]	七 [略] 八 第四条第一項 第七号の煙火等の製造所以外の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の土堤及び防爆壁
------	--

[新設]	七 [略] 八 煙火等の製造所以外の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設けた土堤の維持管理状況を、別表第四十五項各号に掲げる保安検査の方法により検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互いに接続している場合であつて、土堤に替えて防爆壁を設けたものについては、当該防爆壁の維持管理状況を、別表第四十七項各号に掲げる保安検査の方法により検査する。なお、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用いられるものを保管する火薬
------	--

九 第四条第一項  
第七号の二の煙  
火等の製造所の  
爆発の危険のあ  
る工室又は火薬  
類一時置場に設  
ける土堤、簡易  
土堤、防爆壁又  
は防火壁の設置  
その他の延焼を  
遮断するための  
措置

場合であつて、  
土堤を省略した  
ものについては、  
当該火薬類  
一時置場の維持  
管理状況を、別  
表第四第十二項  
第一号に掲げる  
保安検査の方法  
により検査し、  
導火線を保管す  
る火薬類一時置  
場の場合であつ  
て、土堤を省略  
したものについ  
ては、当該火薬  
類一時置場の維  
持管理状況を、  
別表第四第十四  
項に掲げる保安  
検査の方法によ  
り検査する。

九 土堤、簡易土  
堤又は防爆壁の  
維持管理状況を、  
別表第四第十  
六項から第十  
八項までに掲げ  
る保安検査の方  
法により検査す  
る。ただし、が  
ん具煙火貯蔵庫  
に貯蔵すること  
ができるがん具  
煙火を貯蔵する  
場合であつて、  
土堤、簡易土  
堤又は防爆壁

九 第四条第一項  
第七号の二の煙  
火等の製造所の  
爆発の危険のあ  
る工室又は火薬  
類一時置場に設  
ける土堤、簡易  
土堤、防爆壁又  
は防火壁の設置  
その他延焼を遮  
断する措置

類一時置場の場  
合であつて、土  
堤を省略したもの  
については、  
当該火薬類一時  
置場の維持管理  
状況を、別表第  
四第十一項各号  
に掲げる保安検  
査の方法により  
検査し、導火線  
を保管する火薬  
類一時置場の場  
合であつて、土  
堤を省略したも  
のについては、  
当該火薬類一時  
置場の維持管理  
状況を、別表第  
四第十三項各号  
に掲げる保安検  
査の方法により  
検査する。

九 土堤等の維持  
管理状況を、別  
表第四第十五項  
から第十七項に  
掲げる保安検査  
の方法により検  
査する。ただし、  
がん具煙火貯蔵  
庫に貯蔵するこ  
とができるがん  
具煙火を貯蔵す  
る火薬類一時置  
場の場合であつ  
て、土堤等を省  
略したものに  
ついては、当該火  
薬類一時置場の

十 第四条第一項  
第七号の三の避  
雷装置

を省略したもの  
については、当  
該火薬類一時置  
場の維持管理状  
況を、別表第四  
第十四項に掲げ  
る保安検査の方  
法により検査  
し、土堤、簡易  
土堤又は防爆壁  
を省略した場合  
であつて、防火  
壁の設置その他  
の延焼を遮断す  
るための措置を  
講じているもの  
については、当  
該措置の維持管  
理状況を、目視  
により検査す  
る。

十 危険工室及び  
火薬又は爆薬の  
停滞量（火工品  
にあつてはその  
原料をなす火薬  
又は爆薬の停滞  
量）が百キログ  
ラムを超える火  
薬類一時置場に  
設けた避雷装置  
の維持管理状況  
を、別表第四第  
十五項に掲げる  
保安検査の方法  
により検査す  
る。ただし、煙  
火等の製造所に  
おける危険工室  
及びがん具煙火  
貯蔵庫に貯蔵す  
ることができる  
がん具煙火並び

十 第四条第一項  
第七号の三の避  
雷装置

維持管理状況を、  
別表第四第十  
三項各号に掲  
げる保安検査の  
方法により検査  
し、土堤等を省  
略した場合であ  
つて、防火壁の  
設置その他延焼  
を遮断する措置  
を講じているも  
のについては、  
当該防火壁の維  
持管理状況を、  
目視により検査  
する。

十 危険工室及び  
火薬又は爆薬の  
停滞量（火工品  
にあつてはその  
原料をなす火薬  
又は爆薬の停滞  
量）が百キログ  
ラムを超える火  
薬類一時置場に  
設けた避雷装置  
の維持管理状況  
を、別表第四第  
十四項に掲げる  
保安検査の方法  
により検査す  
る。ただし、煙  
火等の製造所に  
おける危険工室  
及びがん具煙火  
貯蔵庫に貯蔵す  
ることができる  
がん具煙火並び



十四 [略]

十一 [略]

十二 第四号第一項第九号の発火の危険のある工室と他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置

十三 [略]

十三の二 第四号第一項第九号の三の無煙火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該無煙火薬が発火したときに爆発を防止するための措置

十四 [略]

十一 [略]

十二 発火の危険のある工室と他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。

十三 [略]

十三の二 無煙火薬を存置する火薬類一時置場における火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該火による爆発を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面、測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

十四 [略]

十一 [略]

十二 第四号第一項第九号の発火の危険のある工室と他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断する措置

十三 [略]

十三の二 第四号第一項第九号の三のスプリンクラー設備

十四 [略]

十一 [略]

十二 発火の危険のある工室と他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断する措置の維持管理状況を、目視により検査する。

十三 [略]

十三の二 無煙火薬を存置する火薬類一時置場に設けたスプリンクラー設備の維持管理状況を、目視により検査し、かつ、当該スプリンクラー設備の性能を、作動試験又はその記録により検査する。

十五 第四号第一項第十一号イの危険工室の窓及び出口の扉

十五の二 第四号第一項第十一号ロの危険工室の扉及び窓に用いる金具

十五の三 第四号第一項第十一号ハの危険工室の窓

十五 危険工室の窓及び出口の扉について、非常の際に容易に避難できる構造となつていないことを、目視により検査する。

十五の二 危険工室の窓及び扉に用いる金具の維持管理状況を、目視により検査する。ただし、摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十五の三 危険工室の窓について、火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。ただし、直射日光により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十五 第四号第一項第十一号の危険工室の窓、出口及び扉

十五の二 第四号第一項第十一号の二の暗幕その他の遮光のための設備

[新設]

十五 危険工室に設けた窓及び出口の維持管理状況を、目視により検査する。

十五の二 無煙火薬を存置する火薬類一時置場に設けた窓の暗幕その他の遮光のための設備の維持管理状況を、目視により検査する。

[新設]

十六 第四条第一  
項第十二号イの  
内面の剥離及び  
内面の一部が火  
薬類に混入する  
ことを防止する  
ための措置

十六の二 第四条  
第一項第十二号  
口の飛散した火  
薬類の浸透又は  
浸入を防止する  
ための措置及び  
飛散した火薬類  
を容易に除去で  
きる措置

十六の三 第四条  
第一項第十二号  
ハの床面の、火  
薬類が落下する  
ことにより爆発  
し又は発火する  
ことを防止する  
ための措置

十六 危険工室の  
内面の剥離及び  
内面の一部が火  
薬類に混入する  
ことを防止する  
ための措置の維  
持管理状況を、  
目視又は図面に  
より検査する。

十六の二 危険工  
室の内面につい  
て、飛散した火  
薬類の浸透又は  
浸入を防止する  
ための措置の維  
持管理状況を、  
目視又は図面に  
より検査し、及  
び飛散した火薬  
類を容易に除去  
するための措置  
の維持管理状況  
を、目視又は図  
面により検査す  
る。ただし、火  
薬類が飛散する  
おそれがない場  
合には、当該お  
それがないこと  
を、目視、図面  
又は記録により  
検査する。

十六の三 危険工  
室の床面につい  
て、火薬類が落  
下することによ  
り爆発し又は発  
火することを防  
止するための措  
置の維持管理状

十六 第四条第一  
項第十二号の危  
険工室の内面

〔新設〕

〔新設〕

十六 危険工室の  
内面の維持管理  
状況を、目視に  
より検査する。

〔新設〕

〔新設〕

十六の四 第四条  
第一項第十二号  
二の危険工室の  
床面

十七 削除

十八 第四条第一  
項第十四号の危  
険工室内の原動  
機及び温湿度調  
整装置据付け制  
限

況を、目視又は  
図面により検査  
する。ただし、  
火薬類が床面に  
こぼれ又は落下  
するおそれがな  
い場合は、当該  
おそれがないこ  
とを、目視、図  
面又は記録によ  
り検査し、火薬  
類が落下するこ  
とにより爆発し  
又は発火するお  
それがない場合  
は、当該おそれ  
がないことを、  
目視、図面又は  
記録により検査  
する。

十六の四 第四条  
第一項第十二号  
二の危険工室の  
床面の維持管理  
状況を、目視又  
は図面により検  
査する。

十七 削除

十八 危険工室内  
に原動機及び温  
湿度調整装置が  
据付けられてい  
ないことを、目  
視により検査す  
る。ただし、火  
薬類の爆発又は  
発火を起こすお  
それがない場合

〔新設〕

十七 第四条第一  
項第十三号の危  
険工室の床面

十八 第四条第一  
項第十四号の危  
険工室内の原動  
機及び温湿度調  
整装置据付け制  
限

〔新設〕

十七 危険工室の  
床面の維持管理  
状況を、目視に  
より検査する。

十八 危険工室内  
に据付けた原動  
機及び温湿度調  
整装置の維持管  
理状況を、目視  
により検査す  
る。

〔削る〕

十九 第四条第一  
項第十五号イの  
危険工室内の機  
械、器具又は容  
器の、摩擦によ  
り火薬類が爆発  
し又は発火しな  
い構造

〔削る〕

には、当該おそ  
れがないこと  
を、目視、図面  
又は記録により  
検査する。  
十九 危険工室内  
の機械、器具又  
は容器につい  
て、摩擦により  
火薬類が爆発し  
又は発火しない  
構造となつてい  
ることを、目視  
又は図面により  
検査する。ただ  
し、摩擦により  
火薬類が爆発し  
又は発火するお  
それがない場合  
には、当該おそ  
れがないこと  
を、目視、図面  
又は記録により  
検査する。

十八の二 第四条  
第一項第十四号  
の二の温湿度記  
録計及び温湿度  
調整装置

十九 第四条第一  
項第十五号の危  
険工室内の機  
械、器具又は容  
器

十八の二

無煙火  
薬を存置する火  
薬類一時置場に  
設けた温湿度記  
録計及び温湿度  
調整装置の維持  
管理状況を、目  
視により検査  
し、かつ、当該  
火薬類一時置場  
内の温度及び相  
対湿度の推移  
を、記録により  
検査する。  
十九 危険工室内  
に据付け又は備  
え付けた機械、  
器具又は容器の  
維持管理状況  
を、目視により  
検査する。

十九の二 第四条  
第一項第十五号  
の危険工室内  
の機械、器具又  
は容器の、振動  
又は衝撃により  
火薬類が爆発し  
又は発火しない  
構造

十九の三 第四条  
第一項第十五号  
ハの危険工室内  
の機械、器具又  
は容器の、腐食  
により火薬類が  
変質し又は爆発  
し若しくは発火  
しない構造

十九の二 危険工  
室内の機械、器  
具又は容器につ  
いて、振動又は  
衝撃により火薬  
類が爆発し又は  
発火しない構造  
となつているこ  
とを、目視又は  
図面により検査  
する。ただし、  
振動又は衝撃に  
より火薬類が爆  
発し又は発火す  
るおそれがない  
場合には、当該  
おそれがないこ  
とを、目視、図  
面又は記録によ  
り検査する。

十九の三 危険工  
室内の機械、器  
具又は容器につ  
いて、腐食によ  
り火薬類が変質  
し又は爆発し若  
しくは発火する  
おそれがない場  
合には、当該お  
それがないこと  
を、目視、図面  
又は記録により  
検査する。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

十九の四 第四条  
 第一項第十五号  
 二の危険室内  
 の機械、器具又  
 は容器の、火薬  
 類の付着、浸透  
 又は浸入により  
 又は火薬類が爆発し  
 又は発火しない  
 構造

二十一 第四条第  
 一項第十七号の  
 パラフィンの過  
 熱による火薬類  
 の爆発又は発火  
 を防止するため  
 の措置

二十 第四条第一  
 項第十六号の危  
 険室内の暖房  
 装置

十九の四 危険工  
 室内の機械、器  
 具又は容器につ  
 いて、火薬類の  
 付着、浸透又は  
 浸入により火薬  
 類が爆発し又は  
 発火しない構造  
 となつているこ  
 とを、目視又は  
 図面により検査  
 する。ただし、  
 火薬類の付着、  
 浸透又は浸入に  
 より火薬類が爆  
 発し又は発火す  
 るおそれがない  
 場合には、当該  
 おそれがないこ  
 とを、目視、図  
 面又は記録によ  
 り検査する。

二十 危険工室内  
 の暖房装置につ  
 いて、火薬類の  
 爆発又は発火を  
 防止するための  
 措置の維持管理  
 状況を、目視又  
 は図面により検  
 査するとともに  
 燃焼しやす  
 い物との隔離の  
 維持管理状況  
 を、目視により  
 検査する。

二十一 危険工室  
 内のパラフィン  
 槽について、パ  
 ラフィンの過熱  
 による火薬類の  
 爆発又は発火を  
 防止するための

二十一 第四条第  
 一項第十七号の  
 危険室内の高  
 熱源を使用する  
 パラフィン槽に  
 付けられた安全  
 装置

二十 第四条第一  
 項第十六号の危  
 険室内の暖房  
 装置

二十 危険工室内  
 の暖房装置の維  
 持管理状況を、  
 目視により検査  
 する。

二十一 危険工室  
 内の高熱源を使  
 用するパラフィ  
 ン槽に付けられ  
 た安全装置の維  
 持管理状況を目  
 視により検査

二十二 第四条第  
 一項第十八号の  
 危険工室又は火  
 薬類一時置場を  
 照明する設備

二十三 第四条第  
 一項第十九号の  
 危険室内の機  
 械設備又は乾燥  
 装置の金属部に  
 おける接地

措置の維持管理  
 状況を、目視、  
 図面又は機器等  
 の作動試験若し  
 くはその記録に  
 より検査する。

二十二 危険工室  
 又は火薬類一時  
 置場を照明する  
 設備について、  
 漏電、可燃性ガ  
 ス、粉じん等に  
 より火薬類が爆  
 発し又は発火す  
 ることを防止す  
 るための措置の  
 維持管理状況  
 を、目視により  
 検査する。た  
 し、漏電、可燃  
 性ガス、粉じん  
 等により火薬類  
 が爆発し又は発  
 火するおそれが  
 ない場合には、  
 当該おそれがな  
 いことを、目視、  
 図面又は記録に  
 より検査する。

二十三 危険工室  
 内の機械設備又  
 は乾燥装置の金  
 属部について、  
 接地の状況を、  
 接地抵抗測定用  
 器具を用いた測  
 定又はその記録  
 により検査す  
 る。

二十二 第四条第  
 一項第十八号の  
 危険工室又は火  
 薬類一時置場の  
 照明設備及び電  
 動線

二十三 第四条第  
 一項第十九号の  
 危険室内の機  
 械設備又は乾燥  
 装置の金属部の  
 接地

し、及び当該安  
 全装置の機能  
 を、作動試験又  
 はその記録によ  
 り検査する。

二十二 危険工室  
 又は火薬類一時  
 置場に設けられ  
 た照明設備の維  
 持管理状況を、  
 目視により検査  
 する。

二十三 危険工室  
 内の機械設備又  
 は乾燥装置の接  
 地の状況を、接  
 地抵抗測定用器  
 具を用いた測定  
 又はその記録に  
 より検査する。

二十四 第四条第  
一項第二十号の  
危険工室等にお  
ける必要な事項  
の揭示

二十五 〔略〕  
二十六 削除

二十七 第四条第  
一項第二十二号  
の火薬類及びそ  
の原料の粉じん  
が飛散するおそ  
れがある設備の  
粉じんの飛散を  
防ぐための措置

二十八 第四条第  
一項第二十二号  
の二の硝化設備  
等の、火薬類の  
温度変化による  
爆発又は発火を  
防止するための  
措置

二十四 危険工室  
等における火薬  
類の種類及び停  
滞量、同時に存  
置することがで  
きる火薬類の原  
料及び最大数量、定員、注意  
事項その他必要  
な事項の揭示の  
状況並びに記載  
内容の維持管理  
状況を、目視に  
より検査する。

二十五 〔略〕  
二十六 削除

二十七 火薬類及  
びその原料の粉  
じんの飛散する  
おそれがある設  
備について、粉  
じんの飛散を防  
ぐための措置の  
維持管理状況  
を、目視により  
検査する。

二十八 硝化設  
備、乾燥設備そ  
の他特に温度の  
変化が起こる設  
備について、火  
薬類の温度変化  
による爆発又は  
発火を防止する  
ための措置の維  
持管理状況を、

二十四 第四条第  
一項第二十号の  
危険工室等の掲  
示板

二十五 〔略〕  
二十六 第四条第  
一項第二十二号  
の火薬類の飛散  
するおそれのあ  
る工室の天井及  
び内壁

二十七 第四条第  
一項第二十二号  
の二の火薬類及  
びその原料の粉  
じんが飛散する  
おそれのある設  
備の粉じんの飛  
散を防ぐ措置

二十八 第四条第  
一項第二十二号  
の三の硝化設備  
等の温度測定装  
置

二十四 危険工室  
等の揭示板の維  
持管理状況を、  
目視により検査  
する。

二十五 〔略〕  
二十六 火薬類の  
飛散するおそれ  
のある工室の天  
井及び内壁の維  
持管理状況を、  
目視により検査  
する。

二十七 火薬類及  
びその原料の粉  
じんの飛散する  
おそれのある設  
備の粉じんの飛  
散を防ぐ措置の  
維持管理状況  
を、目視により  
検査する。

二十八 硝化設  
備、乾燥設備そ  
の他特に温度の  
変化が起こる設  
備の温度測定装  
置の維持管理状  
況を、目視によ  
り検査し、及び  
当該温度測定装  
置の精度を、温

二十九 第四条第  
一項第二十二号  
の三の火薬類又  
はその原料を過  
度に加圧するこ  
とを防ぐための  
措置

三十 第四条第一  
項第二十二号の  
四の静電気によ  
り火薬類が爆発  
し又は発火する  
ことを防止する  
ための措置

目視、図面、測  
定器具を用いた  
測定又は機器等  
の作動試験若し  
くはその記録に  
より検査する。

二十九 火薬類又  
はその原料を加  
圧する設備につ  
いて、火薬類又  
はその原料を過  
度に加圧するこ  
とを防ぐための  
措置の維持管理  
状況を、目視及  
び機器等の作動  
試験又はその記  
録により検査す  
る。ただし、当  
該火薬類又はそ  
の原料が、加圧  
により爆発し又  
は発火するおそ  
れがない場合に  
は、当該おそれ  
がないことを、  
目視、図面又は  
記録により検査  
する。

三十 危険工室に  
おける静電気  
により火薬類が爆  
発し又は発火す  
ることを防止す  
るための措置の  
維持管理状況  
を、目視、図面  
又は測定器具を  
用いた測定若し  
くはその記録に  
より検査する。

二十九 第四条第  
一項第二十二号  
の四の加圧装置  
の安全装置

三十 第四条第一  
項第二十二号の  
五の静電気を発  
生し、爆発又は  
発火するおそれ  
のある設備の静  
電気を除去する  
措置

度測定装置精度  
確認器具を用  
いた測定又はそ  
の記録により検  
査する。

二十九 火薬類を  
加圧する設備の  
安全装置の維持  
管理状況を、目  
視により検査  
し、及び当該安  
全装置の機能を  
作動試験又はそ  
の記録により検  
査する。

三十 火薬類の製  
造中に静電気を  
発生し、爆発又  
は発火するおそ  
れのある設備の  
静電気を除去す  
る措置の維持管  
理状況を、目視  
及び記録により  
検査する。

〔削る〕

三十一 削除

三十二 第四条第一項第二十三号の可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置

〔削る〕

三十一 削除

三十二 可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置について、維持管理状況を、目視により検査し、及び当該装置の性能を、作動試験

三十の二 第四条

三十一 第四条第一項第二十二号

三十二 第四条第一項第二十三号の可燃性ガス等の発散するおそれのある工場のガス排気装置

三十の二 雷薬又は灌剤の配合及びてん薬を行う危険工場の床及び作業台の導電性マットの敷設並びに接地の維持管理状況を、目視及び記録により検査する。

三十一 静電気により爆発又は発火のおそれのある火薬類を取り扱う危険工場等における身体に帯電した静電気を、目視により検査し、及び接地の状況を、接地抵抗測定器具を用いた測定又はその記録により検査する。

三十二 可燃性ガス又は有毒ガスの発散するおそれのある工場のガス排気装置の維持管理状況を、目視により検査し、及び当

三十三 〔略〕

三十四 第四条第一項第二十四号の火薬類を乾燥する工室内の加温装置に施された、乾燥中に爆発又は発火しないための措置

三十五 第四条第一項第二十四号の二の日乾場の乾燥台

三十三 〔略〕

三十四 火薬類を乾燥する工室内に設置された加温装置について、乾燥中に火薬類が爆発し又は発火しないための措置の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該加温装置の性能を、作動試験又はその記録により検査する。

三十五 日乾場の乾燥台について、火薬類の落下による爆発又は発火を防止するための措置及び砂じん等の混入を防止するための措置の維持管理状況を、目視又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

三十三 〔略〕

三十四 第四条第一項第二十四号の火薬類を乾燥する工室内の加温装置

三十五 第四条第一項第二十四号の二の日乾場の乾燥台

三十三 〔略〕

三十四 火薬類を乾燥する工室内に設置された加温装置の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該加温装置の性能を、作動試験又はその記録により検査する。

三十五 日乾場の乾燥台の維持管理状況を、目視により検査する。

該装置の性能を、作動試験又はその記録により検査する。

三十七 第四条第一項第二十四号の四の日乾場の放冷するための設備

三十六 第四条第一項第二十四号の三の爆発の危険のある日乾場の簡易土堤等及び発火の危険のある日乾場とその他の施設との間の防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置

三十七 日乾場の火薬類を放冷するための設備の維持管理状況を、目視により

三十六 爆発の危険のある日乾場とその他の施設との間に設置した簡易土堤又は防壁の維持管理状況を、別表第四第十七項又は別表第四第十八項に掲げる保安検査の方法により検査し、発火の危険のある日乾場とその他の施設との間の防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置の維持管理状況を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査し、及び当該日乾場とその他の施設との距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、目視及び図面により容易に判定できるときは、目視及び図面による検査に代えることができる。

三十七 第四条第一項第二十四号の四の日乾場の放冷するための設備

三十六 第四条第一項第二十四号の三の爆発の危険のある日乾場の簡易土堤等及び発火の危険のある日乾場とその他の施設との間の防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置

三十七 日乾場の火薬類を放冷するための設備の維持管理状況を、目視により

三十六 爆発の危険のある日乾場とその他の施設との間に設置した簡易土堤又は防壁の維持管理状況を、別表第四第十六項各号又は別表第四第十七項に掲げる保安検査の方法により検査し、発火の危険のある日乾場とその他の施設との間の防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置の維持管理状況を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査し、及び当該日乾場とその他の施設との距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、目視及び図面により容易に判定できる場合には、目視及び図面による検査に替えることができる。

三十七の二 第四十一条第一項第二十四号の五の星打ち場又は星掛け場の日光の直射を防ぐための措置

三十八 第四条第一項第二十五号の爆発試験場等

三十七の二 星打ち場又は星掛け場における日光の直射を防ぐための措置の維持管理状況を、目視により検査する。

三十八 爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場について、危険区域内に設置されていることを、目視により検査する。

三十八の二 土堤又は防壁を設置したものに、土堤又は防壁又は防壁の維持管理状況を、別表第四第十六項又は第十八項に掲げる保安検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたもの

〔新設〕

三十八 第四条第一項第二十五号の爆発試験場等

〔新設〕

三十八 爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場の維持管理状況を、目視により検査する。

〔新設〕

検査する。

三十八の三 第四  
条第一項第二十  
五号ハの周囲の  
火災を防止する  
ための措置

三十九・三十九の  
二 〔略〕  
四十 第四条第一  
項第二十七号の  
危険区域内で火  
薬類を運搬する  
運搬車

については、当該措置の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

三十九・三十九の  
二 〔略〕  
四十 第四条第一  
項第二十七号の  
危険区域内で火  
薬類を運搬する  
運搬車

〔新設〕

三十九・三十九の  
二 〔略〕  
四十 危険区域内  
で火薬類を運搬  
する運搬車の維  
持管理状況を、  
目視により検査  
する。

〔新設〕

四十一 第四条第一項第二十八号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配

2

製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設の場合

一 第四条第二項において準用する第四条第一項第一号から第三号まで、第五号、第七号、第九号、第九号の二、第十号から第十二号まで、第十四号から第二十二号まで、第二十二号の三から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号及び第二十八号に掲げる検査項目

二〇五 〔略〕  
〔削る〕

四十一 火薬類の運搬通路について、路面及び勾配の維持管理状況を目視又は測定器具を用いた測定若しくはその記録により検査する。

一 前項第一号から第三号まで、第六号、第八号、第十号、第十二号、第十三号、第十四号から第十六号の四まで、第十八号から第二十五号まで、第二十七号、第二十九号、第三十号、第三十二号から第三十四号まで、第三十九号、第四十号、第四十一号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。

二〇五 〔略〕  
〔削る〕

四十一 第四条第一項第二十八号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配

2

製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設の場合

一 第四条第二項において準用する第五条第一項第五号の不発弾等解撤工室（鋼製チャンバを除く。）の内面

一〇四 〔略〕  
〔削る〕

四十一 火薬類の運搬通路の路面の維持管理状況を目視により検査し、及び当該路面のこう配を水準器その他の測定器具を用いた測定又はその記録により検査する。

〔新設〕

一〇四 〔略〕  
五 不発弾等解撤工室の内面の維持管理状況を、目視により検査する。



十 〔略〕	九 第四条第二項 第九号の温度上昇を防止するための措置	七 〔略〕 八 第四条第二項 第八号の遠隔操作による解撤設備	六 削除
----------	--------------------------------	--------------------------------------	------

十 〔略〕	九 解撤作業中における温度上昇を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。	七 〔略〕 八 遠隔操作による解撤設備の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。	六 削除
----------	---	---	------

十 〔略〕	九 第四条第二項 第九号の解撤作業中にその温度が上昇し、爆発又は発火するおそれがある不発弾等を取り扱う設備の温度上昇を防止する措置	七 〔略〕 八 第四条第二項 第八号の遠隔操作による解撤設備	六 第四条第二項 第六号の不発弾等解撤工室(鋼製チャンネルを除く)の床面
----------	--	--------------------------------------	---

十 〔略〕	九 解撤作業中における温度が上昇し、爆発又は発火するおそれがある不発弾等を取り扱う設備の温度上昇を防止する措置の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。	七 〔略〕 八 解撤設備が遠隔操作できるものにあつては、その維持管理状況を、目視により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。	六 不発弾等解撤工室の床面の維持管理状況を、目視により検査する。
----------	--	---	----------------------------------

十一の三 第四条 第二項第十一号 ハの周囲の火災を防止するための措置	十一の二 第四条 第二項第十一号 ロの土堤、防壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置	十一 第四条第二項第十一号イの不発弾等廃棄処理場
--	---	--------------------------

十一の三 周囲の火災を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。	十一の二 土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁を、別表第四第十六項又は第四十八項に掲げる保安検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。	十一 不発弾等廃棄処理場について、危険区域内に設置されていることを、目視により検査する。
--	---	--

〔新設〕	〔新設〕	十一 第四条第二項第十一号の不発弾等廃棄処理場
------	------	-------------------------

〔新設〕	〔新設〕	十一 不発弾等廃棄処理場の維持管理状況を、目視により検査する。
------	------	---------------------------------

3 製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合

一 第四条の二第一項第一号の標識及び爆発又は発火に關し必要な事項の揭示、移動区域の設定並びに警戒札の揭示の状況

二 第四条の二第一項第二号の移動区域の施設の設置制限

三 第四条の二第一項第三号の火災による延焼を防止するための措置

一 製造所の標識及び爆発又は発火に關し必要な事項の揭示、移動区域の設定並びに警戒札の揭示の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。

二 移動区域に設置した施設の種類を、目視により検査する。

三 移動区域の境界が森林内に設けられた場合について、火災による延焼を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

四 移動式製造設備用工室の維持管理状況を別表第三第一項第十号、第十一号、第十四号から第十六号の四まで、第十八号から第二十号まで、第二十二号から第二十五号

3 製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合

一 第四条の二第一項第一号の標識、揭示板、移動区域、境界さく及び警戒札

二 第四条の二第一項第二号の移動区域の施設設置制限

三 第四条の二第一項第三号の防火のための空地

一 製造所の標識、揭示板、危険区域、境界さく及び警戒札の維持管理状況を、目視により検査する。

二 移動区域に設置した施設の種類を、目視により検査する。

三 森林内に設けた境界さく沿いの防火のための空地の維持管理状況を、目視により検査する。

四 移動式製造設備用工室の維持管理状況を、目視により検査する。

号まで及び第十八号から第二十二号までに掲げる検査項目

五〇七 「略」

八 第四条の二第一項第八号の移動区域内のボイラー室及び煙突

九 削除

十 削除

十一 第四条の二第一項第十一号の移動式製造設備の消火設備

まで及び第二十七号の方法により検査する。

五〇七 「略」

八 移動区域内にボイラー室及び煙突が設置されていないこと

を、目視又は図面により検査する。ただし、移動区域内に、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合には、ボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。

九 削除

十 削除

十一 移動式製造設備の消火設備について、維持管理状況を、目視により検査する。

五〇七 「略」

八 第四条の二第一項第八号の危険区域内のボイラー室及び煙突

九 第四条の二第一項第九号の避雷装置

十 第四条の二第一項第十号の移動式製造設備用工室の耐火構造

十一 第四条の二第一項第十一号の移動式製造設備の耐火構造及び消火設備

五〇七 「略」

八 危険区域内に設けたボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。

九 移動式製造設備用工室に設置されている避雷装置の維持管理状況を、別表第四第十四に掲げる保安検査の方法により検査する。

十 移動式製造設備用工室の耐火構造の維持管理状況を、目視により検査する。

十一 移動式製造設備の耐火構造及び消火設備の維持管理状況を、目視により

十二 削除

る。また、当該  
消火設備の性能  
を、作動試験又  
はその記録によ  
り検査する。

十二 削除

十三 削除

十三 削除

十四 削除

十四 削除

十五 〔略〕  
十六 削除

十五 〔略〕  
十六 削除

十七 削除

十七 削除

十八 第四条の二  
第一項第十八号  
の移動式製造設  
備の移動方法及  
び製造方法

十八 製造し及び  
運搬する火薬類  
並びに周囲の火  
薬類の爆発又は  
発火を起すお  
それがない車両  
が使用されてい

十二 第四条の二  
第一項第十二号  
の工室の付近の  
消火の設備

十三 第四条の二  
第一項第十三号  
の移動式製造設  
備用工室の窓、  
出口及び扉

出口及び扉

十四 第四条の二  
第一項第十四号  
の移動式製造設  
備用工室の内面

十五 〔略〕  
十六 第四条の二  
第一項第十六号  
の移動式製造設  
備用工室の床面

十七 第四条の二  
第一項第十七号  
の移動式製造設  
備用工室内の原  
動機据付け制限

十八 第四条の二  
第一項第十八号  
の移動式製造設  
備の移動方法

検査し、及び当  
該消火設備の性  
能を、作動試験  
又はその記録に  
より検査する。

十二 移動式製造  
設備用工室の付  
近の消火設備の  
維持管理状況を  
、目視により  
検査する。

十三 移動式製造  
設備用工室に設  
けた窓及び出口  
の維持管理状況  
を、目視により  
検査する。

十四 移動式製造  
設備用工室の内  
面の維持管理状  
況を、目視によ  
り検査する。

十五 〔略〕  
十六 移動式製造  
設備の床面の維  
持管理状況を、  
目視により検査  
する。

十七 移動式製造  
設備用工室内に  
据付けた原動機  
の維持管理状況  
を、目視により  
検査する。

十八 ディーゼル  
車の維持管理状  
況を、目視によ  
り検査し、必要  
に応じて図面又は  
記録により検査  
する。

十九 第四条の二  
第一項第十九号  
の移動式製造  
設備の機械、器  
具又は容器の、  
摩擦により特定  
硝酸アンモニウ  
ム系爆薬が爆発  
し又は発火しな  
い構造

ることを、目視  
、図面、記録又は  
測定器具を用い  
た測定により検  
査し、製造のた  
め車両の動力を  
使用する場合に  
あつては、移動  
と製造とが同時  
にできない構造  
であることを、  
目視、図面又は  
記録により検査  
し、製造のため  
車両の動力を使  
用しない場合に  
あつては、製造  
のための動力  
は、特定硝酸ア  
ンモニウム系爆  
薬を爆発し又は  
発火させるおそ  
れがないもので  
あることを、目  
視、図面又は記  
録により検査す  
る。

十九 第四条の二  
第一項第十九号  
の移動式製造設  
備用工室又は移  
動式製造設備の  
機械、器具又は  
容器

十九 移動式製造  
設備用工室又は  
移動式製造設備  
に据付け又は備  
え付けた機械、  
器具又は容器の  
維持管理状況を  
、目視により  
検査する。

十九の二 第四条  
の二第一項第十  
九号口の移動式  
製造設備の機  
械、器具又は容  
器の、振動又は  
衝撃により特定  
硝酸アンモニウ  
ム系爆薬が爆発  
し又は発火しな  
い構造

十九の三 第四条  
の二第一項第十  
九号ハの移動式  
製造設備の機  
械、器具又は容  
器の、腐食によ  
り特定硝酸アン  
モニウム系爆薬  
が変質し又は爆  
発し若しくは発  
火しない構造

十九の四 第四条  
の二第一項第十  
九号ニの移動式  
製造設備の機  
械、器具又は容  
器の、特定硝酸  
アンモニウム系  
爆薬の付着、浸  
透又は浸入によ  
り爆発し又は発  
火しない構造

十九の二 移動式  
製造設備の機  
械、器具又は容  
器について、振  
動又は衝撃によ  
り特定硝酸アン  
モニウム系爆薬  
が爆発し又は発  
火しない構造と  
なっていること  
を、目視又は図  
面により検査す  
る。

十九の三 移動式  
製造設備の機  
械、器具又は容  
器について、腐  
食により特定硝  
酸アンモニウム  
系爆薬が変質し  
又は爆発し若し  
くは発火しない  
構造となってい  
ることを、目視  
又は図面により  
検査する。

十九の四 移動式  
製造設備の機  
械、器具又は容  
器について、特  
定硝酸アンモニ  
ウム系爆薬の付  
着、浸透又は浸  
入により爆発し  
又は発火しない  
構造となってい  
ることを、目視  
又は図面により  
検査する。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

十九の五 第四条  
の二第一項第十  
九号ホの移動式  
製造設備の機  
械、器具又は容  
器が、振動、衝  
撃等により変形  
しない構造

二十 削除

二十一 第四条の  
二第一項第二十  
一号の移動式製  
造設備を照明す  
る設備

二十二 第四条の  
二第一項第二十  
二号の移動式製  
造設備の機械設  
備の金属部に  
ける接地

二十三 第四条の  
二第一項第二十  
三号の移動式製  
造設備又は廃棄  
焼却場における  
特定硝酸アンモ  
ニウム系爆薬の  
停滞量等の揭示

十九の五 移動式  
製造設備の機  
械、器具又は容  
器について、振  
動、衝撃等によ  
り変形しない構  
造となっている  
ことを、目視又  
は図面により検  
査する。

二十 削除

二十一 移動式製  
造設備を照明す  
る設備について、  
維持管理状  
況を、目視によ  
り検査する。

二十二 移動式製  
造設備の機械設  
備の金属部に  
いて、接地の状  
況を、接地抵抗  
測定用器具を用  
いた測定又はそ  
の記録により検  
査する。

二十三 移動式製  
造設備又は廃棄  
焼却場の特定硝  
酸アンモニウム  
系爆薬の停滞  
量、同時に存置  
することができ  
る特定硝酸アン  
モニウム系爆薬

〔新設〕

二十 第四条の二  
第一項第二十号  
の移動式製造設  
備用温室又は移  
動式製造設備の  
暖房装置

二十一 第四条の  
二第一項第二十  
一号の移動式製  
造設備用温室又  
は移動式製造設  
備の照明設備

二十二 第四条の  
二第一項第二十  
二号の移動式製  
造設備用温室又  
は移動式製造設  
備の機械設備の  
金属部の接地

二十三 第四条の  
二第一項第二十  
三号の移動式製  
造設備用温室、  
移動式製造設備  
又は廃棄焼却場  
の揭示板

〔新設〕

二十 移動式製造  
設備用温室又は  
移動式製造設備  
の暖房装置の維  
持管理状況を、  
目視により検査  
する。

二十一 移動式製  
造設備用温室又  
は移動式製造設  
備に設けられた  
照明設備の維持  
管理状況を、目  
視により検査す  
る。

二十二 温室又は  
移動式製造設備  
の機械設備の金  
属部の接地の状  
況を、接地抵抗  
測定用器具を用  
いた測定又はそ  
の記録により検  
査する。

二十三 移動式製  
造設備用温室、  
移動式製造設備  
又は廃棄焼却場  
の揭示板の維持  
管理状況を、目  
視により検査す  
る。

二十四 削除

の原料の種類及び最大数量、定員、注意事項その他の必要な事項の掲示の状況並びに記載事項の維持管理状況を、目視により検査する。

二十四 削除

二十五 削除

二十五 削除

二十六 第四条の二第一項第二十六号の移動式製造設備の粉じんの飛散を防ぐための措置

二十六 移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐための措置の維持管理状況を、目視により検査する。

二十七・二十八

二十七・二十八

二十九 第四条の二第一項第二十九号の移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特

定硝酸アンモニウム系爆薬が爆

二十四 第四条の二第一項第二十四号の移動式製造設備用工室内に設置された普通木造建築物の耐火的措置

二十四 移動式製造設備用工室内に面して設置された普通木造建築物の維持管理状況を、目視により検査する。

二十五 第四条の二第一項第二十五号の移動式製造設備用工室内の天井及び内壁

二十五 移動式製造設備用工室内の天井及び内壁の維持管理状況を、目視により検査する。

二十六 第四条の二第一項第二十六号の移動式製造設備用工室内の移動式製造設備の粉じんの飛散を防ぐ措置

二十六 移動式製造設備用工室内又は移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐ措置の維持管理状況を、目視により検査する。

二十七・二十八

二十七・二十八

二十九 第四条の二第一項第二十九号の移動式製造設備で、特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部と内壁の間隙

を、目視、図面又は記録により検査する。

定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置

三十一 第四条の二第一項第三十一号の特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置

三十一 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置

発火し又は発火しない措置の維持管理状況を、目視及び記録により検査する。

三十一 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置の維持管理状況を、目視、図面又は記録により検査する。

三十一 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置の維持管理状況を、目視、図面又は記録により検査する。

三十 第四条の二第一項第三十号の移動式製造設備に備え付けるためのホースの維持管理状況を、目視及び記録により検査する。

三十一 移動式製造設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備で、発火又は爆発するおそれのある設備の安全装置

三十一 移動式製造設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備の安全装置の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該安全装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

記録により検査する。

三十一 移動式製造設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備の安全装置の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該安全装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

三十一 移動式製造設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備の安全装置の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該安全装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

<p>三十三の三 第四 条の二第一項第 三十三号ハの周 囲の火災を防止 するための措置</p>	<p>三十二 〔略〕 三十三 第四条の 二第一項第三十 三号イの廃棄焼 却場</p>
---	--

<p>三十三の三 周囲 の火災を防止す るための措置の 維持管理状況 を、目視、図面</p>	<p>三十二 〔略〕 三十三 廃棄焼却 場について、移 動区域内に設置 されていること を、目視により 検査する。 三十三の二 土堤 又は防爆壁を設 置したものにつ いては、土堤又は は防爆壁を、別 表第四第十六項 又は第十八項に 掲げる保安検査 の方法により検 査し、防火壁そ の他の延焼を遮 断するための措 置を講じたもの については、当 該措置の状況を、 目視及び図面 により検査す る。ただし、火 災類が爆発し又 は発火すること により周辺の施 設に危害を及ぼ すおそれがない 場合には、当該 場合においては、 おそれがないこ とを、目視、図 面又は記録によ り検査する。 三十三の三 周囲 の火災を防止す るための措置の 維持管理状況 を、目視、図面</p>
--	--

<p>〔新設〕</p>	<p>三十二 〔略〕 三十三 第四条の 二第一項第三十 三号の廃棄焼却 場</p>
-------------	---

<p>〔新設〕</p>	<p>三十二 〔略〕 三十三 移動区域 内の廃棄焼却場 の維持管理状況 を、目視及び図 面により検査す る。 〔新設〕</p>
-------------	---

	4 〔略〕		4 〔略〕	
備考 表中の「」は注記である。				
附則				
この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。				
又は機器等の作 動試験若しくは その記録により 検査する。				